

第4次

2021 - 2025 年度

春日市地域しあわせプラン2021 春日市地域福祉計画・地域福祉活動計画

顔の見える
支え合いの
仕組みづくり

健やかに
いきいきと
暮らせる
地域づくり

誰もが必要な
相談・支援が
受けられる
体制づくり

安全・安心・快適に
暮らせる
体制づくり

令和3年3月

春日市・春日市社会福祉協議会

はじめに

本市では、平成28年度(2016年度)から令和2年度(2020年度)までを計画期間とする「第3次春日市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定し、「みんなで支え合う誰にも優しいまち かすが」を基本理念として、「向こう三軒両隣」による身近な支え合いの仕組みづくりを進めてまいりました。

近年、我が国では、急激な人口減少と少子高齢化の進行とともに、核家族化や単身世帯が増加するなど社会構造が大きく変化してきました。加えて、人々の価値観やライフスタイルの多様化による地域社会のつながりや、地域に対する関心の希薄化が社会的な問題となっています。

そのため、国では、高齢者、障がい者、子どもなど全ての人々が地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指し、社会福祉法が改正され、平成30年(2018年)4月に施行されました。

これらを踏まえ、この度、前計画の見直しを行い、令和3年度(2021年度)からの5年間を計画期間とする「第4次春日市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定しました。

本計画では、前計画の基本理念を継承し、人々が様々な地域生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、しあわせな地域を共に創り上げる「地域共生社会」を目指します。

本計画に基づき、住民の皆様をはじめ、関係団体等と連携を図りながら協働し、各種施策や事業の推進を一層図ってまいりたいと考えておりますので、引き続き、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定に当たり、アンケートなどにご協力いただきました皆様、ご尽力いただきました自治会長をはじめとする関係者の皆様、それぞれの専門的見地から地域福祉に関する貴重なご意見をいただきました春日市地域福祉計画等策定検討会の皆様、関係団体の皆様に対し、心から感謝申し上げます。

令和3年3月



春日市長 井上澄和

はじめに

春日市社会福祉協議会は地域福祉を推進する中核的な団体として、地域住民及び福祉組織・関係者の協働により地域生活課題の解決に取り組み「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」を目指し活動しています。

わが国では、少子高齢化が進むなか、地域では社会的孤立や引きこもり、子どもの貧困や虐待、8050問題やダブルケア等、様々な課題が顕在化しています。

さらに、近年は台風や豪雨、地震などの自然災害が多発し、平常時とともに「地域での助け合い」の重要性が認識されています。

このような中、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「わが事」として参画し、人とひと、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしや生きがいを、地域をともに創っていく「地域共生社会」の取り組みが進められ、地域社会に貢献する社会福祉法人として、さらに地域共生社会の実現に向けた協働の中核を担う組織として、本会が果たす役割はますます重要性を増すものと考えております。

このような認識に立ち、前回に引き続き、春日市の「地域福祉計画」と春日市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」(第4次計画「春日市しあわせプラン 2021」)を一体的に策定し、第3次からの進捗状況や課題等を踏まえ、更なる発展に向け連携を深めて、地域福祉の一層の推進に努めてまいり所存ですので、本計画の趣旨をご理解いただき、ご支援、ご協力をお願いいたします。

最後に本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見、ご提言をいただきました策定委員の皆さまを始め、アンケート調査等にご協力いただきました住民の皆さま、関係機関の皆さまに心から感謝を申し上げます。

令和 3年 3月

社会福祉法人 春日市社会福祉協議会
会 長 友 廣 英 司



目次

第1章 計画の概要.....	1
1. 計画策定の趣旨.....	1
2. 計画の位置づけ.....	2
3. 社会福祉協議会とは.....	2
(1)法律上の位置づけと性格.....	2
(2)5つの原則.....	2
4. 計画の期間.....	3
5. 計画の策定体制と住民参画.....	3
(1)春日市地域福祉計画等策定検討会の設置.....	3
(2)地域福祉に関するアンケート調査の実施.....	3
(3)福祉関係団体等ヒアリング調査の実施.....	3
(4)パブリックコメントの実施.....	4
6. 他の関連計画との連携.....	4
第2章 統計からみる春日市の現状.....	5
1. 少子高齢化の進行.....	5
2. 要援護者の増加.....	9
3. 家族形態の多様化.....	11
4. 外国人登録人口の増加.....	11
5. 生活保護世帯数の推移.....	12
第3章 計画の基本理念と基本目標.....	13
1. 計画の基本理念.....	13
2. 計画の基本目標.....	13
3. 計画の体系.....	14
第4章 市全体の現状と課題及び今後の取組.....	15
基本目標1 顔の見える支え合いの仕組みづくり.....	15
(1)地域福祉の意識づくりと心のバリアフリーの促進.....	15
(2)地域における交流・ふれあいの促進.....	19
(3)地域における支え合いとボランティア活動の促進.....	23
基本目標2 誰もが必要な相談・支援が受けられる体制づくり.....	29
(1)きめ細かな情報提供・相談支援体制づくり.....	29
(2)地域のニーズに対応したサービス基盤の整備.....	33
(3)適切なサービス利用の促進.....	35
基本目標3 健やかにいきいきと暮らせる地域づくり.....	37
(1)地域における健康づくり・介護予防の促進.....	37
(2)生きがい活動の促進.....	39
(3)生活困窮者への自立支援.....	41
基本目標4 安全・安心・快適に暮らせる地域づくり.....	43
(1)緊急時・災害時の助け合いの仕組みづくり.....	43
(2)地域における見守り・防犯活動の促進.....	48
(3)ユニバーサルデザインのまちづくりと生活環境の保全.....	50
第5章 自治会ごとの現状と課題及び今後の展望.....	51
1. 春日中学校区.....	53
小倉地区自治会.....	53
須玖南地区自治会.....	54
昇町地区自治会.....	55
弥生地区自治会.....	56
2. 春日東中学校区.....	57
大谷地区自治会.....	57

小倉東地区自治会	58
宝町地区自治会	59
ちくし台地区自治会	60
千歳町地区自治会	61
光町地区自治会	62
大和町地区自治会	63
若葉台西地区自治会	64
若葉台東地区自治会	65
3. 春日西中学校区	66
泉地区自治会	66
上白水地区自治会	67
下白水北地区自治会	68
下白水南地区自治会	69
白水ヶ丘地区自治会	70
4. 春日南中学校区	71
大土居地区自治会	71
白水池地区自治会	72
惣利地区自治会	73
塚原台地区自治会	74
天神山地区自治会	75
松ヶ丘地区自治会	76
紅葉ヶ丘地区自治会	77
5. 春日野中学校区	78
春日地区自治会	78
春日公園地区自治会	79
春日原地区自治会	80
春日原南地区自治会	81
平田台地区自治会	82
6. 春日北中学校区	83
岡本地区自治会	83
桜ヶ丘地区自治会	84
須玖北地区自治会	85
サン・ビオ地区自治会	86
日の出町地区自治会	87
第6章 成年後見制度利用促進基本計画	89
1. 計画策定の趣旨	89
2. 現状と課題	89
3. 基本方針	91
4. 具体的な取組	91
(1) 地域連携ネットワークの構築	91
(2) 成年後見制度の利用促進	93
第7章 計画の実現のために	95
1. 関係機関等との連携・協働	95
2. 計画の進捗管理	95
資料編	97
1. 春日市地域福祉計画等策定検討会委員名簿	97
2. 春日市地域福祉計画等策定検討会設置要綱	98
3. 用語集	99

第1章 計画の概要

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことをいいます。

本来、「住民」とは本市に住んでいる人のことをいいます。しかし、地域住民の困りごとを地域課題として解決していくため、本計画においては市外に住んでいる人で市内の事業所等に通勤・通学している人も「住民」に含みます。

平成 30 年の社会福祉法改正では、本計画が福祉分野の個別計画の上位計画として位置づけられました。この改正に伴い、今まで分野ごとに「縦割り」で支えていた地域の高齢者・子育て家庭・障がい者等の地域住民の暮らしにかかわる個々の地域生活課題に対し、包括的な対応を地域づくりとあわせて進めることや持続可能な地域づくりと結びつけた取組を進めることが求められています。

本市の人口は増加傾向にありますが、一貫して少子化、高齢化が共に進行している状況です。人口構造の変化に伴い、核家族世帯や単身世帯、高齢独居世帯や高齢夫婦世帯等の高齢者のみの世帯の増加など、家族の在り方や住まいの状況も変化し、ニーズも多様化しています。

これらの社会構造の変化により、地域・家庭・職場といった生活のさまざまな場において、支え合いの基盤が弱まっていることから、地域に暮らす人と人とのつながりを構築し、様々な課題を一丸となって解決していくことが求められています。

このような人々の暮らしの変化や社会構造の変化を踏まえ、全ての地域住民が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向けた体制整備が進められています。

このたび、令和2年度末に第3次春日市地域福祉計画・地域福祉活動計画が終了することを受け、これまでの取組を継承するとともに「地域共生社会」の実現に向けた取組を推進するため、「第4次春日市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定します。

第1章 計画の概要

2. 計画の位置づけ

本計画は、春日市と春日市社会福祉協議会が連携し、両計画の整合性を保ちながら地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定します。また、成年後見制度利用促進基本計画を内包しています。

地域福祉計画	市町村地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条に基づく行政計画です。地域福祉活動への住民の参加を促し、住民の生活全般にわたる福祉の向上を図ることを目的としています。
地域福祉活動計画	地域福祉活動計画は、社会福祉法第 109 条に規定されている市区町村社会福祉協議会が策定する地域福祉の推進を目的とした実践的な活動・行動計画です。地域における福祉課題の解決を目指し、住民・地域・福祉サービス事業者・NPO※等の主体的な活動とそれを支える社会福祉協議会の活動について、お互いに連携しながら、地域福祉活動を具体的、かつ計画的に明確化した計画です。
成年後見制度利用促進基本計画	成年後見制度利用促進基本計画は、成年後見制度※の利用の促進に関する法律第 14 条に基づく成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画です。成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的としています。

3. 社会福祉協議会とは

(1) 法律上の位置づけと性格

「誰もがいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」を目指し、地域のいろいろな福祉課題について住民の皆さんの意見を聴き、一緒に考えながら活動している社会福祉法人として法人化された民間の福祉団体です。

また、地域住民やボランティア※、保健・医療・福祉等の関係者、行政機関の参加・協力を得ながら活動しており、民間としての「自主性」と、広く住民や社会福祉関係者に支えられた「公共性」という2つの側面を併せ持った非営利団体です。

社会福祉協議会は、社会福祉法第 109 条に基づき、「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と定められ、全国の都道府県、各市町村に設置されています。

なお、春日市社会福祉協議会は、昭和 35 年4月1日に設立されました。

(2) 5つの原則

住民ニーズ基本の原則 皆さんの「困ったこと(ニーズ)」や福祉課題などを第一に考えて活動します

住民活動主体の原則 住民の自発性・自主性を中心に地域福祉の活動を進めます

民間性の原則 民間らしく柔軟にすばやく対応し、新たな福祉課題にも積極的に取り組みます

公私協働の原則 地域住民や社会福祉関係者などと一緒に協力・連携を図ります

専門性の原則 福祉の専門家として住民の立場に立った、質の高い活動を目指します

4. 計画の期間

本計画の期間は令和3年度から令和7年度までの5年間とします。なお、社会情勢や住民ニーズの変化などに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

5. 計画の策定体制と住民参画

(1) 春日市地域福祉計画等策定検討会の設置

本計画を策定するにあたり、幅広い分野からの意見を踏まえ地域福祉推進に係る検討を行うために、「春日市地域福祉計画等策定検討会」を設置し、各種団体や住民の意見を広く反映させながら計画を策定しました。

[春日市地域福祉計画等策定検討会 開催概要]

第1回	【開催日】令和2年6月24日(水) 【議事内容】・地域福祉計画の概要説明 ・第4次地域福祉計画等(2021計画)策定スケジュールについて ・現行地域福祉計画の進捗状況
第2回	【開催日】令和2年10月28日(水) 【議事内容】・各委員からの質問・意見等について ・アンケート結果について ① 住民アンケート ② 団体アンケート ・2021計画の素案について
第3回	【開催日】令和2年12月23日(水) 【議事内容】・重層的支援体制整備事業について ・2021計画の素案修正版について
第4回	【開催日】令和3年2月25日(木) 【議事内容】・2021計画の素案修正版について ① 前回からの修正等について ② 表紙について ③ 概要版について ・意見交換等

(2) 地域福祉に関するアンケート調査の実施

本計画の策定に先立ち、住民の地域福祉に関する意識や生活課題を把握するために、「春日市地域福祉に関するアンケート調査」を実施しました。

[アンケート調査の実施概要]

調査対象	市内在住の満20歳以上の住民2,000人(無作為抽出)
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	令和2年7月22日(水)～令和2年8月31日(月)

(3) 福祉関係団体等ヒアリング調査の実施

計画策定にあたり、地域福祉に関する現場のニーズや課題を把握し、計画策定の基礎資料とするため、福祉関係団体等に対して、アンケート調査を実施しました。

また、福祉団体等連絡協議会に対して「団体ヒアリング」を実施しました。

第1章 計画の概要

(4)パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたっては、住民の意見を広く聴取するためパブリックコメント※(意見募集)を実施しました。

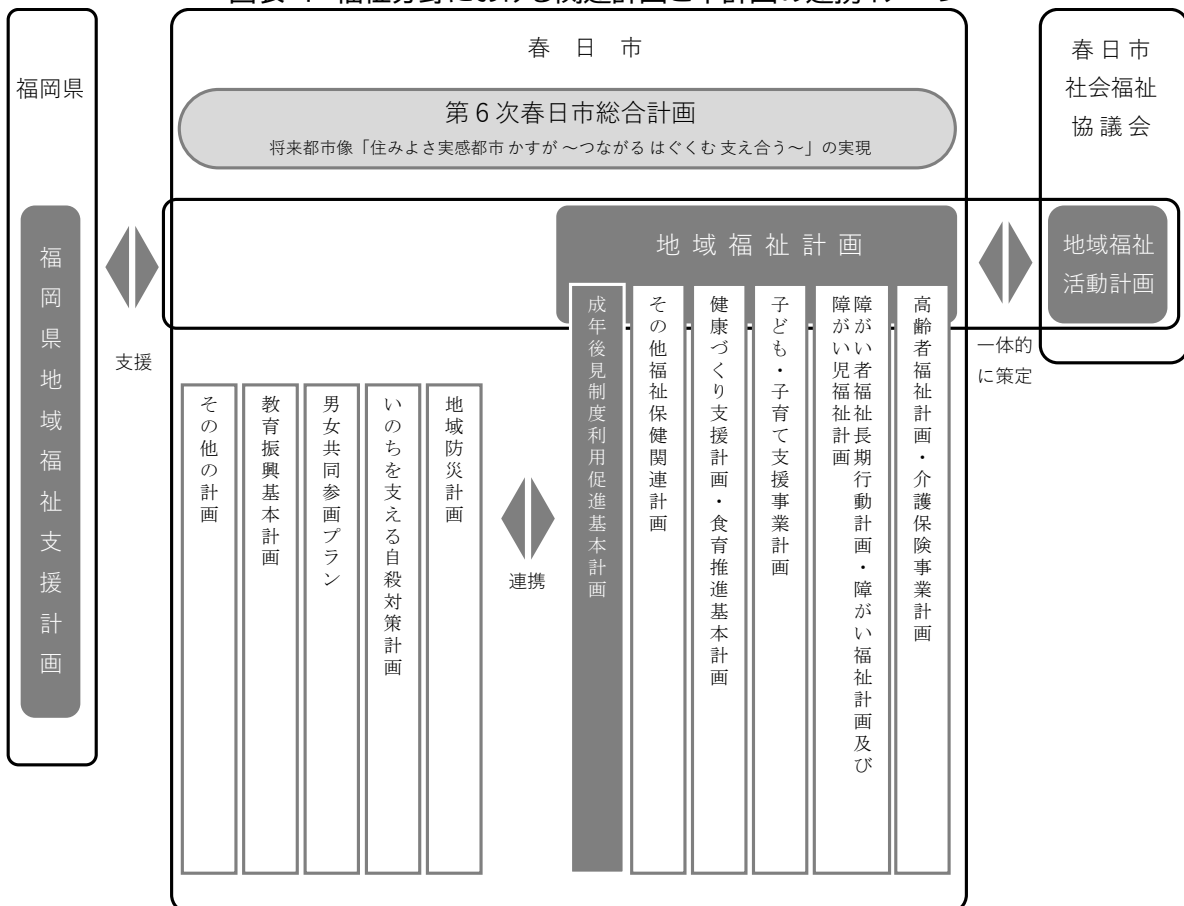
実施期間:令和3年1月20日(水)～令和3年2月3日(水)

6. 他の関連計画との連携

本計画は、第6次総合計画の下位計画として、本市における福祉分野の総合計画として位置づけられます。本計画の下位にある高齢者福祉、障がい者福祉、子育て支援等の分野における個別計画の指針となることはもちろん、本市の市政に関わるすべての計画との整合性を図り、策定します。

また、本計画と本市で策定されている福祉分野における個別計画は地域福祉の理念を共有しています。既に策定している福祉分野の個別計画において、本計画に盛り込むべき事項が記載されている場合には、その重なる部分について本計画の一部とみなします。

図表 1 福祉分野における関連計画と本計画の連携イメージ



第2章 統計からみる春日市の現状

第2章 統計からみる春日市の現状

1. 少子高齢化の進行

本市の総人口は一貫して増加傾向にあります。15歳未満である年少人口(図表2)は平成7年以降減少を続けているのに対し、65歳以上の老年人口は急激な増加傾向にあります。年齢3区分別の人口割合(図表3)を見ると、平成2年以降、少子高齢化は継続して進行しています。

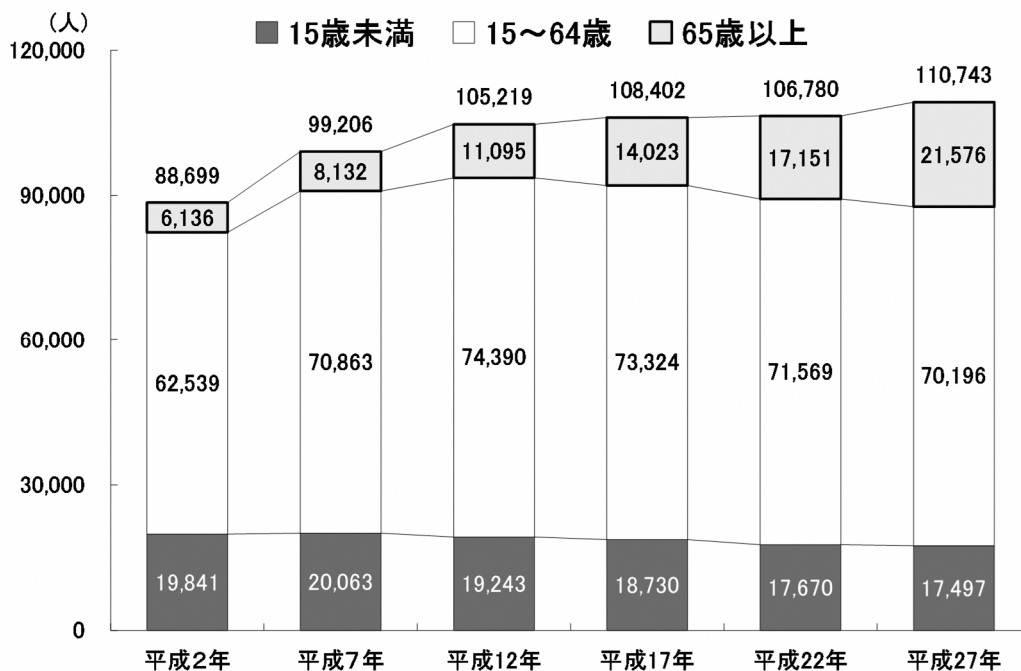
人口ピラミッド(図表4)を見ると、現在人口が最も多い年齢階層は男女ともに45～49歳であることがわかります。この世代が高齢期に達するまでには15年ほどの猶予があり、他市町村と比べれば、本市の高齢化は比較的緩やかに進行していくことが予想されます。

本市の平成27年総人口に占める65歳以上の人の割合(高齢化率)は19.5%となっています。また、高齢化率を県、国と比較すると、県、国の平均値を大きく下回って推移していることがわかります(図表5)。さらに、令和元年10月1日現在の全国平均高齢化率は28.4%、県平均高齢化率は27.2%、本市の令和元年9月末現在の高齢化率は21.4%という状況です。

一方、中学校区別人口及び高齢化率(図表6)を見ると、春日南中学校区の高齢化率は26.4%となっており、高齢化率が最も低い春日野中学校区(17.5%)と比較して約1.5倍の地域格差があることがわかります。また、本市の出生数は、平成6年以降年々増減を繰り返しながらも減少傾向にあります(図表8)。

少子高齢化の進行は、若年労働力の減少による経済成長の衰退にとどまらず、何らかの支援が必要な高齢者が増大するとともに、年金・医療・福祉等の社会保障分野における現役世代の負担増大をもたらす、社会経済全体に大きな影響を及ぼします。そのため、行政からの支援以外にも、高齢者本人の自助によるものや地域住民同士の助け合いを含めた取組を推進し、社会全体で地域を維持していく仕組みを作ることが必要となってきます。

図表2 年齢3区分別の人口の推移

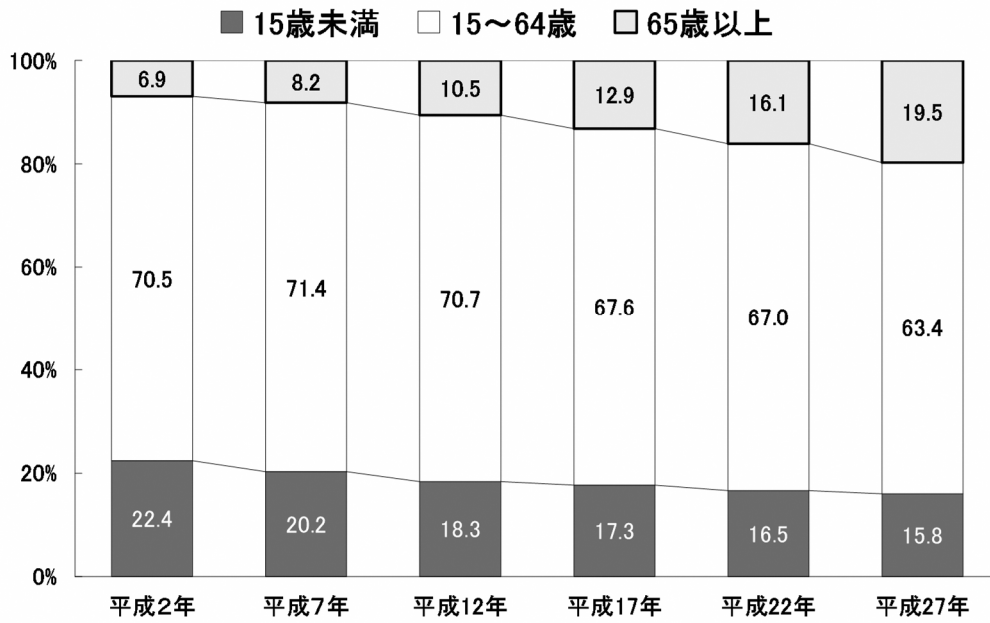


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

※ 年齢3区分人口には年齢不詳を含んでいないため各区分人口の和と総人口は一致していません。

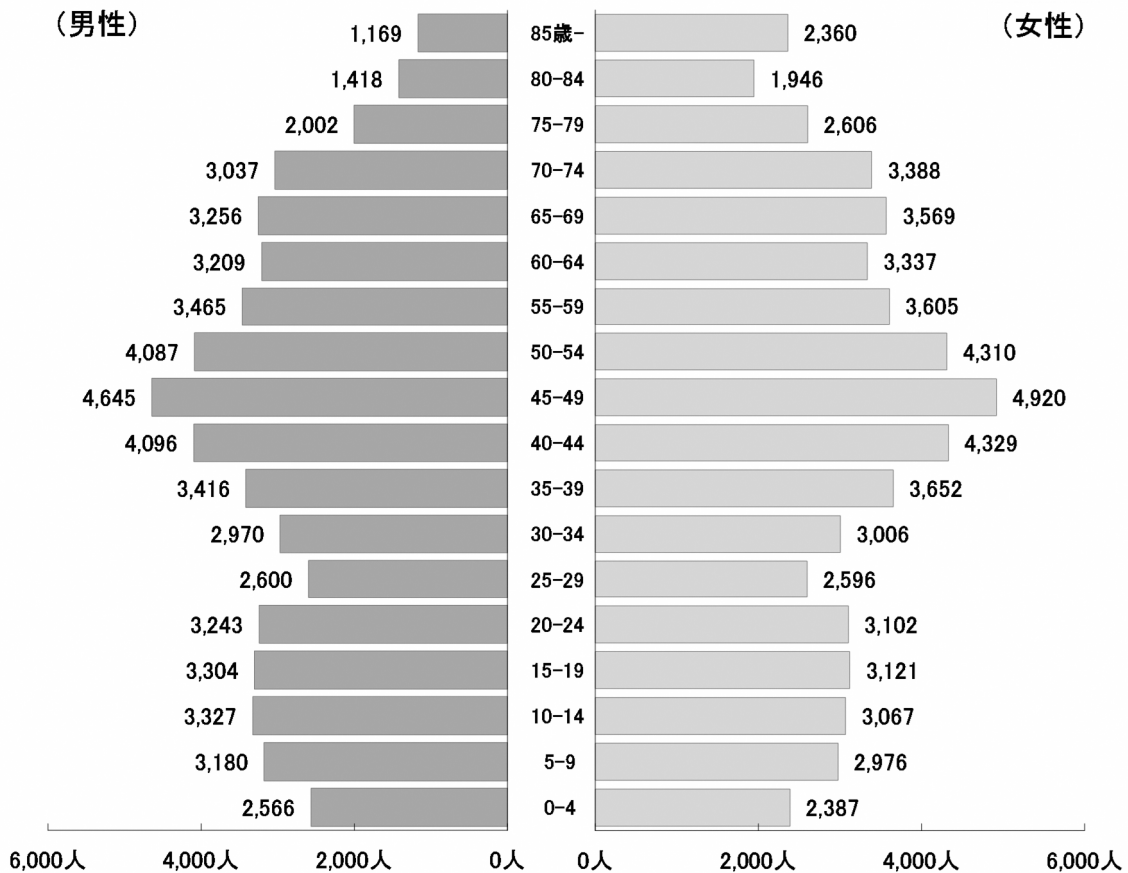
第2章 統計からみる春日市の現状

図表 3 年齢3区別の人口割合の推移



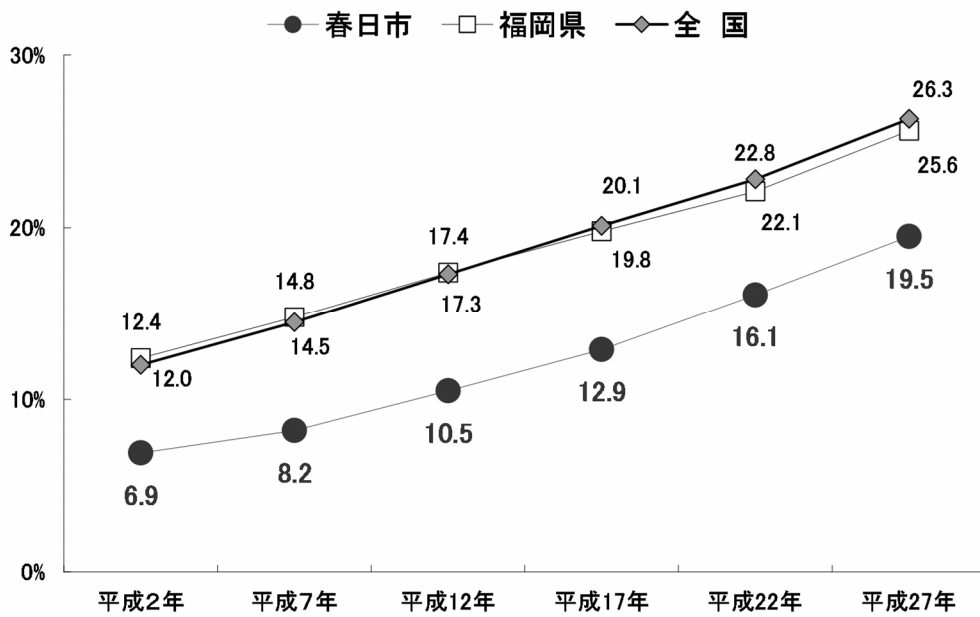
資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

図表 4 人口ピラミッド



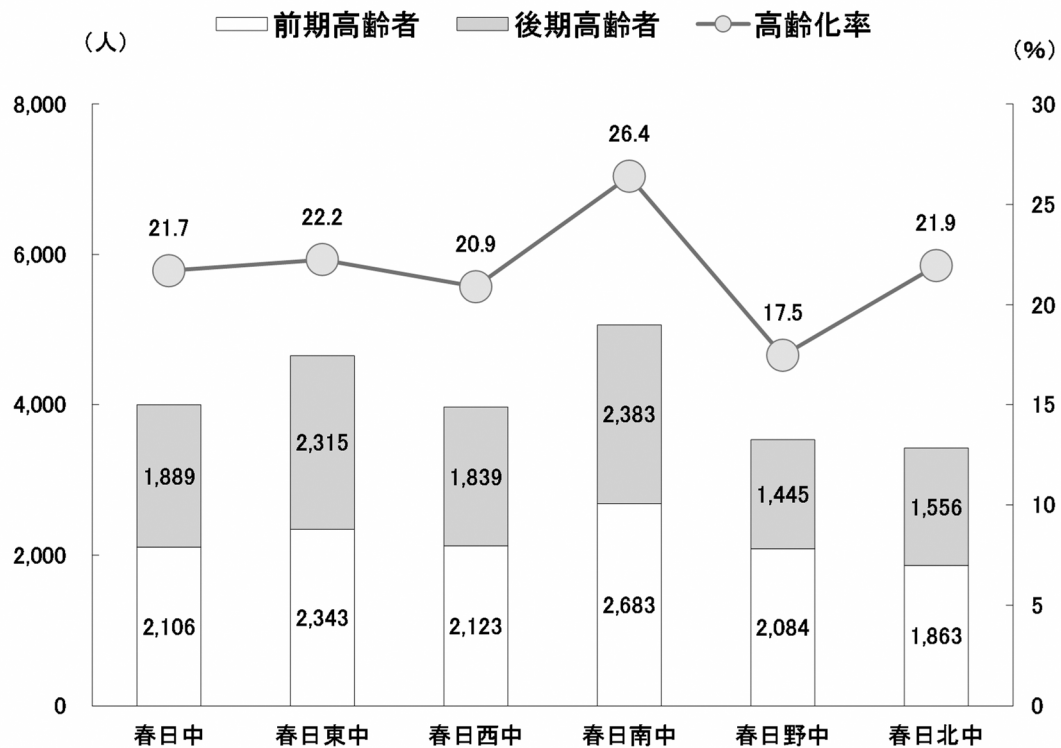
資料：住民基本台帳（令和2年3月末現在）

図表 5 高齢化率の推移



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

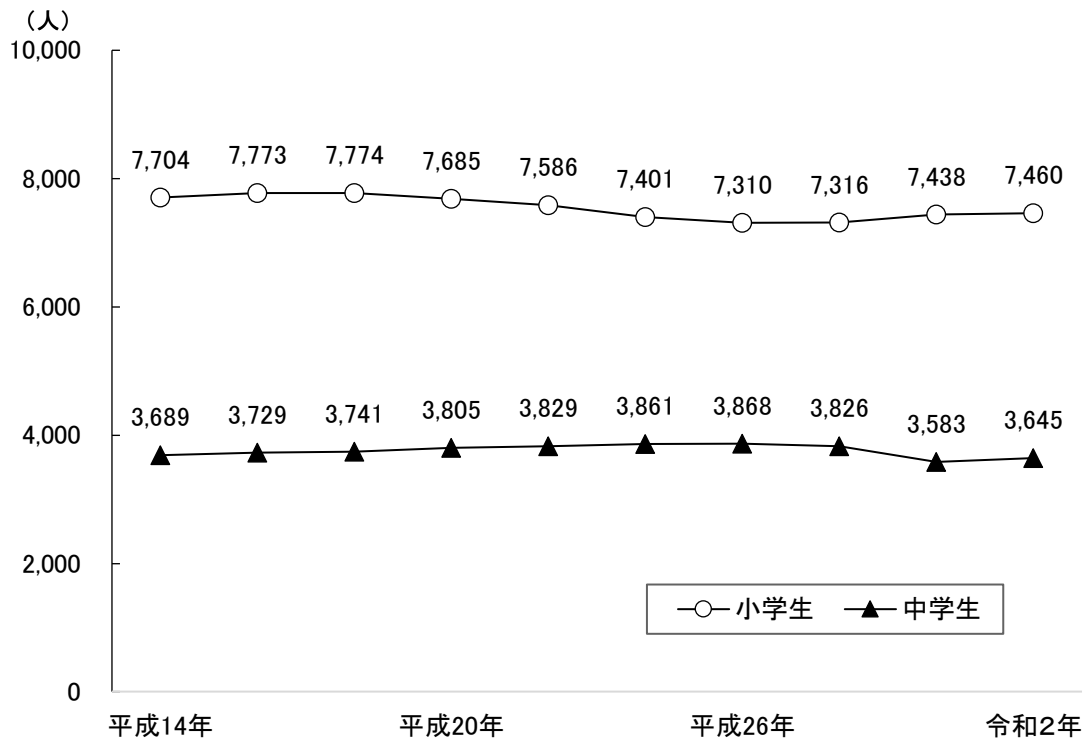
図表 6 中学校区別人口及び高齢化率



資料：住民基本台帳（令和2年3月末現在）

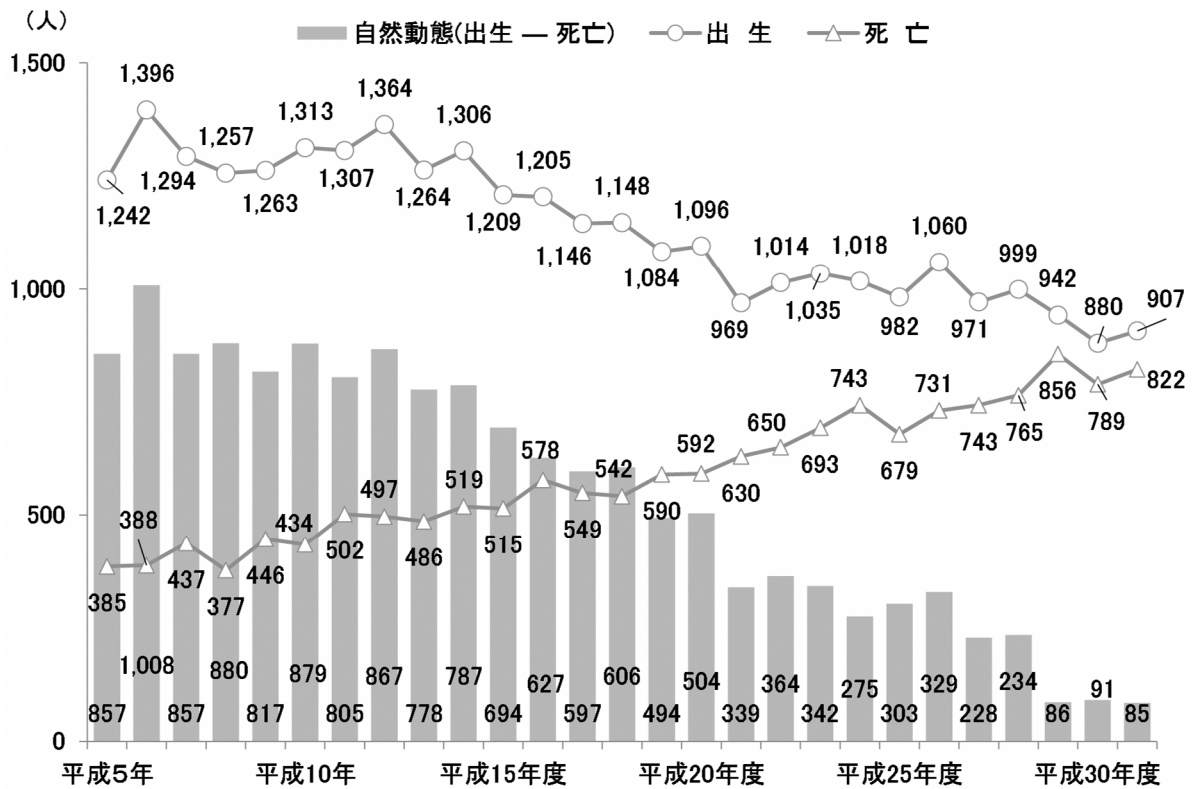
第2章 統計からみる春日市の現状

図表 7 児童・生徒数の推移



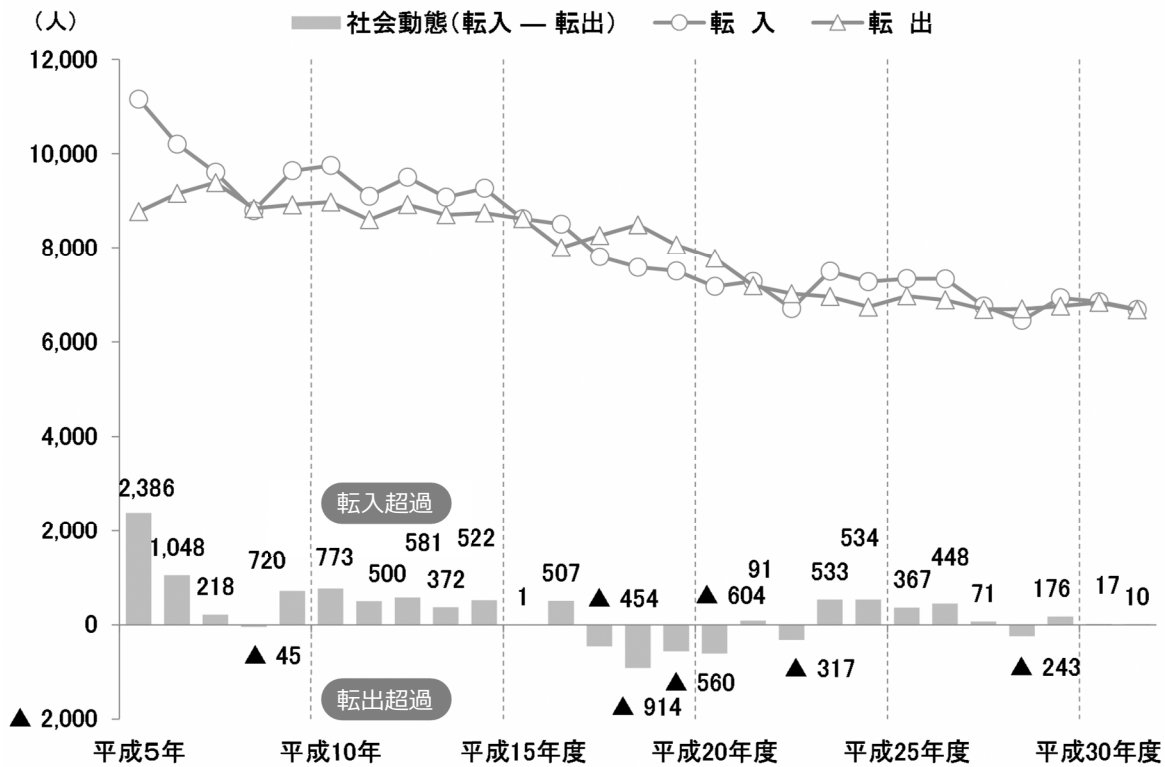
資料：学校基本統計（各年5月1日現在）

図表 8 自然動態



資料：住民基本台帳

図表 9 社会動態



資料：住民基本台帳

2. 要援護者の増加

高齢化の進行や病気等の原因に伴い、生活に何らかの支援を必要とする要援護者(高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、日本語が十分に理解できない外国人など)も増加しています。

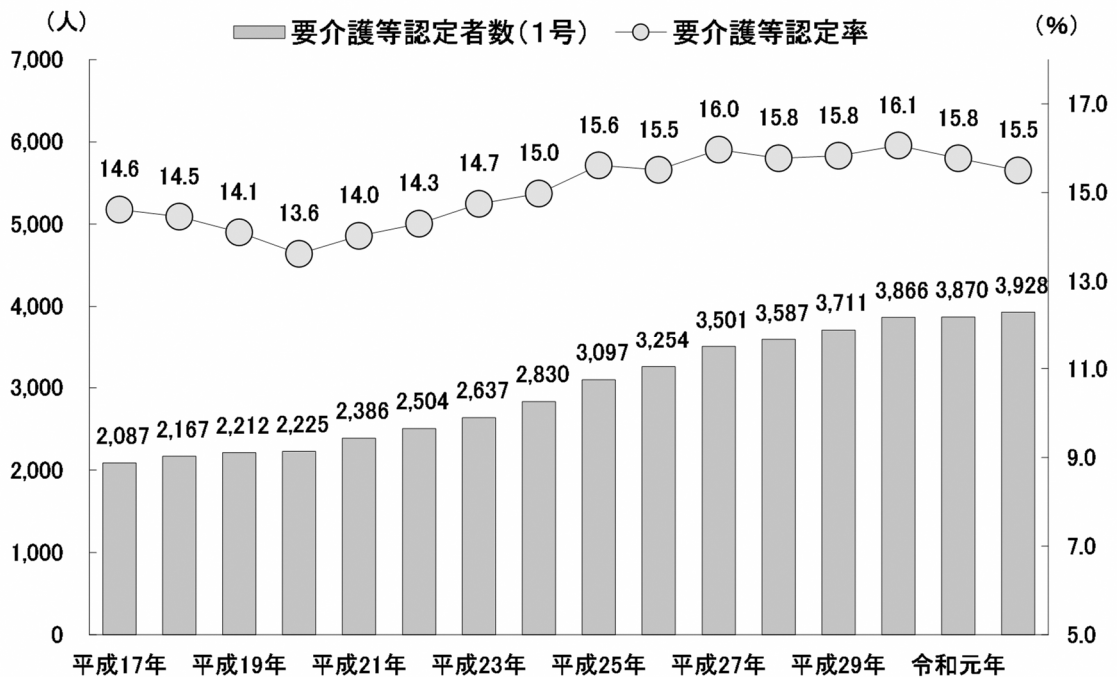
本市における65歳以上の要介護等認定者数及び要介護等認定率(第1号被保険者数に対する要介護認定者数の割合)の推移は(図表10)に示すとおりですが、要介護認定者数は平成17年以降、一貫して増加を続けています。また、要介護認定率は低下傾向にありましたが、平成20年以降、再び上昇傾向となっています。その後、平成24年以降、現在に至るまで15%~16%台を推移しています。

本市の障害者手帳所持者数の推移(図表11)を見ると、すべての障がい種別で増加傾向にあります。平成27年から令和2年までの5年間で身体障害者手帳所持者数が2.3%増加しているのに対して療育手帳所持者数は33.0%、精神障害者保健福祉手帳所持者数は64.0%増加しており、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者の増加が比較的大きいことが分かります。

要介護認定者の増加に伴い、介護をする家族の負担も大きくなります。要介護者や家族介護者への支援やサービスの提供のほか、介護予防の取組、地域社会全体での支え合いの仕組みを作ることで、介護者の負担軽減を図る必要があります。

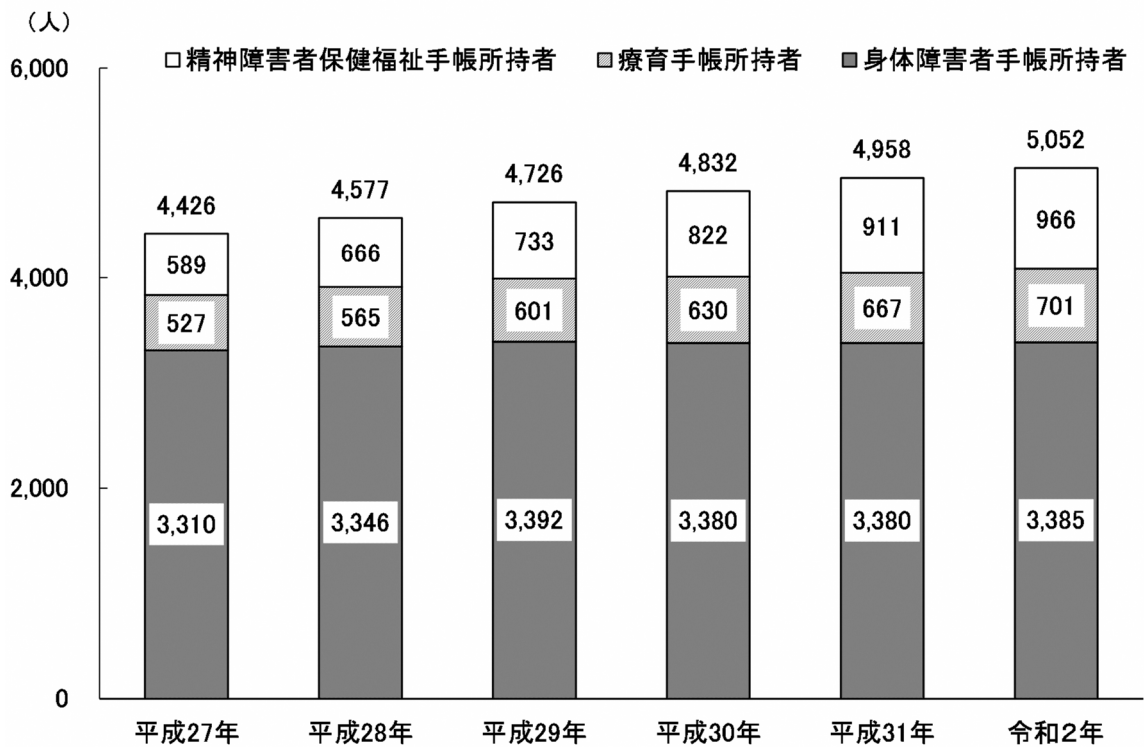
第2章 統計からみる春日市の現状

図表 10 要介護等認定者数及び要介護等認定率の推移



資料：介護保険事業報告（各年9月末現在）

図表 11 障害者手帳所持者数の推移



資料：春日市（各年3月末現在）

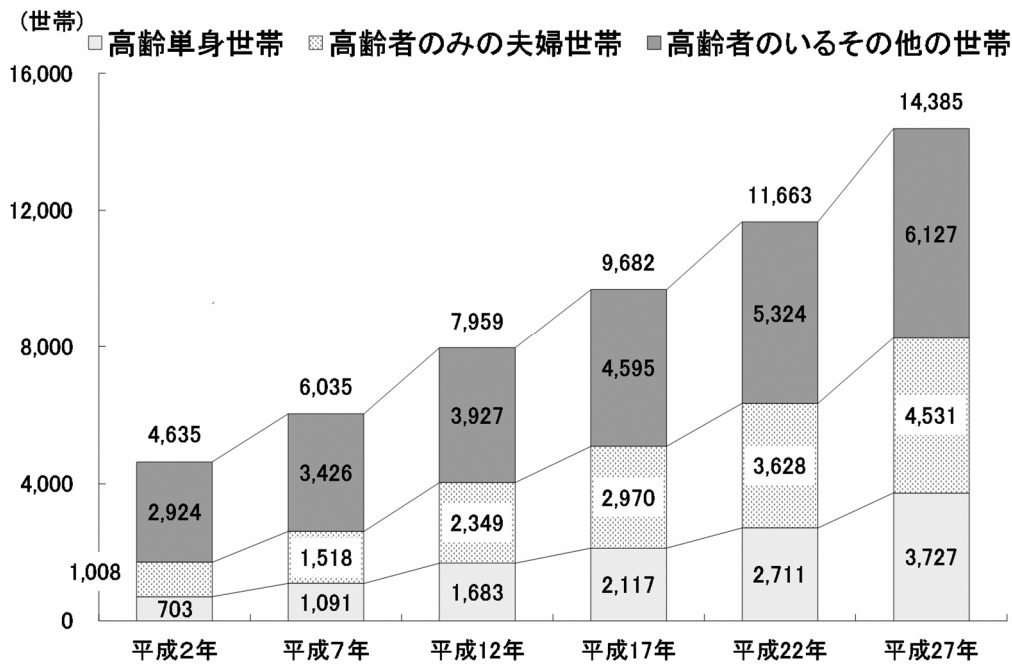
3. 家族形態の多様化

少子高齢化の進行や働き方・暮らし方や価値観の変化に伴い、家族の形態が多様化しています。高齢者のいる世帯は増加傾向にありますが、本市においては高齢単身世帯が平成7年からの20年間で約3.4倍となっており、特に大きく増加していることが分かります。

家族形態の多種多様化や世帯人員の減少により、日常的なケアが必要な家族のいる家庭では特に、日常生活における不安や悩みを相談できる相手がいなくなったり、世帯の状況の変化を周囲が気づき支えるという人間関係を構築しにくくなったりするなど、社会から孤立することも考えられます。

今日では、子育て・介護・病気・障がい等の複数の課題を同時に抱える世帯も少なくなく、これまで支援が必要な対象者ごとに縦割りで用意されていた公的制度で支援をすることが難しいケースも発生しています。このような背景から、地域の実情に応じて、高齢者・障がい者・子育て・生活困窮等の福祉分野の連携が必要であることはもちろん、難病や精神疾患等の保健分野との連携を今まで以上に強化していくなど、総合的・包括的な支援体制を作り上げる必要があります。

図表 12 高齢者世帯の推移



※ 高年齢単身世帯：65歳以上の1人のみの一般世帯。

※ 高年齢者のみの夫婦世帯：夫が65歳以上、妻が60歳以上の夫婦1組のみの一般世帯。

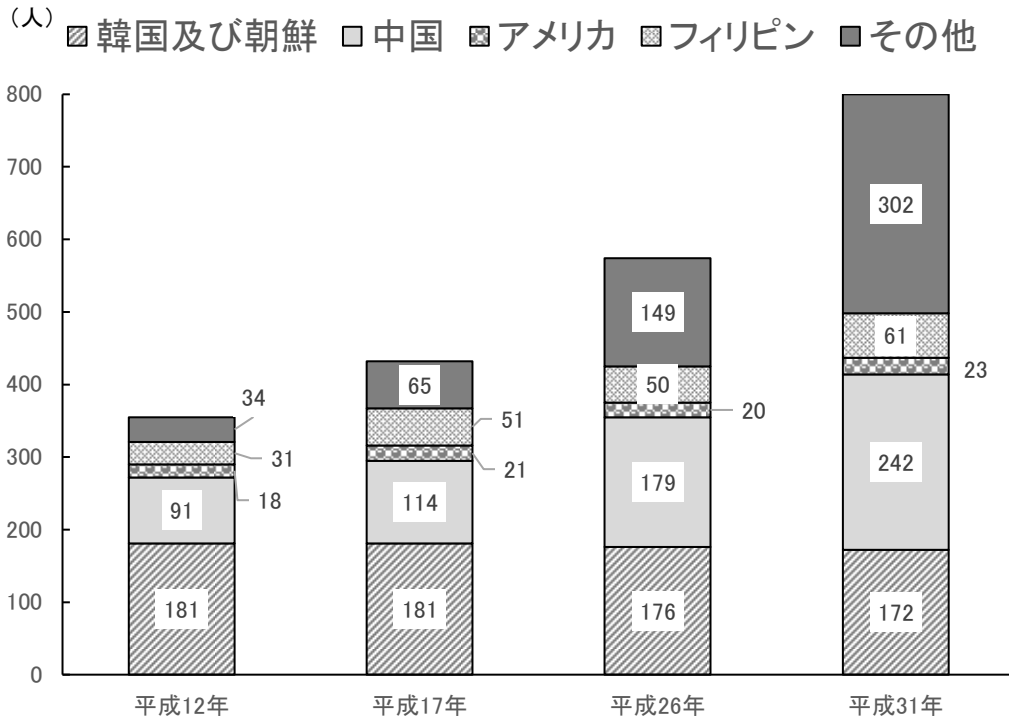
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

4. 外国人登録人口の増加

本市における外国人登録人口は平成12年以来増加しており、平成31年3月末現在、800人となっています。

第2章 統計からみる春日市の現状

図表 13 外国人登録人口の推移

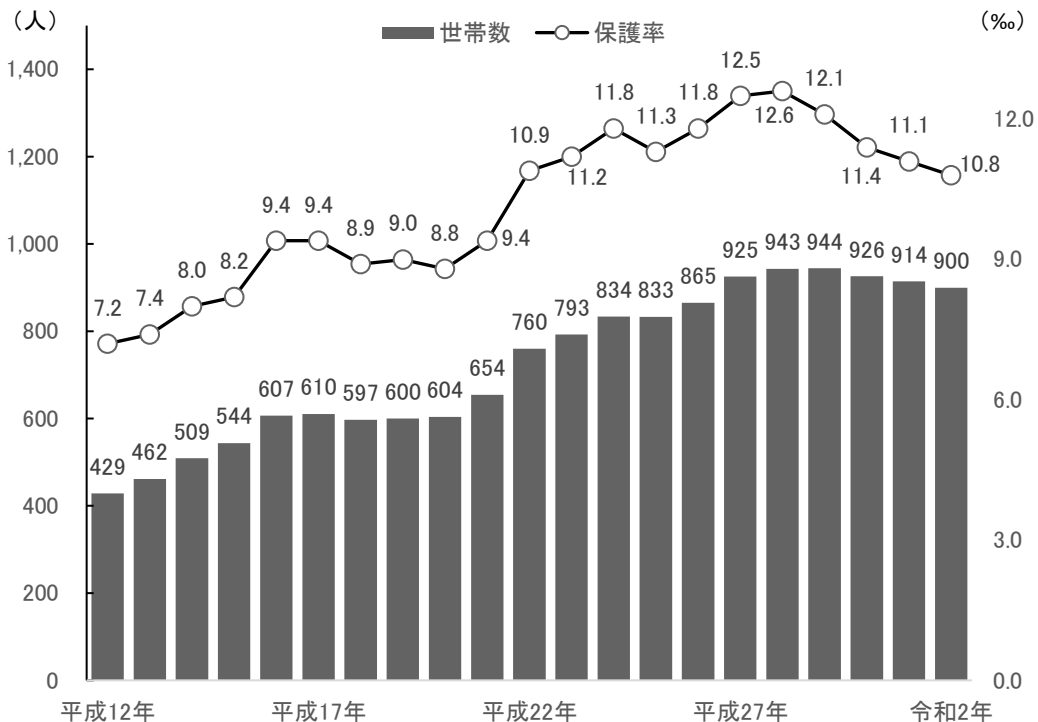


資料：春日市（各年3月末現在）

5. 生活保護世帯数の推移

本市における生活保護世帯数は平成29年まで増加傾向にありましたが、平成29年以降は緩やかに減少しています。保護率については平成28年の12.6%から4年連続で減少傾向が続いており、令和2年4月1日現在、10.8%となっています。これは平成22年と同水準です。

図表 14 生活保護世帯数と保護率の推移



資料：春日市（各年4月1日現在）

第3章 計画の基本理念と基本目標

第3章 計画の基本理念と基本目標

1. 計画の基本理念

[基本理念]

みんなで支え合う誰にも優しいまち かすが

本計画の上位計画である第6次春日市総合計画では、将来都市像「住みよさ実感都市 かすが ～ つながる はぐくむ 支え合う ～」の実現のため、「地域共生社会の推進」を政策として掲げています。

本計画では、人々が様々な地域生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、しあわせな地域をともにつくっていくことのできる「地域共生社会」の実現を目指します。

「春日市地域しあわせプラン 2016」では、「みんなで支え合う誰にも優しいまち かすが」を基本理念として計画を推進してきましたが、この理念により引き続き計画を推進することが地域共生社会の実現のために必要であることから、本計画においても、この理念を継承します。

2. 計画の基本目標

計画の基本理念「みんなで支え合う誰にも優しいまち かすが」を実現するために、次の4つの基本目標を掲げました。

[基本目標]

基本目標1 顔の見える支え合いの仕組みづくり

基本目標2 誰もが必要な相談・支援が受けられる体制づくり

基本目標3 健やかにいきいきと暮らせる地域づくり

基本目標4 安全・安心・快適に暮らせる地域づくり

3. 計画の体系

4つの基本目標ごとに、その達成のために必要な3つの基本施策を掲げています。さらに、基本施策ごとに「①市の取組」、「②市社会福祉協議会の取組」、「③地域住民等の取組」を掲げ、計画を推進していきます。

【基本理念】

みんなで支え合う誰にも優しいまち かすが

【基本目標】

1
顔の見える支え合いの
仕組みづくり

【基本施策】

- 1 地域福祉の意識づくりと心のバリアフリーの促進
- 2 地域における交流・ふれあいの促進
- 3 地域における支え合いとボランティア活動の促進

2

誰もが必要な
相談・支援が
受けられる体制づくり

- 1 きめ細かな情報提供・相談支援体制づくり
- 2 地域のニーズに対応したサービス基盤の整備
- 3 適切なサービス利用の促進

3

健やかに
いきいきと暮らせる
地域づくり

- 1 地域における健康づくり・介護予防の促進
- 2 生きがい活動の促進
- 3 生活困窮者への自立支援

4

安全・安心・快適
に暮らせる地域づくり

- 1 緊急時・災害時の助け合いの仕組みづくり
- 2 地域における見守り・防犯活動の促進
- 3 ユニバーサルデザインのまちづくりと生活環境の保全

第4章 市全体の現状と課題及び今後の取組

第4章 市全体の現状と課題及び今後の取組

基本目標1 顔の見える支え合いの仕組みづくり

私たちの身の回りには多様な地域課題があります。また、様々な悩みや不安を抱え、何らかの支援を必要とする人々が地域に暮らしています。それら地域課題や困り事は住民一人ひとり異なり、また、当事者のライフスタイルも様々であることから、必要とする福祉ニーズは住民一人ひとり異なります。

そこで、私たちの身近な地域で「顔がみえる関係」をつくりあげ、お互いの必要な情報を共有できる仕組みをつくっていくことで、こうした様々な生活課題の解決につなげていくことが必要となってきます。

基本理念である「みんなで支え合う誰にも優しいまち かつが」を実現するためには、顔の見える身近な地域の中で支え、支えられる関係を作っていくことが大切です。

以下に挙げる「地域福祉の意識づくりと心のバリアフリー※の促進」、「地域における交流・ふれあいの促進」、「地域における支え合いとボランティア活動の促進」に取り組むことで、地域住民をはじめとする多様な主体がつながり相互の顔が見える人間関係を築き、身近な地域で支え合う仕組みづくりを図ります。

(1)地域福祉の意識づくりと心のバリアフリーの促進

本市には、男性、女性、性的少数者、子どもや高齢者、障がい者、外国人など、さまざまな人が暮らしています。すべての住民があらゆる人を分け隔てなく受け入れ尊重することが求められています。

近年、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」、「部落差別の解消の推進に関する法律」、「福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」、「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」等の法律や条例が整備されています。

平成 28 年7月に厚労省の「我が事・丸ごと地域共生社会実現本部」において、社会保障政策の枠を超えた生活保障政策の全体的な再構築を図るため、すべての世代・すべての生活課題を対象とし、多様な社会福祉施策を一体化した統合的な地域ケアを構築する政策として「地域共生社会」の実現という方針が打ち出されました。

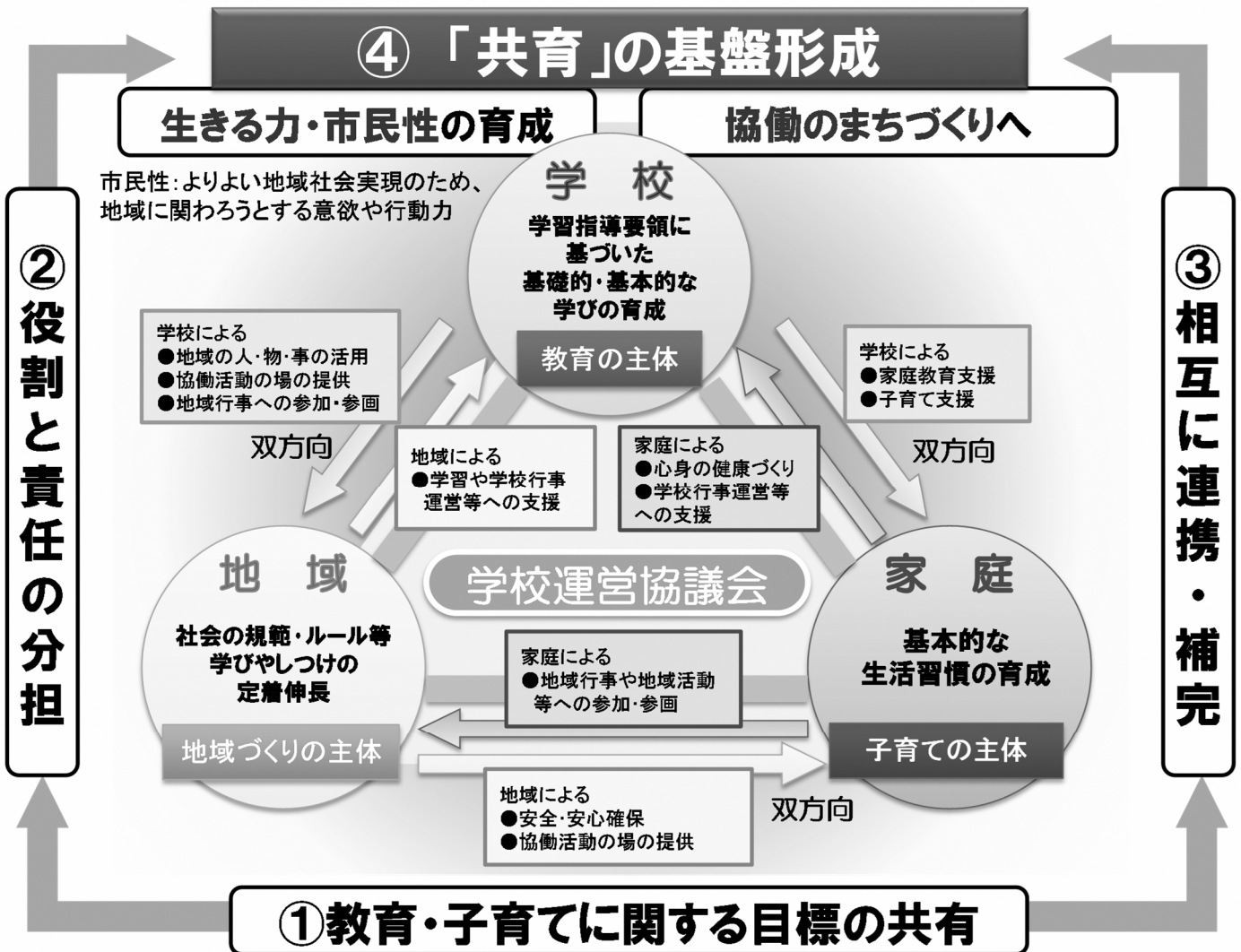
また、平成 30 年4月施行の改正社会福祉法においては、高齢期のケアを念頭に置いた地域包括ケアシステムを引き続き推進しつつ、地域包括ケアシステムの考え方を、子どもや障がい者等への支援や複合的な課題にも広げた 2040 年を展望した「地域共生社会」へのシフトが明示されました。

本市においても、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、また地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、一人ひとりが生きがいを感じられる社会をともに創っていくことを目指していく必要があります。このためにも日頃から支え、支えられる「お互いさま」の関係づくりに向け、一人ひとりの支え合いの意識の向上を図っていきます。

また、本市では平成 17 年度に、九州で初めてコミュニティ・スクールを導入しました。コミュニティ・スクールは、学校、家庭、地域の三者が協働し、子どもを共に育てる「共育(きょういく)」の基盤を形成する仕組みそのものであると考えています。この取組を通して、子

子どもたちの生きる力と市民性を育むとともに、協働のまちづくりにまでつなぐことを目指しています。

図表 15 春日市のコミュニティ・スクールの大きな特徴



福祉教育

市社会福祉協議会は、「住民活動主体の原則」に基づき、誰もが参画できる地域社会づくりを目指して、福祉教育※の実践を積み重ねてきました。

地域共生社会の実現においても、地域住民が地域福祉への関心を高め、その自主的な取組を基礎とした活動を進めていくことが重要です。

様々な世代が福祉を身近な問題として捉え、他人事ではなく、我がごととして考えることができるようなプログラムを住民と一緒に考えています。



■ 小学校での視覚障がいについての学習



■ 認知症サポーター養成講座

市民福祉講座

住民が「福祉」を身近に感じ、理解を深めることで、今後の生活に役立ててもらうことを目的に、様々なテーマで講座を開催しています。



■ テーマ「転倒予防は足元から～自宅のできる3つの習慣～」

① 市の取組

- 人権教育や各種講座の開催などにより、住民一人ひとりが生きがいを感じられる社会をともに創っていくことの必要性・重要性についての意識啓発を行い地域福祉の意識づくりを行います。
- 人権教育の充実により、心のバリアフリーやノーマライゼーション※、ソーシャルインクルージョン※の浸透を図ります。
- 学校では、授業などを通じて、児童生徒の地域福祉や心のバリアフリーへの理解を深めていきます。
- 障がいや認知症に対する正しい理解が得られるよう、地域ぐるみの啓発活動を積極的に推進します。
- 市が主催する行事に誰もが参加できるようにするとともに、障がいの有無に関係なく共に集い、理解を深めることができる各種のイベント開催を推進します。

第4章 市全体の現状と課題及び今後の取組

- 民生委員・児童委員[※]や関係機関との連携を密にし、虐待や暴力に関する事案の早期発見に努めます。
- 人権侵害事例を発見・対応するため、県をはじめとする関係機関や地域との連携強化を図ります。

② 市社会福祉協議会の取組

- 広報紙「しあわせ」や市社会福祉協議会のウェブサイト(いわゆるホームページ)、さまざまな講座や研修等、情報発信の媒体を増やし住民へ様々な情報提供を行います。
- 共生社会に向け主体となり得る活動者の発掘を目指すため、地域と連携し幅広い年代の住民が地域に関わるきっかけづくりを支援します。
- 小中学生や地域住民に福祉教育を推進し、体験や当事者の話を通して多様な価値観・立場を理解する機会を設けます。
- 住民を含む多様な主体の参加により、地域において支え合いの意識が醸成されるよう支援していきます。
- 住民同士の見守り活動等を通じて、市、民生委員・児童委員を含めた関係機関、自治会等と連携し、虐待の防止、早期解決に取り組みます。
- 地域共生社会の実現のために制度・分野を越えて包括的な支援体制を目指すため、各分野の関係機関との連携、協議に取り組みます。

③ 地域住民等の取組

[住民一人ひとりができること]

- あいさつや声かけなどを行い、隣近所との関わりを持ちます。
- 地域の情報に関心を持ち、地域の理解を深めます。
- 地域の活動に積極的に参加することで、地域のことを知り、地域への愛着を高めます。
- 性別や年齢、障がいの有無、国籍などにかかわらず、地域に暮らす一人ひとりがお互いに尊重されるよう、多様性の理解に努めます。
- 一人ひとりが人権尊重の意識を醸成し、すべての人に思いやりを持って接するようにします。
- 地域に暮らす一人ひとりがお互いを尊重し合い、気にかけて合えるようにします。

[地域の組織や団体、事業者等ができること]

- 誰もが参加しやすい地域行事づくりを進めます。
- 地域で人権を侵害するような状況を発見した際は、関係機関と連携し、迅速かつ適切に対応します。
- 地域に暮らす住民が「お互いさま」の人間関係を築き、みんなが明るく暮らせる地域づくりを目指します。
- 福祉情報の提供や福祉活動の啓発を行います。
- 地域との大切な連携機会であるさまざまな行事への参加に努め、事業所の行事に招待するなど、福祉情報の提供やサービス利用者の現状を発信することで福祉意識の啓発を行います。

(2)地域における交流・ふれあいの促進

本市の特徴のひとつが、地勢のコンパクトさにあります。

東西約4キロメートル、南北約5キロメートルのひし形に近い円形である本市は県内で最も面積が小さな市である一方、人口密度は県内の市町村の中で最も高くなっています。

本市では35ある自治会毎にコミュニティ施設(公民館)があり、それぞれの地域特性に応じた地域福祉の取組が活発になされてきました。人口密度が高いことは隣人との距離が近く、支え合いをしながら生活するのに適しているように思えます。しかし、現実には隣人と強いつながりを保って生活出来ているのでしょうか。

少子高齢化、核家族化に加え、生活様式の変化、価値観の多様化などによって、地域のつながりはどんどん希薄になってきており、自治会加入率は低下しています。

また、評価指標として掲げている『「たまに立ち話をする程度」以上の近所づきあいをしている市民の割合』は計画策定の見直しのたびに大きく低下している状況です。

令和2年7月から8月にかけて実施した「春日市地域福祉に関するアンケート調査」は、新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、住民が外出を控えている状況の中実施されたこともあり、地域における交流やふれあいを促進する各種取組の成果が数値として現れませんでした。

評価指標	平成27年度 結果	令和2年度		令和7年度 目標値
		目標値	結果 (現状値)	
「たまに立ち話をする程度」以上の近所づきあいをしている市民の割合 (注1)	45.9%	60.0%	40.7%	60.0%
世代間交流事業を実施している地区の割合	—	—	100.0% (35地区)	100.0% (35地区)
自治会加入世帯率	—	—	74.4%	76.0%
「ふれあい・いきいきサロン」を設置している地区の割合	—	—	100.0% (35地区)	100.0% (35地区)
「子育てサロン」を設置している地区の割合	80.0% (28地区) (平成26年度)	100.0% (35地区)	91.4% (32地区)	100.0% (35地区)
安心生活創造事業(地域支え合い活動)の認知度(注1)	—	—	15.0%	20.0%

※ (注1)春日市地域福祉計画に関するアンケート調査結果(令和2年9月)(以下、同じ)。

※ (注2)平成30年度市民意識調査結果(以下、同じ)。

※ 上記以外は、春日市及び市社会福祉協議会(以下、同じ)。

新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」が定着しつつある中で、隣人のちょっとした異変に気付いたり、困りごと、心配ごとをいち早く察知したりすることが益々困難な状況となっています。

アンケート調査結果からは、普段、近所との付き合いがほとんどないと回答した人が1割程度ありました(図表16)。特に40歳未満の若い人にその傾向が高くなっていることが分かります。

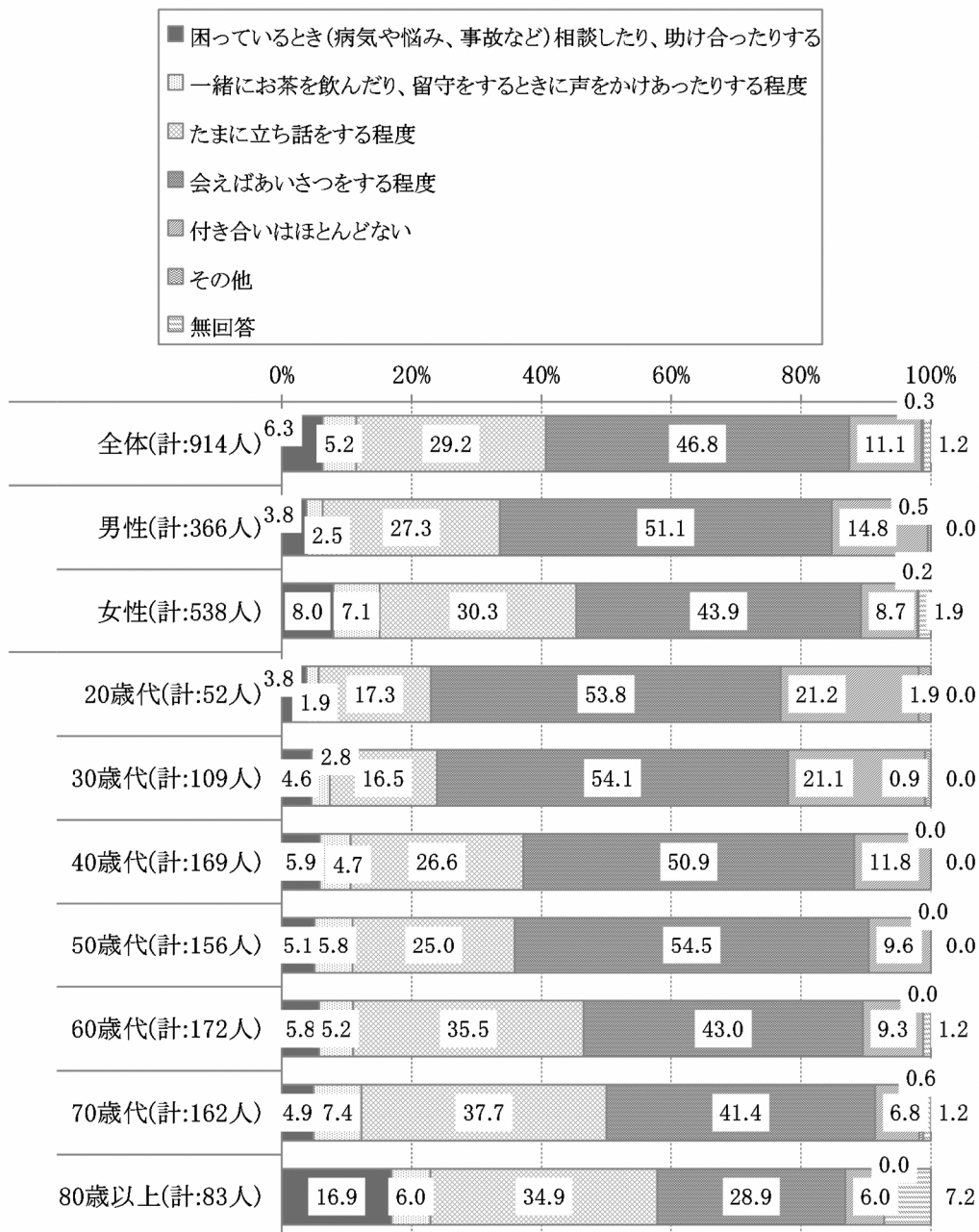
第4章 市全体の現状と課題及び今後の取組

隣人や地域との関わりを持ってないまま地域に対する関心が薄れてしまっているのであれば、まずは地域に関わりを持つきっかけを作りながら、また、地域で交流できる機会を持ち、互いに支え、支えられる関係づくりを少しずつでも築いていくことが大切です。

また、団体ヒアリングでも「福祉活動の拠点の確保」が要望されました。

福祉関係団体だけではなく地域の誰もが気軽に立ち寄り交流し情報共有できる地域における拠点づくりに努めます。

図表 16 日頃、近所の人とどのような付き合いをしているか



資料：春日市地域福祉に関するアンケート調査（令和2年9月）

ふれあい・いきいきサロン

住民による住民のための居場所・交流の場として、外出の機会が少なくなりがちの高齢者が身近な公民館等に集い、仲間づくりや健康づくり、生きがいづくりを行う活動です。

35 地区全ての自治会で毎月1回以上実施されています。



■ 簡単な体操を実施

コミュニティカフェ

人と人とを結ぶ居場所「コミュニティカフェ」は、飲食を第一の目的にせず、人と集い交流することに重きを置いています。お茶やコーヒーを飲みながらおしゃべりし、誰でも気軽に参加できる場です。本市では主に公民館で開催されており、地域のボランティア等によって運営されています。



■ コーヒーを飲みながら楽しくおしゃべり

子育てサロン

子育て中の家庭が、楽しく遊び、子育てに関する情報交換などを行う仲間づくりの場です。

本市は転入出者が多いという地域特性があります。そのような環境の中で、子育て世代が孤立せず、安心して子育てできるように、歩いて行ける地域の拠点や公民館等で実施されています。



■ 親子でふれあい遊び

世代間交流

地域に密着した行事や昔あそび、レクリエーション等の多様な活動を通して、子どもから高齢者まで幅広い世代が交流し、地域住民のつながりづくりが行なわれています。

核家族化の進行に伴い、世代の異なる人との交流の機会が徐々に減少する中、世代間交流は伝統文化の継承や世代の住民同士の関係を深め合う場になっています。



■ しめ縄作りを通しての交流

① 市の取組

- 自治会活動の重要性、活動実態などを様々な手法で住民に広く周知し、住民のコミュニティ意識の向上と自治会加入の促進を図ります。
- 地域でのふれあい活動に関する各種事業の拡充を図ります。
- 住民の交流の現状や情報などを広報紙や市のウェブサイトを通じ広く伝え、交流を促進します。
- 高齢者や障がい者のみならず、多世代が気軽に楽しめる交流の機会づくりに努めます。
- 市社会福祉センターのみならず、福祉活動の場の確保だけではなく地域の誰もが気軽に立ち寄り交流し情報共有できる場としての地域における拠点づくりに努めます。
- 公共施設以外の居場所の確保策について、他市町村の実践例等の情報収集・発信に努めます。

② 市社会福祉協議会の取組

- 「ふれあい・いきいきサロン」や「子育てサロン」や「コミュニティカフェ」など住民主体の活動が継続できるように支援し、幅広い世代が地域に参画できるよう促します。
- 要援護者の把握や民生委員・児童委員との連携強化を図るとともに、地域の福祉推進委員同士の情報交換の場を提供し、地域における交流・活動の促進をサポートします。
- 様々な活動の拠点や社会資源等と連携を図り、多様な主体による交流・ふれあいを促進します。
- 住民福祉活動の拠点として、地域の誰もが気軽に交流、活動できる市社会福祉センターの整備に努めます。

③ 地域住民等の取組

[住民一人ひとりができること]

- 積極的にふれあい・いきいきサロンなどの住民主体の活動に参加します。
- 子ども会育成会やシニアクラブ等との世代間交流事業に積極的に関わります。
- 隣近所や地域の気の合う仲間同士で集まり、楽しむ場をつくるように心がけます。
- 何らかの支援が必要になった時にも、隣近所の人と接する機会を無くさないようにします。
- 隣近所への声かけや付き合いを大切にします。

[地域の組織や団体、事業者等ができること]

- 様々な福祉活動や交流をする場所として公民館などを提供します。
- 地域の住民誰もが参加したくなるような行事を企画、実施します。
- 様々な機会を通じて、自治会への加入を勧めます。
- 自治会や事業所等が学校と連携し、体験学習等を通じて交流を図ります。

(3) 地域における支え合いとボランティア活動の促進

高齢者・子ども・障がい者等、全ての地域住民が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高めあうことができる地域共生社会を実現するために、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、住民同士で支え合いができる地域を目指して行くことが重要です。

本市では、すべての自治会が主体となり、市や市社会福祉協議会と共に安心生活創造事業(地域支え合い活動)に取り組んでいます。この活動は、高齢や障がい等で支援が必要な人が緊急連絡先などを事前に登録し、日常的な見守りや緊急時に備える仕組みづくりです。

しかしながら、現在、地域福祉の重要な担い手である、いわゆる「団塊の世代」が2025年に75歳以上の後期高齢者になります。全国的には、65歳から74歳までの前期高齢者は当面減少する見込みであることから、今後、地域福祉の担い手不足が深刻化することが見込まれています。

一方、本市の前期高齢者数は当面増加傾向が継続する見込みであり、全国の平均的な傾向とは異なる地域性を有しています。これは、地域福祉の重要な担い手として活躍できる人々に恵まれているという本市の特性が、今後も継続するという点でもあります。

ボランティアは地域福祉を支える重要な担い手であり、多様化する地域課題の解決のため、柔軟かつ機動的な活動の実践者としての役割が期待されています。そのため、さらなる活動の充実や人材の育成が求められており、今後もボランティアに対する理解と関心を促し、次代の地域福祉を担う人材を育成し担い手を確保していく必要があります。

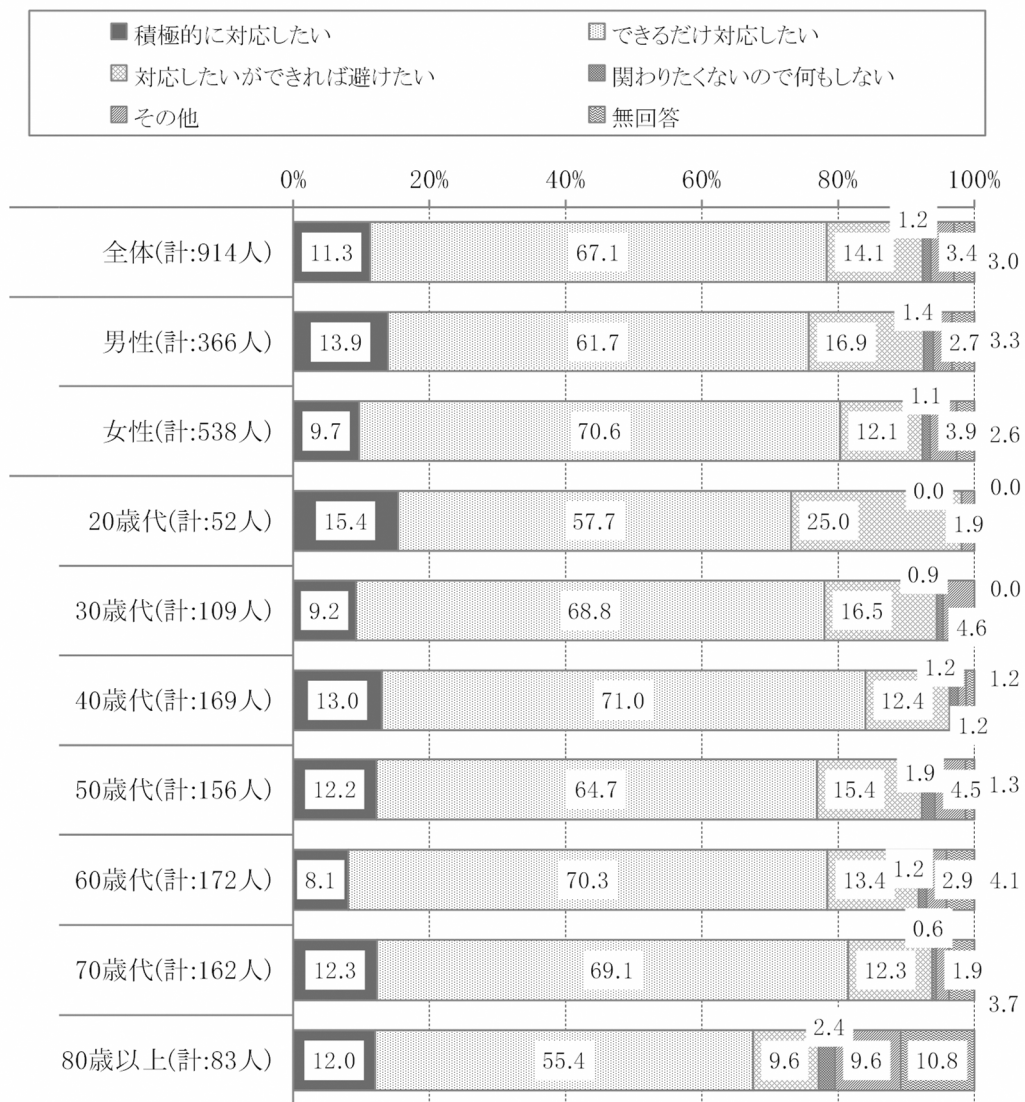
隣近所で高齢者・子育て家庭・障がい者等で困り事を抱える人たちから「助け」の求めがあったときに「積極的に対応したい」「できるだけ対応したい」と回答した人の割合は78.4%となっており、多くの住民が地域で支え合いをしたいとの意向を有していることが分かります(図表 17)。

一方、実際に手助けをした経験は「特になし」、「無回答」を除くと30.1%に留まっており(図表 18)、平成22年から5年毎に実施される調査のたびに実際の活動者数が微減傾向にあります。また、市内で実施されている地域活動やボランティア活動への参加意向を尋ねたところ(図表 19)、「参加したくない」との回答が28.9%あり、手助けしたいとの住民の気持ちを汲み取りきれておらず、「困りごと」と「手助け」のマッチングが十分に行えていない現状がうかがえます。支え合いとは、時に支え・支えられ・助け・助けられる関係です。支え手の育成・発掘を進めていくだけでなく、支援が必要な時に「助けて」と言える、助けられ上手の精神を広げて行くことも大切だと考えられます。

参加意欲を高める仕掛けづくりを工夫し、活動人口の増加を図るとともに、ボランティア団体の活性化を図るためのリーダーの発掘・育成にも力を入れていくことが望まれます。同時に、ボランティアの果たす役割・意義等を社会全体として理解していくことも、ボランティア活動の発展に欠かすことができない重要なポイントになると考えられます。

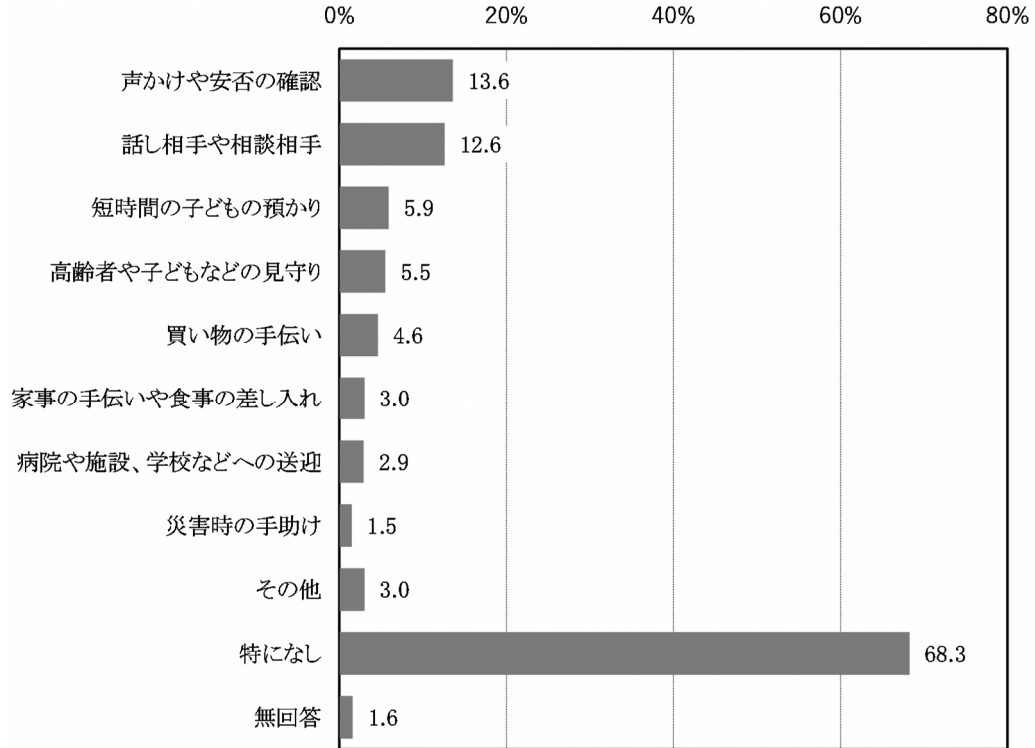
第4章 市全体の現状と課題及び今後の取組

図表 17 隣近所で困り事を抱える人たちから助けの求めがあったときどう対応したいか



資料：春日市地域福祉に関するアンケート調査（令和2年9月）

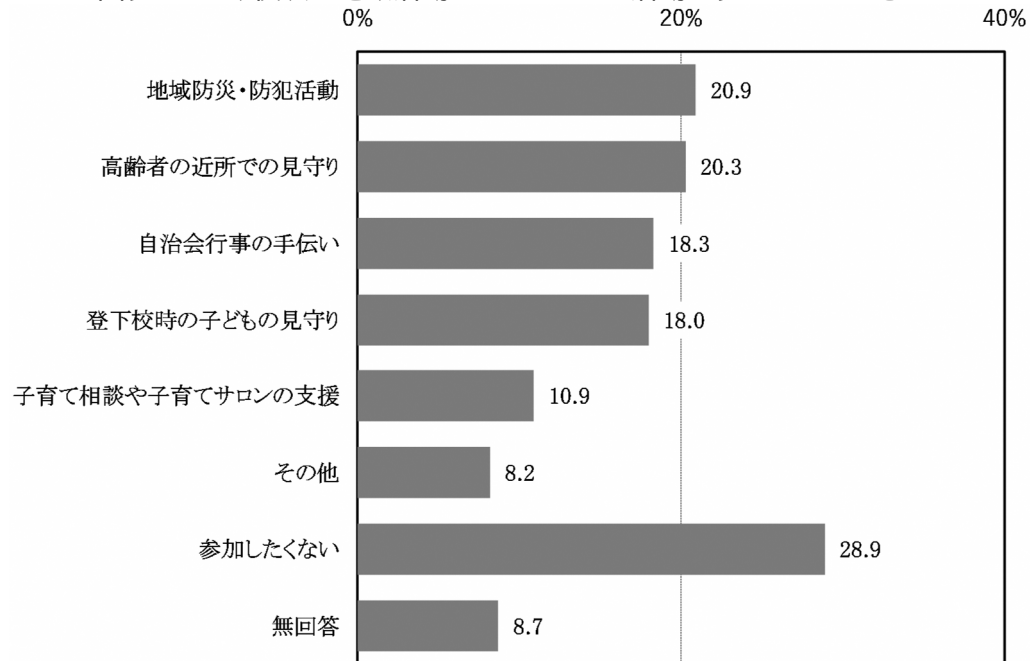
図表 18 近所の人に頼まれて手伝い(手助け)をした経験



計：914人

資料：春日市地域福祉に関するアンケート調査（令和2年9月）

図表 19 今後次の地域活動やボランティア活動に参加したいと思うか



計：914人

資料：春日市地域福祉に関するアンケート調査（令和2年9月）

第4章 市全体の現状と課題及び今後の取組

かすがボランティアセンター

かすがボランティアセンターは「ボランティアをしてほしい」という人と「ボランティアをしたい」という人をつなぐ窓口です。ボランティア活動を始めてみたい人や、点字・朗読等の技術を学びたい人に対して、各種ボランティア講座の開催や、ボランティア団体の支援、活動の紹介、「ボランティア通信」の発行等も行っていきます。



■ ボランティア相談窓口

ボランティア活動希望者に、特技や興味のあること等を聞き、活動先の紹介をしています。

地域福祉研修会

地域福祉活動の担い手である自治会役員、民生委員・児童委員、ボランティア等を対象に、地域福祉の学習会や地域間の情報交換を行い、各地域の取組に活かしています。



■ テーマ「地域共生社会」とは？～今後の地域づくりに必要なこと～

地域支え合い活動

自治会が主体となり、市や市社会福祉協議会とともに、地域支え合い活動に取り組んでいます。

この活動は、高齢や障がい等で支援が必要な人が、緊急連絡先や支援者(近所の人)などを事前に登録し、日常的な見守りや災害等の緊急時に備える仕組みです。



■ 地域支え合いマップ作り

地図に書き込むことで、支援が必要な人やまちの状況を視覚的に把握できます。

① 市の取組

- 自治会単位の小地域におけるネットワーク※にとどまらず、中学校区を想定した中地域ネット、さらには市全体を想定した大地域ネットといった重層的なネットワークの構築を図るとともに、個人情報の取り扱いに配慮しつつ、地域福祉の推進にとって必要不可欠な各種情報の収集・提供に努めます。
- 安心生活創造事業を通じて、地域の特性に合った見守りの仕組みづくりを推進します。
- 体験活動などを通じてボランティアの重要性を啓発するとともに、ボランティア活動に関する情報の収集・提供を行います。
- 学校におけるボランティア体験学習の継続実施により、児童生徒への理解を深めます。
- 住民参加による協働のまちづくりを推進するため、ボランティアやNPO等が積極的に活動できる環境整備を進めていくとともに、活動支援の充実を図ります。

② 市社会福祉協議会の取組

- ボランティア講座の開催や体験活動を通じて、ボランティアの掘り起こしにつなげます。また、受講者のニーズを汲み取り、適切な情報提供を行うとともに、できるだけ多くの人がボランティア活動に触れる機会が持てるように工夫します。特に団塊世代や若い世代のボランティアの掘り起こし、人材育成に努めます。
- ボランティア活動者に対して、活動に対する助言・相談などきめ細かくに対応します。
- 地域での日常的な見守りと合わせた支援体制の充実が図れるように努めます。
- ボランティアセンターの機能拡充に努め、福祉的ニーズにとどまらない「地域生活課題」の対応への取組に努めます。

③ 地域住民等の取組

[住民一人ひとりができること]

- できることから出来る範囲でボランティア活動に参加します。
- 自分が住んでいる地域に関心を持ち、見守りが必要な人などを気にかけます。
- 頼まれごとをされた時に出来る範囲でお手伝いをします。
- 困りごとがあった時に近くにいる人に助けを求めます。
- 自らが福祉サービスの受け手であると同時に、担い手であることを意識します。

[地域の組織や団体、事業者等ができること]

- 地域での孤立を防ぐため、日常的なふれあいから始まる声かけ、安否確認など交流を活発にします。
- 民生委員・児童委員や福祉推進委員等の役割を理解し、個人情報の保護に配慮しながら、地域の支え合いに必要な情報交換を行います。
- 地域の中の困りごとを地域の中で解決することが出来ないか検討します。
- サービス提供の機会を通じて安否確認を行い、状態の変化や異変を察知し、適切な関係機関へつなげていきます。
- 事業を通じ、福祉におけるふれあいの大切さを啓発するとともに、情報を提供します。
- ボランティアの受け入れを積極的に行い、ボランティア活動が活発に行われるように支援していきます。

第4章 市全体の現状と課題及び今後の取組

評価指標	平成27年度 結果	令和2年度		令和7年度 目標値
		目標値	結果 (現状値)	
近所の人に何か頼まれ、お手伝い(手助け)したことがあると回答した市民の割合(注1)	31.2%	50.0%	30.1%	50.0%
暮らしの中でおこる生活上の問題で、高齢者や障がい者に対して住民同士で協力することが必要と答えた市民の割合(注1)	57.0%	80.0%	42.8%	80.0%
地域の活動に参加している市民の割合(注1)	66.1%	80.0%	67.6%	80.0%
障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域社会や制度の支えがあると答えた市民の割合(注2)	52.8%	70.0%	57.1%	70.0%
育児不安を解消し、子育てを楽しく余裕を持って行うことができる地域社会や、制度の支えがあると回答した市民の割合(注2)	51.4%	60.0%	59.2%	70.0%

基本目標2 誰もが必要な相談・支援が受けられる体制づくり

これまでは、高齢者、子ども・子育て家庭、障がい者、生活困窮者等の分野ごとに相談窓口があり、それぞれが必要なサービスを実施してきました。しかし、世帯全体として捉えると8050問題(80歳代の高齢者が50歳代の引きこもりの子どもの生活を支える問題)やダブルケア(子育てと親や親族の介護が同時期に発生する状態)など複合的な課題を抱える世帯の増加などにより、分野ごとの縦割りの対応だけでは課題の解決は難しくなっています。

このように、地域課題が多様化、複雑化、複合化する中では、誰もが必要な相談・支援が受けられる体制づくりに努めることが大切です。

以下に挙げる「きめ細かな情報提供・相談支援体制づくり」、「地域のニーズに対応したサービス基盤の整備」、「適切なサービス利用の促進」に取り組むことで、あらゆる地域課題を関係機関と連携し包括的に支援できる体制の整備を図っていく必要があります。

(1)きめ細かな情報提供・相談支援体制づくり

本市には行政が提供する公的なサービスや、市社会福祉協議会をはじめとする社会福祉法人が実施しているサービス、NPO法人やその他の主体によるサービス等があり、さまざまなサービスによって地域を支えています。

数多くのサービスがあることは、多様化する生活課題に対する解決の受け皿があるという良い面もありますが、一方では、どこに相談すればよいのか分からなかったり、サービスの内容が分かりにくかったり、サービスの存在すら認知されなかったりする面もあります。評価指標である『保健・福祉の情報提供・相談体制について、「満足」または「まあまあ満足」と回答した市民の割合』は平成22年度(16.2%)、平成27年度(16.9%)と比べれば令和2年度は高くなっており(19.4%)、一定の成果が得られていると考えられるものの、目標値である30.0%との間には未だ大きな差があります。

評価指標	平成27年度 結果	令和2年度		令和7年度 目標値
		目標値	結果 (現状値)	
保健・福祉の情報提供・相談体制について、「満足」または「まあまあ満足」と回答した市民の割合(注1)	16.9%	30.0%	19.4%	30.0%
民生委員・児童委員の定数(121名)に対する割合	—	—	92.6% (112名)	100%

アンケート調査結果からは、不安なことや悩みの相談先は「家族・親戚」「友人・知人」がほとんどであり(図表20)、「行政(市)の相談窓口」など、公的な機関等に気軽に相談できるまでには至っていません。特に、近年問題として認識されてきた複合的な課題を抱えている人にとっては、対象となる課題毎に複数の窓口が存在することになり、混乱が生じることもあり得ます。

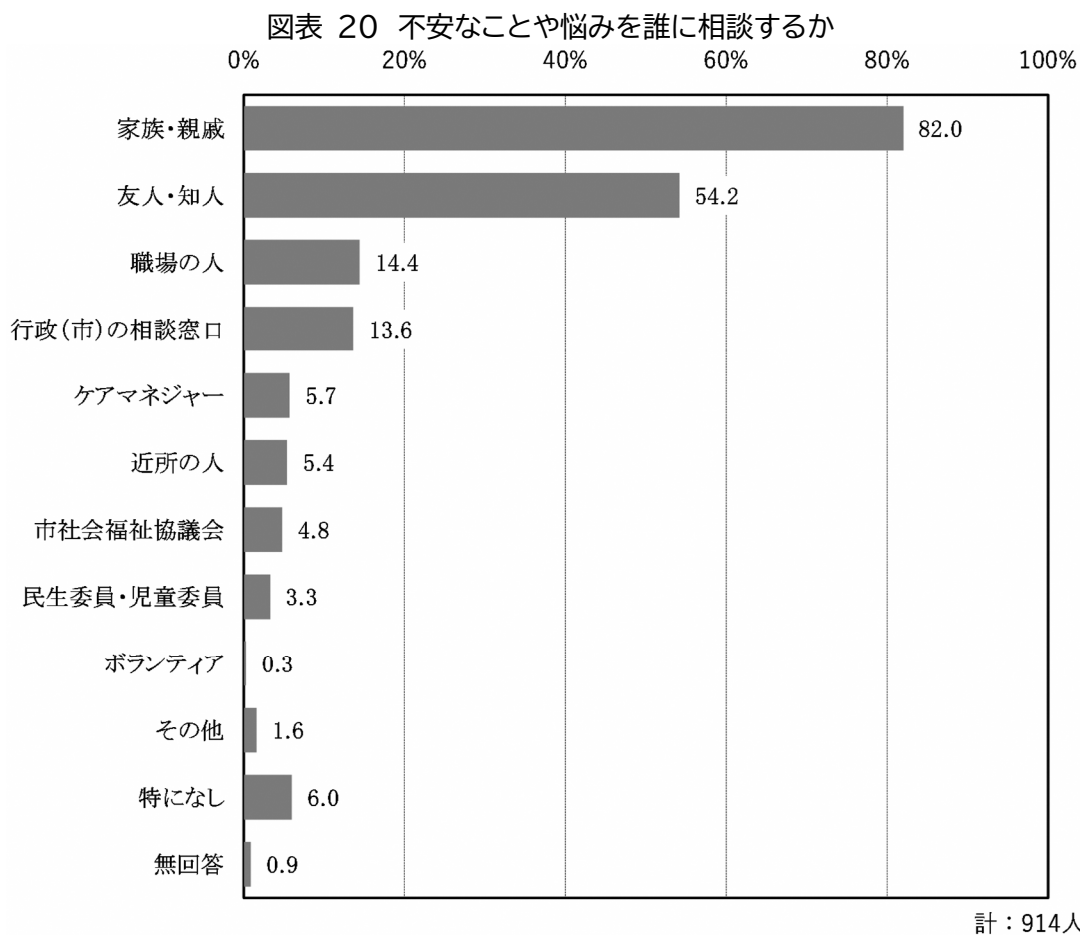
また、地域には民生委員・児童委員がいますが、住民への認知度はまだまだ低いのではないかと思います。また、数か所に欠員地区があり、制度や活動への理解及び新しい人材の育成・確保が必要となってきました。

第4章 市全体の現状と課題及び今後の取組

こうした複雑化・複合化した地域生活課題を抱える地域住民とその世帯全体に対する支援ニーズに対応するため、地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制の充実が求められることとなりました(図表 21)。

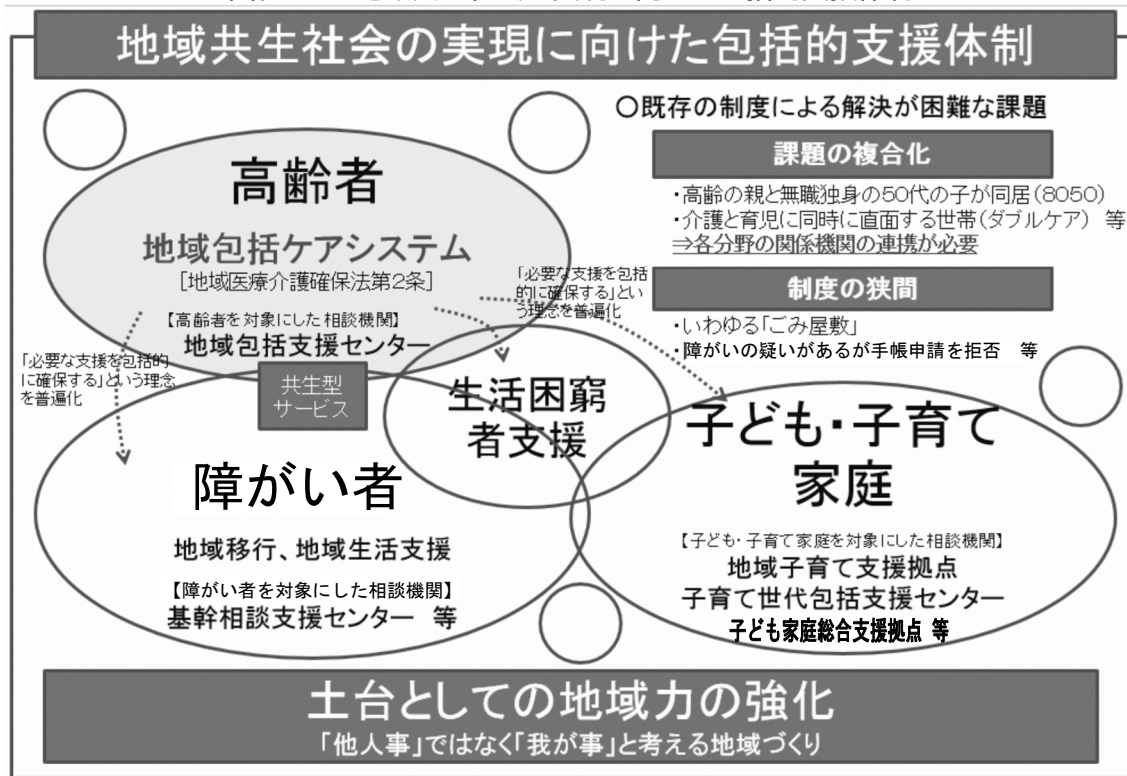
また、令和2年6月、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の制定により社会福祉法の一部が改正され、相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援を行う事業の実施を含む、重層的支援体制整備事業が創設されました。本市では、高齢者、障がい者、子ども・子育て、生活困窮の4つの相談機関が専門性を生かして相談・支援を行っており、相談機関連携会議を通して情報共有するとともに、複合化・複雑化した課題を抱えている人と地域を結び付けたり、生活支援や公的支援制度の活用を調整したりすることで、課題解決の道筋をつけようとしています(図表 22)。また、市社会福祉協議会が中学校区毎に配置しているコミュニティソーシャルワーカー等と情報共有を図り、必要に応じてアウトリーチ※等を通じた相談支援事業、参加支援事業、地域づくり支援事業の実施に努めていきます。

基本理念にある「みんなで支え合う誰にも優しいまち かすが」の、「誰にも優しいまち」とは、公的なサービスの制度の隙間にある人も含め、すべての住民に光をあて、関わる人や地域、関係機関が一丸となって課題を解決していくことができるまちの姿です。



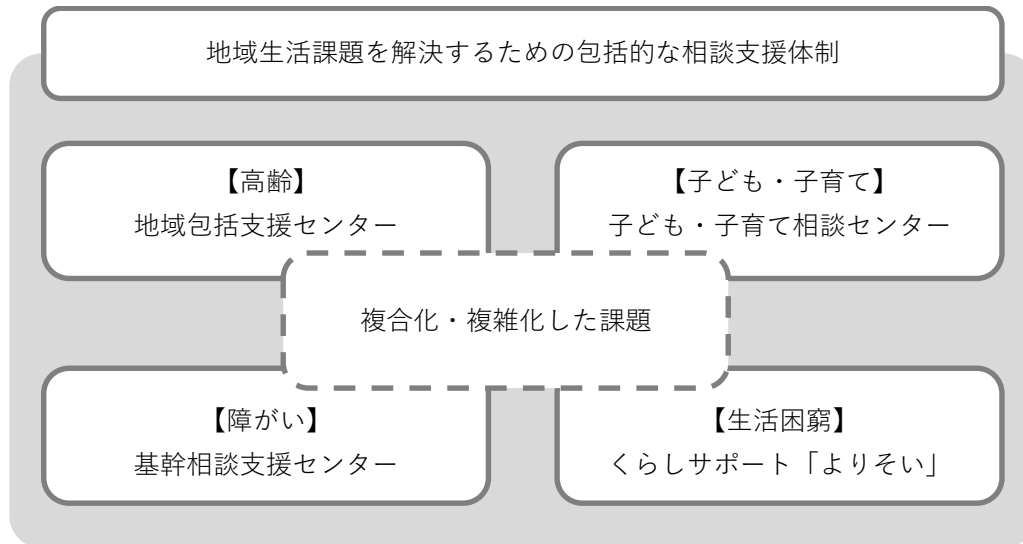
資料：春日市地域福祉に関するアンケート調査（令和2年9月）

図表 21 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制



資料：厚生労働省作成資料を改変

図表 22 春日市包括的相談支援体制(イメージ)



① 市の取組

- 広報紙への掲載や出前講座の開催などにより、福祉制度やサービス提供の仕組み、さらにはサービス事業者の情報など、分かりやすい情報提供に努めます。
- 総合的、専門的かつ複合的なサービスニーズにも対応できるよう、相談業務従事者の知識と技術を高め、断らない相談窓口としての相談支援体制の強化を図ります。
- 複合的な課題を抱える困難事例等の解決について、相談機関連携会議等を開催し、関係機関のそれぞれの役割などを確認し、より利用者のニーズに沿った適切な対応

第4章 市全体の現状と課題及び今後の取組

(サービス)が提供できるよう、重層的支援体制に向けた包括的相談支援体制の充実を図ります。

- 住民、民間事業者、生活支援コーディネーター※、市等が一体となって協議を行い、多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働の取組を推進していきます。
- 学校では、スクールソーシャルワーカー、教育支援センター、子ども・子育て相談センター等の関係機関の連携により、児童生徒が相談しやすい体制づくりを推進します。
- 民生委員・児童委員との情報共有・連携強化を図り、相談内容に応じて、情報提供や助言を行い、適切な関係機関へつなぐなどの対応に努めます。

② 市社会福祉協議会の取組

- 本市における地域福祉に関する総合的な情報提供を行います。
- 地域に関わりながら、住民の相談を受け止める支援体制の整備を促進していきます。
- 住民からの相談を面談や電話だけでなく FAX、メール等様々な方法で受け付け 365 日いつでも気軽に相談できる体制づくりを行います。
- 幅広い相談に対応できるよう法律専門職やカウンセラー等の専門家との連携を取り、相談の場の提供を行います。
- 相談機関連携会議等に生活支援コーディネーターが参加し、情報共有やニーズ把握を行い、新たなサービス開発につなげます。
- 「断らない」という総合相談支援を念頭に福祉サービス利用者に留まらず、サービス利用の援助や地域での生活支援に向けた相談・支援活動、権利擁護、情報提供、連絡調整機能の整備、充実に努めます。

③ 地域住民等の取組

[住民一人ひとりができること]

- 困りごとがあり、自分だけで解決できない時には誰かに相談します。
- 市報や市社会福祉協議会の広報紙の他、回覧板や口コミなど様々な地域情報の収集を行います。
- 気になる人を見かけたら、民生委員・児童委員や市社会福祉協議会、市相談窓口など関係機関に相談します。

[地域の組織や団体、事業者等ができること]

- できる範囲で住民からの不安や気がかりなことの相談や把握に努め、必要に応じて関係機関につなぎます。
- 事業者自ら福祉サービスに関する情報発信と相談支援を行うとともに、各種相談窓口との情報交換を行い、情報ネットワークの一翼を担います。
- 関係者会議等を通じて専門的な立場での参加・協力を行い、多職種間協働の支援体制の構築やネットワークの強化に努めます。

(2)地域のニーズに対応したサービス基盤の整備

地域で、その人らしく、安心して自立した生活を送るには、支援を必要とする人が、必要などきに、利用者本位の適切なサービスを利用できる環境が必要であるとともに、関係団体と行政とが連携・協働して地域福祉を支えていく基盤の整備も必要になります。

そのため、適時適切な情報提供や相談体制の充実に努めるとともに、関係団体と連携・協働し、利用者が安心してサービスを利用できるよう、行政等による公的な福祉サービスの質の向上を図るとともに、民間事業者等による多様な形態の福祉サービスの提供を支援していくことが必要です。

住民ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、在宅サービスのみならず、施設・居住系サービスの提供体制の確保を図る必要があります。

評価指標	平成27年度 結果	令和2年度		令和7年度 目標値
		目標値	結果 (現状値)	
住民参加型在宅福祉サービス※の利用件数(市社会福祉協議会事業)	604件 (平成26年度)	664件	2,226件 (令和元年度)	2,300件

移送サービス

春日市在住で、車いす等を利用されており、一般の公共交通機関での移動が困難な人を対象に、運転ボランティアが移動の手助けをすることで、外出や社会参加の機会が確保されることを目的とする住民参加型の福祉サービスです。



■ 車いすの人を買物施設へ送迎

おたすけサービス

住み慣れた自分のまちを、自分たちの手で住み続けられるようにしたいという住民の思いを形にした住民参加型の福祉サービスのひとつです。

日常生活に支障がある世帯に対して、制度では対応することが難しい生活上の困りごとや家事などを、生活支援サポーターが支援しています。



■ 高齢者宅の家具の移動

第4章 市全体の現状と課題及び今後の取組

① 市の取組

- 住み慣れた地域における在宅生活をできる限り維持できるよう、地域に密着したサービスの提供を促進するとともに、事業者やボランティア、NPO等、多様なサービス主体の参入促進を図ります。
- 地域のニーズの把握・検証とその提供体制の確保に努めます。

② 市社会福祉協議会の取組

- 地域にある生活課題の把握に努めることで、新たに必要となるサービスを検討、開拓し、柔軟に対応していきます。
- おたすけサービス(生活支援サポーター※)による生活援助を継続して行います。
- 地域住民による生活課題の把握に基づいた、住民同士で助け合える生活支援の仕組み作りを進めます。
- 制度の隙間を補える支援活動への取組に努めます。

③ 地域住民等の取組

[住民一人ひとりができること]

- 自分が出来る事を一緒に考え、活動できる仲間を作ります。
- 日常生活で感じている生活課題やサービスに関する問題点を、行政をはじめとする様々な機関や団体に伝えます。

[地域の組織や団体、事業者等ができること]

- 地域住民の困りごとについて把握し、まずは地域で解決できる方法がないかを考え、協力します。
- 利用者のニーズに沿った支援のあり方を検討し、NPOやボランティア、その他の地域資源との連携も図りながら、その実現に努めます。

(3)適切なサービス利用の促進

地域には、何らかの福祉サービスを必要としながらも、どこに相談してよいか分からなかったり、相談に一步踏み出せなかったりする人がいます。住民が相談支援やサービスを受けるにあたり、相談しやすく、必要なサービス情報を容易に得ることができることや、分野をまたがる相談にも幅広く対応できる相談体制の整備が必要となっています。

住民が、自らの能力を活かし地域で自立した生活ができるよう、適切なサービス利用を促進します。

また、福祉サービス事業者に対し、第三者による評価の実施と結果の公開を促すとともに、成年後見制度や日常生活自立支援事業^{*}、さらには苦情解決制度の周知を図り、適切なサービス利用を促進するとともに、迅速な問題解決を図ります。

評価指標	平成27年度 結果	令和2年度		令和7年度 目標値
		目標値	結果 (現状値)	
福祉あんしんセンターへの相談件数 (市社会福祉協議会事業)	130件 (平成26年度)	143件	376件 (令和元年度)	380件

福祉あんしんセンター

「福祉あんしんサービス事業」

高齢や障がい等により適切な判断をすることが困難な人へ、福祉サービスの利用などに関する相談や公的手続き、預金の出し入れの援助、書類の整理等を行ないます。

「法人成年後見事業」

成年後見制度のもと、市社会福祉協議会が成年後見、保佐人及び補助人となり判断能力の十分でない人の生活と財産を守り、その人の意思を尊重し、生活を支える事業です。



① 市の取組

- 必要な人に必要な情報が届くよう、市ウェブサイト、広報紙、パンフレット等を工夫し、福祉サービスに関する情報発信に努めます。
- 事業者のサービス実施体制、第三者による評価の結果など、事業者の積極的な情報提供を促進していきます。
- 成年後見制度や日常生活自立支援事業、さらには苦情解決の仕組みの周知を図り、適切なサービス利用を促進するとともに、万一の場合の迅速な問題解決を図ります。

② 市社会福祉協議会の取組

- 福祉あんしんサービス事業を周知し、権利擁護の必要性を伝えることで支援が必要な人の発掘、支援を行います。
- 市社会福祉協議会が実施する成年後見事業の周知強化を図り、法人後見の利点を保つよう体制整備に努めます。

③ 地域住民等の取組

[住民一人ひとりができること]

- 必要なサービスを利用したい時にどんなサービスを利用するか自分で決定します。
- 判断力が低下してきた人がいた時に本人に代わって希望を推測して伝えるようにします。
- サービスや制度についての知識を深めるとともに、情報を積極的に収集します。

[地域の組織や団体、事業者等ができること]

- サービス事業者のサービス内容や苦情対応についての情報をできる限り把握します。
- 判断力が低下した人を見つけた時に、必要なサービスが受けられるよう、関係機関に連絡をします。
- サービス内容を明らかにし、地域に開かれたサービスを提供することに努めます。

基本目標3 健やかにいきいきと暮らせる地域づくり

住民が健やかにいきいきと暮らすためには、生涯を通じた健康づくりが大切です。本市では、乳幼児から高齢者に至るまでの一貫した保健事業を推進していますが、これからますます高齢化が進む中で、特に高齢者を対象とした介護予防にも重点をおく必要があるといえます。

ここで言う「健やか」とは、単に疾病が無い、虚弱では無いということではありません。身体面、精神面、社会面において十分調和がとれた状態である必要があり、その意味においては、生きがいづくりの活動は住民の「いきいき」を実現する重要な柱となっています。

近年、複合的な課題を抱える生活困窮者が増加しています。生活困窮者が抱える課題がより深刻化・複雑化する前に迅速な把握を図り、適切な対応につなげていくことで初めて、地域で安心して「暮らす」ことが可能になります。

このことから、「地域における健康づくり・介護予防の促進」、「生きがい活動の促進」、「生活困窮者への自立支援」の3つの基本施策に取り組むことによって、健やかにいきいきと暮らせる地域づくりの実現を図ります。

(1)地域における健康づくり・介護予防の促進

我が国の平均寿命は、医学の進歩などにより急速に伸び、世界有数の長寿国となっています。しかし、その一方で、がんや心臓病、脳卒中、糖尿病等の生活習慣病が増加しています。さらに、65歳以上の高齢者の増加による身体機能の低下や認知症等、介護や周囲の人たちの介助が必要な高齢者も増加しています。

加齢に伴って高齢者の筋力、神経伝導速度、肺活量、病気に対する抵抗力などが若い頃と比べて徐々に低下していくことは当然のことですが、たとえ生体機能が衰えつつあるとしても自らを健康だと思ふ主観的健康感の高い人は、そうでない人に比べて要介護状態になるリスクが低くなると言われています。WHO*では、健康について、「健康とは、完全な肉体的、精神的及び社会的福祉の状態であり、単に疾病又は病弱の存在しないことではない。」(官報第7337号 昭和26年6月26日より)と定義しています。基本目標3で掲げる「健やかにいきいきと」という文言には、心身の健康の他に、仕事や趣味、生きがい、経済的な事項等を広範に含んでいます。

また、健康については、「第2期いきいき春日21 健康づくり支援計画・春日市食育推進基本計画」、「春日市障がい者あったかプラン(第5次春日市障がい者福祉長期行動計画)」、介護予防については「高齢者福祉計画 2021・第8期介護保険事業計画」など、本市の各所管課が個別計画をそれぞれ策定し、取り組んでいるところです。これら個別計画においても、地域は基本的な考え方の一つとして位置づけられています。

評価指標	平成27年度 結果	令和2年度		令和7年度 目標値
		目標値	結果 (現状値)	
いつまでも健康で過ごすことができるよう、健康づくりや介護予防に取り組むことができる地域社会や制度の支えがあると回答した市民の割合 (注2)	69.9%	70.0%	70.1%	75.0%

ナギの木苑

高齢者の総合的な集いの場で、入浴や健康相談の他、囲碁、将棋、バンパーゲーム、カラオケなどでもできる施設です。

健康づくり、生きがいづくりのため、様々な講座が行なわれています。



■ アロマ de フラダンス

定期的に行われる講座で練習を積み重ね、年に1回開催される演芸大会で成果を披露されます。

① 市の取組

- 自分の健康は自らつくると意識の定着や健康であることの大切さを啓発します。
- 健診などの健康情報を活用しながら住民の継続的な健康づくりを支援していきます。
- 食生活改善推進員など、健康づくりを支援するボランティアの養成を行い、地域における活動を広げていきます。
- 介護予防や生活習慣病予防に関する健康教育などの充実に努め、基本的な知識や実践方法についての普及や住民の意識の啓発に努めます。

② 市社会福祉協議会の取組

- 各地区で展開されている「ふれあい・いきいきサロン」など、地域ぐるみの健康づくりの取組について効果が高まるよう、継続的に支援します。
- 地域福祉研修会や市民福祉講座等を通じて地域住民への健康づくりや介護予防への理解と周知を図ります。
- 健康づくり、介護予防などに意識の高い住民を掘り起し、地域において活躍できるような仕組み・担い手づくりの取組を進めます。また、これらの活動に参加することにより、担い手自身の生きがいや健康にもつながることの啓発も併せて行っていきます。
- ナギの木苑やシニアクラブ等、高齢者が楽しく健康づくりや生きがいづくりが出来るように支援していきます。
- 介護予防、生活支援サービス事業の効果的な取組に努めます。

③ 地域住民等の取組

[住民一人ひとりができること]

- 年に1回は健康診査を受け、健康状態のチェックを行います。
- 健康づくりや介護予防への意識を高めます。
- 地域で開催されているふれあい・いきいきサロン等に参加し、地域住民と親しくなることで身近なところにある楽しみを見つけます。
- 自分のライフスタイルに合った健康づくりや趣味活動、楽しみを発見し、実践し続けます。

[地域の組織や団体、事業者等ができること]

- 隣近所、同世代など、気軽に集まることのできる仲間同士でウォーキングや散歩を行うなど、健康づくりの習慣化を行います。
- ふれあい・いきいきサロン等、地域住民が参加できる活動を継続して行います。
- 介護予防に関する情報を提供することにより、住民の意識の向上を図ります。

(2)生きがい活動の促進

生きがいづくりでは、退職などによって、これまで属していた組織から距離を置くことになった人(主に高齢者)が地域に溶け込み、地域の担い手として尊重し合う関係づくりが極めて大切であると考えています。

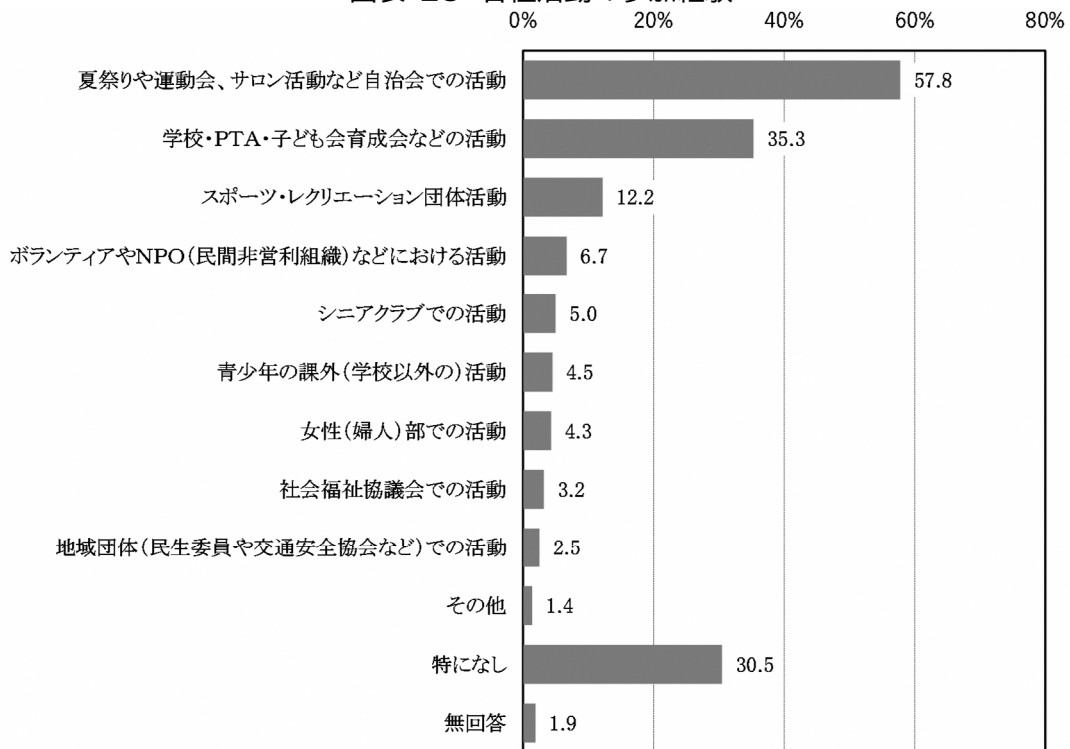
各種活動の参加経験は60歳以上で68.1%となっていますが、その多くは夏祭りや運動会、サロン活動など自治会での活動と、学校・PTA・子ども会等の活動となっています(図表23)。これまで培ってきた技術や知識を活かしたり、地域に対する貢献をしたりすることで、地域を通じて生きがいを持つことは、「健やかにいきいきと暮らせる」ために必要不可欠であると言えます。

また、本市の令和2年4月1日現在のシニアクラブ数及び加入者数は、29クラブ、1,860人となっています。

同じく本市のシルバー人材センターの会員数は、令和2年3月31日現在393名(男性272名/女性121名)となっています。就労は、生きがいを得ることにつながることから、特に女性会員数の拡大と住民からの利用促進も重要ではないかと考えられます。

評価指標	平成27年度 結果	令和2年度		令和7年度 目標値
		目標値	結果 (現状値)	
地域の活動に参加している60歳以上の割合(注1)	65.8%	80.0%	68.1%	80.0%
高齢者が社会参加する機会が多く、高齢者の多くが生きがいを感じて活動していると答えた市民の割合(注2)	61.4%	60.0%	66.6%	70.0%

図表 23 各種活動の参加経験



資料：春日市地域福祉に関するアンケート調査(令和2年9月)

シニアクラブ

健康活動、友愛活動、奉仕活動を通して会員同士の仲間づくりを行ない、いつまでも健康で生きがいのある生活の実現を目指しています。また、世代間交流、ひとり暮らし高齢者宅への訪問活動、公共施設や道路の清掃活動、地域の見守りパトロールなどの活動をしています。



① 市の取組

- 生涯学習機会を充実するとともに、地域福祉活動の推進役の養成を図るなど、住民が地域で生きがいを持って取り組む住民活動を支援します。
- 高齢者の能力や経験が活かせるよう、シルバー人材センターへの登録を呼びかけ、生きがいづくり及び就労機会の確保に努めます。
- 子どもから高齢者まで、あらゆる世代の住民が文化・スポーツ活動に親しむことができるよう、各種教室やイベントなどを実施しながら、活動の普及・推進を図ります。
- 高齢者や障がい者の社会参加と生きがいづくりを推進するため、各種ボランティアを養成し、活動を支援します。

② 市社会福祉協議会の取組

- ボランティアは誰でも気軽に参加することができる活動と分かるよう、活動事例や紹介を行い啓発します。
- 団塊の世代など、退職された人が持つ経験や知識等を活かせる、生きがいづくりのための講座を研究・企画します。

③ 地域住民等の取組

[住民一人ひとりができること]

- 自らの意思や意欲に基づき、地域活動や生涯学習、スポーツ、就労など、生きがいを感じることでできる場を探します。
- 自らの技術や経験を次世代に伝え広めます。
- 生きがい活動が出来ている人はそのやりがいや楽しさを周りの人に伝えます。

[地域の組織や団体、事業者等ができること]

- 地域にいる人材を発掘し、その特技や経験を活かせる機会を作ります。
- サービス利用者も生きがいを感じる活動が行えるようなプログラムを実施します。
- サービスの提供機会などを通じ、利用者の生きがいやニーズの把握に努め、地域のさまざまな活動につながる情報を提供していきます。

(3)生活困窮者への自立支援

近年、雇用形態や社会構造の変化に伴い、非正規雇用やひとり親世帯等の生活困窮に至るリスクの高い人々が増加していることから、生活を重層的に支えるセーフティネットの構築が必要となっています。

生活困窮者は、課題解決への意欲が低下し、複雑な課題をどこに相談してよいのかわからず、行動に移せない場合も多くみられます。生活困窮者を早期に把握・支援するために、地域に住む人の制度に対する理解や地域ネットワークの強化が必要です。

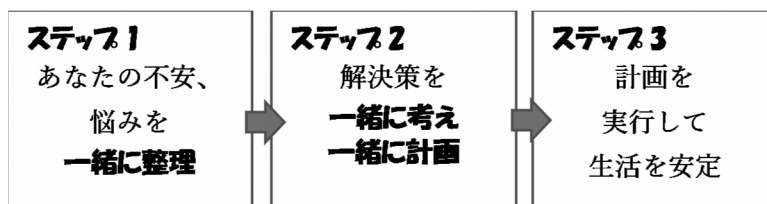
生活困窮者の抱える問題がより深刻化・複雑化する前に迅速な把握を図り、適切な対応につなげていく必要があります。

評価指標	平成27年度 結果	令和2年度		令和7年度 目標値
		目標値	結果 (現状値)	
生活困窮者自立相談支援窓口における相談件数(新規)	257件※	310件	157件 (令和元年度)	310件

※平成28年2月末現在

くらしサポート「よりそい」

生活困窮者自立相談支援窓口として失業や不安定な収入、借金などで経済的に困っている人や、さまざまな生活上の悩みを抱えている人の相談に応じ、問題解決のための方法を一緒に考えて一緒に考えていきます。各種専門機関の紹介や、ハローワーク等と連携した就労支援、家計改善支援等を行っていきます。



① 市の取組

- 生活困窮者自立支援法が定める、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給をはじめ、官民協働による地域の支援体制を構築し、生活困窮者の自立の促進に関し包括的な支援を実施します。
- 生活困窮者自立支援事業調整会議を通して、生活困窮者に対しての自立に向けた適切な支援に努めます。
- 生活困窮者の実態と課題の把握・分析を行い、支援の充実を図ります。
- 生活困窮者自立支援制度について周知啓発します。

② 市社会福祉協議会の取組

- 支援機関や関係団体との協働を深め、地域住民の理解と協力を求めながら、生活困窮者の早期把握に努めます。
- 生活困窮者に対する包括的な支援策として幅広い事業所と連携しながら、オーダーメイドの支援を行います。
- 生活困窮者が社会とのつながりを実感でき、相互に支え合う地域構築を目指します。
- 生活福祉資金事業と生活困窮者自立支援事業との連携充実を行います。
- 法定サービスのほか、他制度他機関による支援や連携協働による支援体制構築への取組に努めます。

③ 地域住民等の取組

[住民一人ひとりができること]

- 生活に困ったら、困窮する前に早めに相談します。
- 生活に困っている人がいたら民生委員・児童委員や相談機関を紹介します。

[地域の組織や団体、事業者等ができること]

- 地域で生活に困っている人を早期発見、把握するように努め、必要に応じて関係機関につながります。
- 関係機関等と連携し、できる限り、生活困窮者を支援します。

基本目標4 安全・安心・快適に暮らせる地域づくり

住民にとって安全・安心な暮らしは地域で暮らすにあたっての大前提となります。しかしながら、近年各地で発生している大規模な災害や新型コロナウイルス感染症の感染拡大など、住民にとっての安心、安全に対する不安は増大しています。

本市においては、差し迫った災害等に対応するために、「緊急時・災害時の助け合いの仕組みづくり」を進めると同時に、「地域における見守り・防犯活動を促進」し、さらには、すべての住民がより快適に暮らせるように、「ユニバーサルデザインのまちづくりと生活環境の保全」に取り組むことで安全・安心・快適に暮らせる地域づくりの実現を図ります。

(1)緊急時・災害時の助け合いの仕組みづくり

本市には大きな河川や山が存在せず、また海に接していないため、河川の決壊や氾濫、津波、高潮といった災害は無いものの、近年の激甚化する風水害により土砂災害や内水氾濫の危険性があります。また、警固断層が市内を縦断しているため、地震災害のおそれもあります。住民にとって不安に感じている災害として地震(84.0%)、台風(34.9%)、火災(33.2%)、豪雨(26.9%)が多く挙げられており(図表 24)、本市の地域性を反映しています。

一方、地震や風水害等の災害に対して「特に何もしていない」と回答している人は住民のほぼ4割(38.3%)となっており(図表 25)、不安感が高まっても具体的な行動にまでは至っていない現状が見てとれます。

このような災害発生時には、高齢者・障がい者・子ども等、避難に特別な支援を必要としている「避難行動要支援者※」に対する支援が緊急の課題となっています。

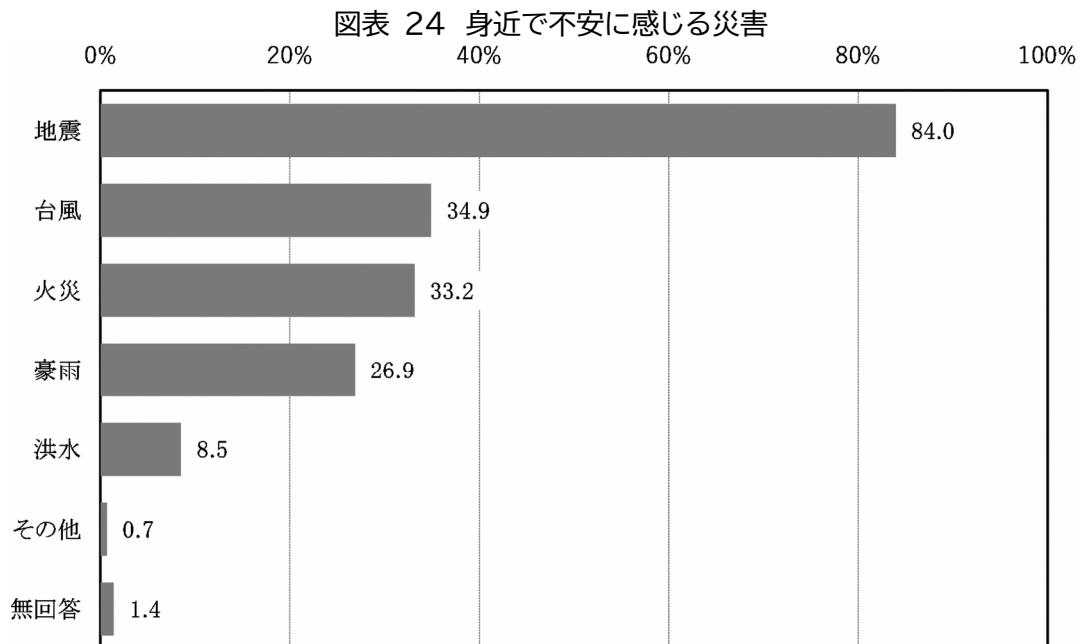
本市では、避難行動要支援者が日頃から孤立しないよう、平成 23 年4月から「春日市災害時要援護者避難支援プラン(現・春日市避難行動要支援者避難支援プラン)」を運用し、避難行動要支援者名簿の作成や個別支援計画として位置づけている地域支え合いカードの普及の為、地域との情報共有を進めています。これらの取組の結果、地域の防災体制について、「満足」または「まあまあ満足」と回答した市民の割合は調査実施毎に高くなっているものの、「高齢者・要援護者等台帳※登録」の認知度は 15.8%に留まっており(図表 26)、また、自分の地区に自主防災組織があることを「知っている」市民の割合についても目標値に及んでいないため、一層の周知が必要であるといえます。

また、地域支え合いカードの登録率は 34.5%となっているため、今後も引き続き登録率の向上に努めていきます。

評価指標	平成27年度 結果	令和2年度		令和7年度 目標値
		目標値	結果 (現状値)	
地域の防災体制について、「満足」または「まあまあ満足」と回答した市民の割合(注1)	17.0%	50.0%	20.4%	50.0%
災害時の避難場所を「知っている」市民の割合(注1)	69.0%	90.0%	73.9%	90.0%
自分の地区に自主防災組織があることを「知っている」市民の割合(注1)	24.0%	50.0%	23.4%	50.0%

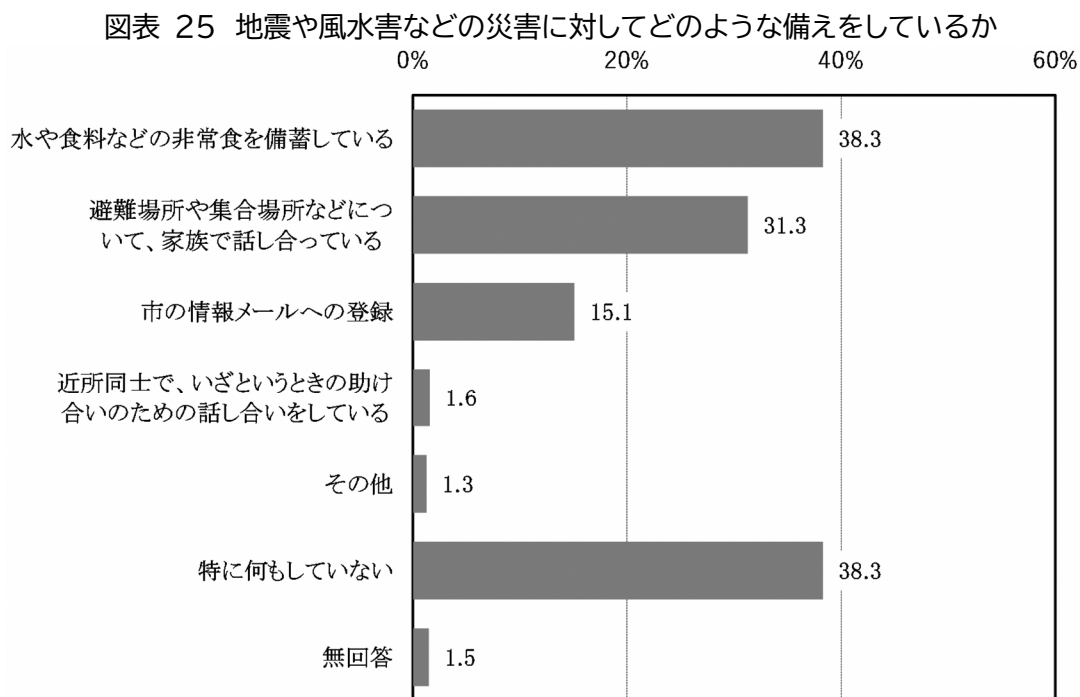
第4章 市全体の現状と課題及び今後の取組

評価指標	平成27年度 結果	令和2年度		令和7年度 目標値
		目標値	結果 (現状値)	
地域支え合いカードの登録率	—	—	34.5% (1,342人)	50.0%



計：914人

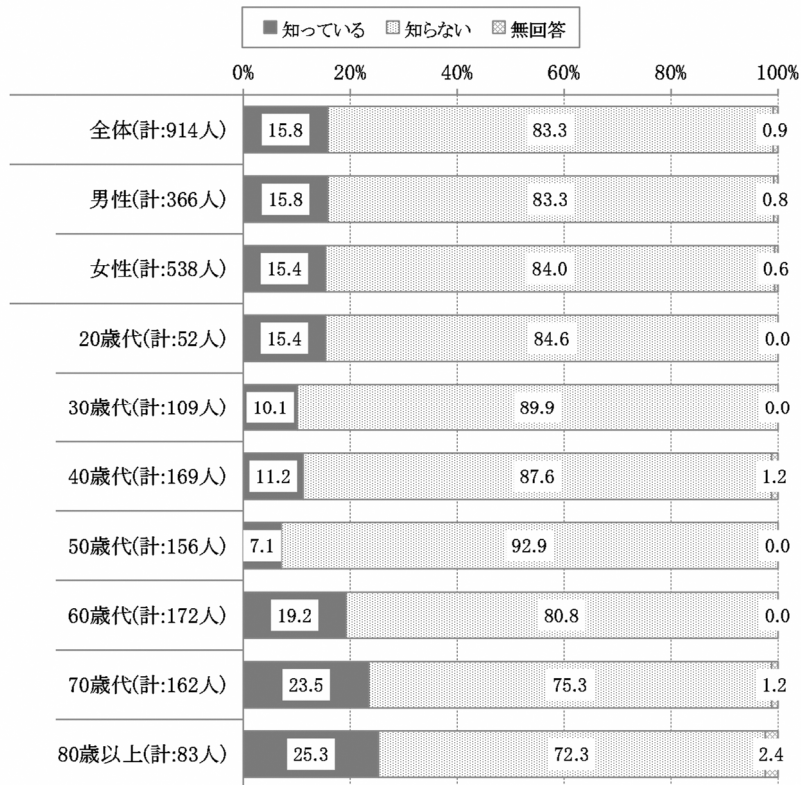
資料：春日市地域福祉に関するアンケート調査（令和2年9月）



計：914人

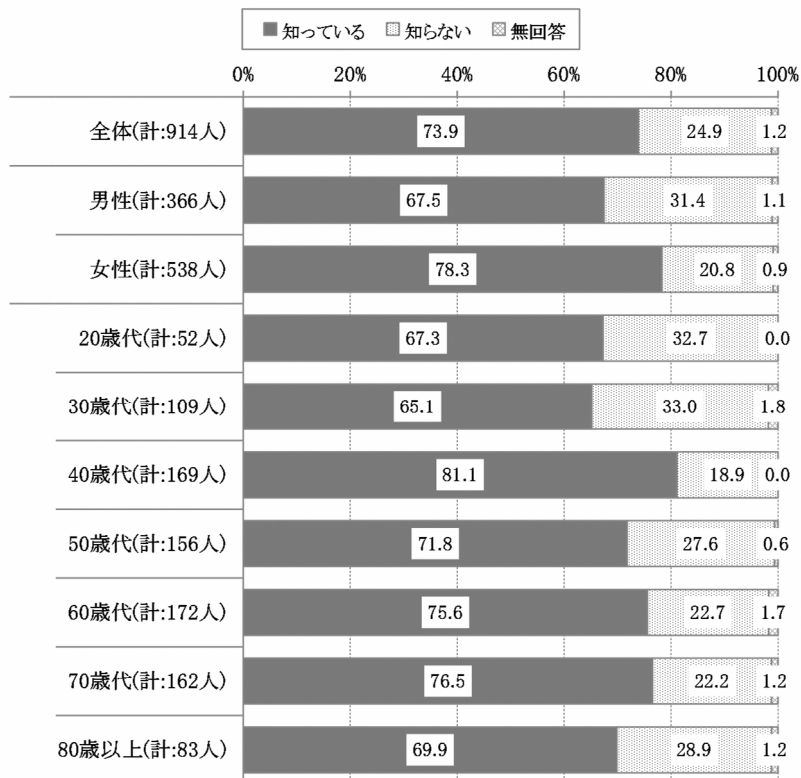
資料：春日市地域福祉に関するアンケート調査（令和2年9月）

図表 26 「高齢者・要援護者等台帳登録」の認知度



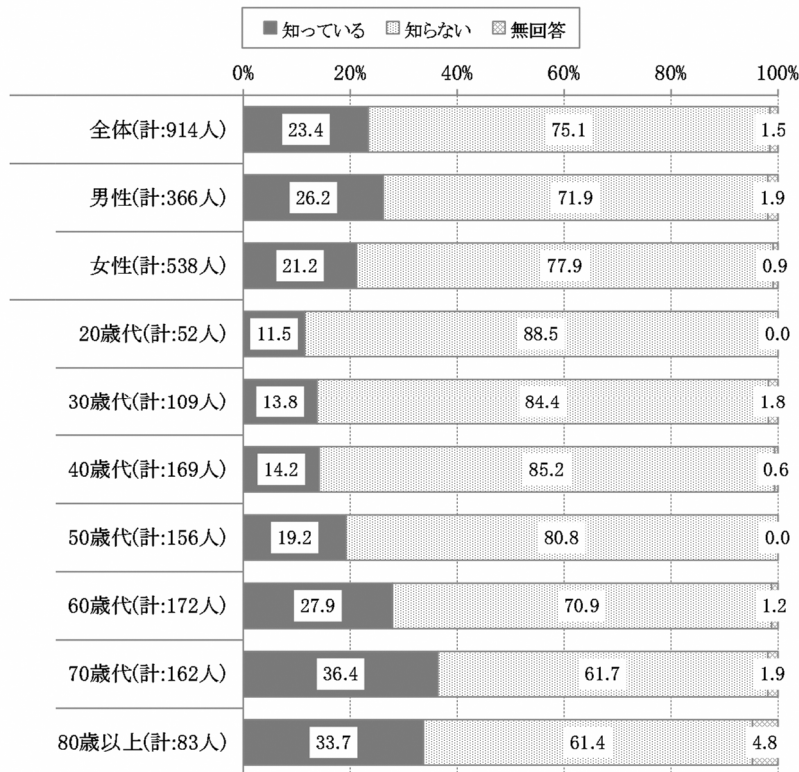
資料：春日市地域福祉に関するアンケート調査（令和2年9月）

図表 27 災害時における避難場所の認知度



資料：春日市地域福祉に関するアンケート調査（令和2年9月）

図表 28 自治会に自主防災組織があることを知っているか



資料：春日市地域福祉に関するアンケート調査（令和2年9月）

災害ボランティアセンター

災害ボランティアセンターとは、災害が起こった時「ボランティアの力を借りたい」という被災者の思いと「被災地を助けたい」というボランティアの思いをつなぐ所です。

災害対策は日頃の備えが大切とされています。毎年、市の総合防災訓練において災害ボランティアセンターの周知啓発を図るとともに、災害ボランティア講座を開催し、災害時に備えたボランティアの育成も行っています。



■ 春日市総合防災訓練での災害ボランティアセンター設置訓練

災害ボランティア講座受講者がセンター運営訓練に加わりました。

① 市の取組

- 災害発生に備え、複数の情報伝達手段を整備し、確実に住民に正確な情報を提供する体制を整備します。
- 「春日市避難行動要支援者避難支援プラン」を推進し、広報紙への掲載や説明会の開催等により、その内容を周知します。
- 災害時の安全を確保できるよう、避難行動要支援者やその家族、介護従事者、民生委員・児童委員等に対して、避難場所や避難経路の確認、さらに、非常持出品の備えや避難時の心構えなど防災知識の普及・啓発を行います。

- 安心生活創造事業を推進し、個別支援計画である地域支え合いカードの登録率向上に努めます。
- 避難所用備蓄資機材の整備を図ります。
- 一般の避難所で共同生活が困難な避難行動要支援者が安心して避難生活ができるよう、事前に本人・家族や関係機関と協議する等、福祉避難所[※]の確保及び充実を図ります。

② 市社会福祉協議会の取組

- 安心生活創造事業(地域支え合い活動)を充実させることで、緊急・災害時に対応できる近隣のつながりづくりを支援します。
- 日頃の見守り活動が、災害発生時にも気かけあえる地域づくりにつながることを啓発していきます。
- 地域支え合いマップ作りで地域の状況が見える形づくりを行います。
- 市の「春日市避難行動要支援者避難支援プラン」に基づき、地域支え合いカードの登録を勧めていきます。
- 災害ボランティアセンターの設置、運営体制の充実を図ります。また、関係する団体との連絡、連携体制を平時から構築し、発災時に迅速に対応できるようにします。

③ 地域住民等の取組

[住民一人ひとりができること]

- 自分の身は自分で守るという意識を高めます。
- 非常用の持出袋を準備し、災害時の備えをします。
- 災害時の情報収集手段を考えておきます。
- 避難場所や安全な避難経路などを家族で確認しておきます。
- 普段から家族で防災の話をするなど、防災意識を高めます。
- 日頃の近所付き合いの中から、災害時に協力し合い、助け合うことができる防災体制を整えます。
- 行政からの広報など、災害時に役立つ情報は分かりやすい所に置いておきます。
- 高齢者・要援護者等台帳や地域支え合いカードに登録します。

[地域の組織や団体、事業者等ができること]

- 防災訓練を通じ、避難場所、避難経路等の確認を行うとともに、避難行動要支援者に配慮した防災体制の点検を行います。
- 日頃から高齢者や障がい者等の存在を認識し、災害時には家族や隣近所での情報伝達、救助などが円滑に行えるようにするとともに、春日市避難行動要支援者避難支援プランの推進に協力します。
- 防災意識の啓発に努め、災害時の安全確保策が十分に行われるよう、家族・介護者等と情報を共有し、連携するよう努めます。
- 福祉事業所のハード・ソフト面を活かし、高齢者や障がい者等に配慮した福祉避難所として、その機能が果たせる体制づくりに努めます。

(2)地域における見守り・防犯活動の促進

市内では、全ての自治会が主体となり、市や市社会福祉協議会とともに、高齢や障がい等で支援が必要な人が、緊急連絡先や支援者(近所の人)などを事前に登録し、日常的な見守りや災害等の緊急時に備える「地域支え合い活動」に取り組んでいます。

このような中、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができていると感じている市民の割合は 88.0%となっており、多くの住民が本市での暮らしに概ね満足して生活していることが分かります。

一方、これまでにない新たな手口や形態の犯罪が次々と発生しています。地域における組織的かつ地道な防犯活動の結果、地域の防犯体制について「満足」または「まあまあ満足」と回答した市民の割合は調査実施毎に高くなっているものの、目標値には届いていません。地域のつながりが強いほど、住民が普段と変わったことに気がつきやすく、声かけなどを行うことで犯罪を未然に防ぐことができる可能性が高まります。普段からの住民一人ひとりの心がけで、地域の防犯力は飛躍的に高まると考えています。

評価指標	平成27年度 結果	令和2年度		令和7年度 目標値
		目標値	結果 (現状値)	
地域の防犯体制について、「満足」または「まあまあ満足」と回答した市民の割合(注1)	17.6%	50.0%	20.6%	50.0%

登下校時の見守り

自治会やシニアクラブ、保護者や地域の人達等で小学生の登下校時に児童が事故等に合わないよう見守り活動を行っています。



① 市の取組

- 青色回転灯装着車両によるパトロール巡回や、防犯設備の充実に努め、地域の安全環境づくりを支援します。
- 警察署と連携し、防犯情報の共有を図ります。
- 犯罪の発生箇所や内容など、具体的な発生情報の提供に努め、防犯意識の高揚を図ります。
- 高齢者を狙った悪質商法の手口や被害についての情報提供や、被害の予防意識の啓発を進めます。また、地域や団体等での学習の機会を利用して知識の普及・啓発に努めます。
- 地域の見守りを行う「ついで隊」事業の周知を図り、自主防犯活動への参加を促します。

② 市社会福祉協議会の取組

- 多様化する犯罪の被害情報や対策について、地域への啓発と周知に努めるとともに、地域支え合い活動を推進することで、犯罪を未然に防ぐことができるような地域ネットワーク活動の支援に努めます。
- 犯罪被害の防止に取り組むとともに、被害にあった場合の相談や援助ができるように、消費生活相談員や関係機関との連携強化に努めます。

③ 地域住民等の取組

[住民一人ひとりができること]

- 施錠・戸締まりをしっかりとしておくなど、普段から気を引き締めて防犯対策をします。
- 暗い夜道をなるべく歩かないなど、自分の身は自分で守るという防犯意識を持って事故や事件を未然に防ぐよう心がけます。
- 犯罪の起きにくい、安全で安心して暮らせる地域とするため、防犯のための地域活動やボランティア活動への理解を深め、積極的に参加します。
- 子ども110番の家の取組に協力します。

[地域の組織や団体、事業者等ができること]

- 犯罪の特徴や発生箇所、さらには不審者の情報等、防犯につながる情報を警察署や防犯協会各支部など関係機関から収集し、地域で情報の共有を図ります。
- 地域の安全を守るため、防犯パトロール体制を整備します。
- 犯罪から守るため、福祉サービス利用者等に対して遭遇しやすい犯罪情報を周知します。
- 地域の一員として、地域の防犯活動に積極的に参加します。

(3)ユニバーサルデザインのまちづくりと生活環境の保全

高齢者や障がい者等が安心して快適に生活できる環境は、あらゆる人にとって、安全性や利便性、快適性が確保されているということでもあります。

本市では、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(通称:バリアフリー法)や「福岡県福祉のまちづくり条例」、「春日市都市計画マスタープラン」に基づき、公共施設や道路のユニバーサルデザイン※やバリアフリー化に取り組んでいます。

今後もユニバーサルデザインのまちづくりを推進するとともに、自力で外出することが困難な人への外出支援の輪を広げていきます。

また、騒音などの生活公害やペットの飼育マナーの向上など、日常生活における環境保全について、日々の交流の中で話し合い、地域における快適な暮らしを確保します。

評価指標	平成27年度 結果	令和2年度		令和7年度 目標値
		目標値	結果 (現状値)	
歩道が整備されており、歩きやすく快適であると回答した市民の割合(注2)	47.7%	60.0%	43.1%	60.0%

① 市の取組

- 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、「福岡県福祉のまちづくり条例」、「春日市都市計画マスタープラン」に則り、バリアフリー化、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。
- 移動支援サービスなど、外出支援の仕組みが有効に活用されているかどうか点検するとともに、より有効性の高い支援方策がないか検討します。
- ごみ出しのマナーやペットの適正な飼育など生活環境の保全に関して、住民と地域への啓発を行います。

② 市社会福祉協議会の取組

- 研修や講座・広報活動での周知において、ユニバーサルデザインの理念の普及・啓発に努めます。
- 事業や活動を展開する際は、ユニバーサルデザインの理念に基づいた配慮を行います。
- 住民参加型のサービスを安定的・継続的に提供することができるよう、人材の発掘・育成に努め、障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域で生活続けることができるように支援していきます。

③ 地域住民等の取組

[住民一人ひとりができること]

- 車いすを利用する人や視覚障がい者の移動の妨げにならないよう行動します。
- 困っている人を見かけたら、まずは声をかけてみます。
- 地域への迷惑とならないよう、ルールとマナーを守り、適正なゴミの出し方やペットの飼育に努めます。
- クリーン作戦など地域の環境美化活動に参加します。

[地域の組織や団体、事業者等ができること]

- 地域におけるバリアフリーに関する情報の交換などを行うことで、その改善方を検討します。
- サービス利用者等の居宅内外での暮らしがより安全・快適になるよう、その人にあった支援を行います。
- 地域の誰もが生活しやすい環境になっているかを確認し、改善に努めます。

第5章 自治会ごとの現状と課題及び今後の展望

第5章 自治会ごとの現状と課題及び今後の展望

自治会は、同じ地域に住む人々が生活環境の改善や、親睦、相互扶助のために集まった組織であり、市内には、35の自治会があります。自治会が取り組むさまざまな活動により、私たちのまちは、住みよいまちとなっています。

各自治会では、広報紙の発行、ウェブサイト、回覧、掲示板等による様々な情報発信が工夫されて行われています。

令和2年11月から12月にかけて、市職員と市社会福祉協議会職員とで全35自治会へ訪問し聴き取りをしました。その中で多くの自治会で「自治会役員の成り手不足」や「福祉活動の担い手不足」の声が聞かれました。

近年、定年の延長や再雇用などにより今までは60歳で定年を迎え、それから地域に何か貢献しようと自治会の役員や地区のボランティア活動に参加する人がいましたが、70歳くらいまで働く人が多くなってきたことにより、地域の担い手不足が深刻化してきています。

このような中でも第4章に掲げている地域共生社会の実現に向けた様々な取組を各自治会が出来るところから工夫をこらし、推進していくことが重要だと考えられます。次ページ以降には、中学校区ごとに自治会の活動や今後の展望などを紹介しています。

図表 29 中学校校区・自治会区図



図表 30 地区別高齢化率等データ一覧

地区名	人口 (人)	世帯数 (世帯)	年少人口 (人) 0～14 歳	高齢者人口(人)		高齢者人口(%)	
				65 歳以上	75 歳以上	65 歳以上	75 歳以上
泉	1,257	580	136	527	371	41.9	29.5
ちくし台	1,716	753	190	592	349	34.5	20.3
白水池	1,350	593	158	458	242	33.9	17.9
紅葉ヶ丘	4,748	2,020	667	1566	732	33.0	15.4
塚原台	1,416	620	209	466	217	32.9	15.3
小倉東	1,375	563	202	373	152	27.1	11.1
桜ヶ丘	3,249	1,655	375	870	405	26.8	12.5
弥生	3,061	1,376	385	819	370	26.7	12.1
千歳町	2,122	1,098	244	564	297	26.6	14.0
天神山	3,572	1,558	543	914	393	25.6	11.0
若葉台西	2,878	1,178	391	702	330	24.4	11.5
岡本	2,048	960	300	481	244	23.5	11.9
小倉	3,860	1,756	515	903	438	23.4	11.3
大谷	3,949	1,603	667	913	434	23.1	11.0
平田台	2,666	1,040	463	595	252	22.3	9.5
日の出町	2,950	1,466	418	658	289	22.3	9.8
須玖北	4,428	2,108	600	982	468	22.2	10.6
春日市	113,267	49,551	17,503	24,751	11,501	21.9	10.2
惣利	2,954	1,159	490	640	325	21.7	11.0
須玖南	5,316	2,359	837	1118	507	21.0	9.5
下白水南	4,215	1,713	720	879	428	20.8	10.2
光町	1,948	947	302	405	210	20.8	10.8
大土居	1,918	776	319	396	157	20.7	8.2
若葉台東	2,018	772	360	411	234	20.4	11.6
上白水	6,262	2,689	953	1245	509	19.9	8.1
下白水北	3,847	1,626	607	757	331	19.7	8.6
春日公園	4,302	1,746	688	835	284	19.4	6.6
昇町	6,167	2,548	1,036	1,176	583	19.1	9.5
春日	4,495	1,732	790	815	343	18.1	7.6
松ヶ丘	4,432	1,608	1,142	802	396	18.1	8.9
サン・ビオ	2,426	1,038	384	439	163	18.1	6.7
白水ヶ丘	3,377	1,373	556	576	205	17.0	6.1
宝町	2,810	1,265	475	465	204	16.6	7.3
春日原	5,781	2,830	881	938	436	16.2	7.5
春日原南	2,311	969	339	315	131	13.6	5.7
大和町	1,152	588	158	156	72	13.5	6.3
陸上自衛隊	485	485	0	0	0	0	0
自衛隊病院	70	65	3	0	0	0	0
航空自衛隊	336	336	0	0	0	0	0

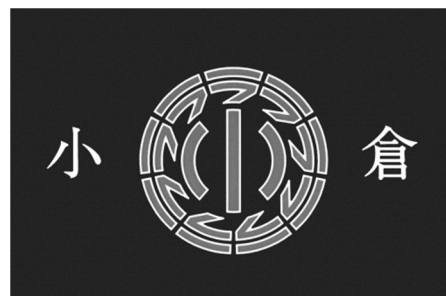
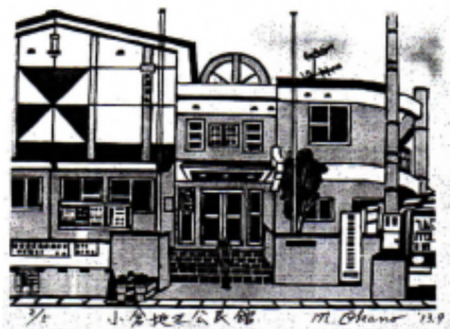
資料：住民基本台帳（令和2年3月末現在）

※ 高齢者人口（%）65歳以上の高い順に並べています。

1. 春日中学校区

小倉地区自治会

小倉 2 丁目 93 番地 3 TEL092-573-8787、Fax092-573-8787



	世帯数	人口	年少人口割合 (15 歳未満)	生産年齢人口割合 (15～65 歳未満)	高齢化率 (65 歳以上)
平成 27 年	1,678 世帯	3,952 人	14.5%	65.5%	20.0%
令和 2 年	1,756 世帯	3,860 人	13.3%	63.3%	23.4%

(各年 3 月末日現在)

[地域の特徴]

小倉は春日村誕生時の4村の一つですが、市制移行後の区画整理により分区が進み、現在市内 35 地区で 12 位の人口を占める地区となっています。

小倉地区には、古くから受け継がれている盆綱引き、左義長、嫁ごの尻たたきなどの伝統行事があります。自治会はこれらを継承するとともに、地域の絆の原点である夏祭り、スポーツ大会、ふれあい・いきいきサロン及び美化活動、防犯活動など自治会の諸活動に多くの地域住民が参加する活気ある地区です。

[地区の活動]

コミュニティ	夏まつり、スポーツ大会、親子ふれあい餅つき大会、左義長(嫁ごの尻たたき)、高齢独居者への自治会費免除制度の導入
福祉	ふれあい・いきいきサロン、敬老祝賀会、子育てサロン「ハローキッズ」、新生児誕生お祝い金制度の導入、コミュニティカフェ「カフェこくら」、地域支え合い活動
環境	みどり会、花いっぱい運動、公園等の美化活動、クリーン作戦の実施(年 2 回/全 35 自治会連携活動)、24 時間古紙回収
防犯・防災	防犯パトロールの実施、防犯灯の維持・管理、登校時の見守り、校区内の安全点検、消火訓練の実施

[地区の課題と今後の展望]

地区の課題	地域コミュニティ意識の希薄化に伴い、自治会活動への参加者の減少や担い手不足が生じている。
今後の展望	自治会活動を広く知らせるため積極的な広報活動を行い、伝統行事等の推進による地域への愛着心の高揚及び地域ボランティアの育成・確保に力を入れたい。

須玖南地区自治会

須玖南 4 丁目 128 番地 TEL092-582-8730、Fax092-517-2705



	世帯数	人口	年少人口割合 (15 歳未満)	生産年齢人口割合 (15～65 歳未満)	高齢化率 (65 歳以上)
平成 27 年	2,224 世帯	5,274 人	15.9%	66.1%	18.0%
令和 2 年	2,359 世帯	5,316 人	15.8%	63.2%	21.0%

(各年 3 月末日現在)

[地域の特徴]

須玖南地区自治会は、昭和 57 年に旧須玖区が須玖北と須玖南に分区し発足しました。昭和 30 年代までは良好な農耕地帯でしたが、いまでは、住宅街に姿を変えています。平成 5 年 3 月に竣工した「春日市土地区画整理事業」に伴いマンションが急増し、人口も増えてきました。

90 歳以上の高齢者宅への誕生日訪問や地域住民の語らいの場とする「カフェみなみ」の開催、「須玖南子ども会」を編成し自主的な企画立案を行うなど、様々な取り組みが行われています。

[地区の活動]

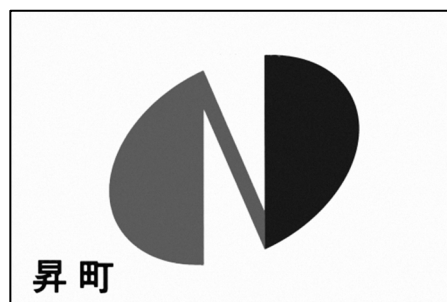
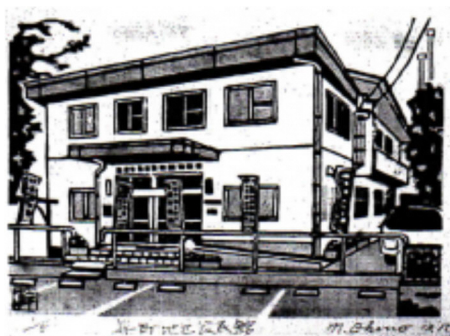
コミュニティ	地区まつり、運動会、文化祭、餅つき大会、どんど焼き、クリスマス会、こども生け花
福祉	ふれあい・いきいきサロン「みなみの会」、敬老祝賀会、コミュニティカフェ「カフェみなみ」、地域支え合い活動、子育てサロン「くれよんひろば」
環境	ごみの出し方の啓発、公園等の美化活動、クリーン作戦の実施(年 2 回/全 35 自治会連携活動)、資源回収(年 4 回)、環境推進員による地域の見守り・巡回活動
防犯・防災	公民館からの出火を想定した避難訓練の実施、防犯パトロールの実施、防犯灯の維持・管理・LED 化、道路等の改善要望

[地区の課題と今後の展望]

地区の課題	賃貸のアパートやマンションがさらに増えてきており、自治会費は払っていても自治会に加入しているという認識は薄い。また、高齢化に伴い、隣組長等の仕事が負担になる人が増えてきた。
今後の展望	餅つき大会や抽選会など、行事に参加して楽しかったという気持ちになれば、それをきっかけとして自治会に関心を持つようになる。地域に愛着が湧いて、須玖南が一番住みやすいという思いが広がるように取り組んでいきたい。

昇町地区自治会

昇町 5 丁目 122 番地 TEL092-591-7221、Fax092-591-7221



	世帯数	人口	年少人口割合 (15 歳未満)	生産年齢人口割合 (15~65 歳未満)	高齢化率 (65 歳以上)
平成 27 年	2,392 世帯	6,107 人	18.2%	65.3%	16.5%
令和 2 年	2,548 世帯	6,167 人	16.8%	64.1%	19.1%

(各年 3 月末日現在)

[地域の特徴]

昇町地区自治会は、地区内に旧庁舎が存在し、市行政の中心地として発展してきました。創立 110 年を超える春日小学校があり、公共施設や大型店舗も近く、生活上便利な町です。

当地区では、子育てサロン、中学生の地域ボランティア交流や、高齢者サロン、子ども食堂、ながら見守り及び子ども育成のイベント等を行うなど、ふれあい・交流に力を注いでおり、みんなで力を合わせ安全・安心・笑顔で元気なまちづくりを行っています。

[地区の活動]

コミュニティ	地区夏祭り、地区運動会、餅つき交流会、シニアクラブと小学生との世代間交流、コミュニティ食堂、通学合宿
福祉	ふれあい・いきいきサロン、ふれあいの集い、敬老祝賀会、地域支え合い活動、子育てサロン「ほぴーくらぶ」、減塩味噌づくり教室、コミュニティカフェ「のぼりまち夢プランカフェ」
環境	ごみの出し方の啓発、公園等の美化、ゴミ箱設置の要望、クリーン作戦の実施(年 2 回/全 35 自治会連携活動)
防犯・防災	公民館からの出火を想定した避難、初期消火訓練、災害図上訓練 AED 講習の実施、防犯パトロールの実施、ながら見守り、防犯灯の新設、修繕、小学生向け自転車安全教室の開催

[地区の課題と今後の展望]

地区の課題	これまで、おやじの会、PTA、育成会など、学校関係の組織に関わってきた方が多く、自治会に協力してくれているが、今後、新しく自治会役員の人材を確保し続けることができるかが課題。
今後の展望	自分の住む地域に愛着をもち、自治会会員として行事に積極的に参加するなど、自治会に対する理解者を増やしていきたい。そのために、地域活動の母体である自治会が知恵を出し、自治会連合会を通じて各自治体が連携し、また、行政の支援を受けながら、活動していきたい。

弥生地区自治会

弥生7丁目50番地 TEL092-582-8412、Fax092-582-8412



	世帯数	人口	年少人口割合 (15歳未満)	生産年齢人口割合 (15～65歳未満)	高齢化率 (65歳以上)
平成27年	1,364世帯	3,216人	13.1%	64.7%	22.2%
令和2年	1,376世帯	3,061人	12.6%	60.7%	26.7%

(各年3月末日現在)

[地域の特徴]

弥生地区は、春日市北部奴国の丘歴史公園に隣接し、多くの古墳・遺跡が点在する諸岡川周辺の丘陵地帯であり、古くから快適な住宅地となっていました。

さまざまな分野の講演会・講習会を企画し、地域住民に有益な場を提供しています。また、小中学校通学路での街頭見守りや夕刻パトロール、環境推進員によるゴミ出し日翌朝の巡回や不法投棄ゴミのチェックなど、安全で安心な住環境が保たれるよう活動しています。

[地区の活動]

コミュニティ	夏祭り、運動会、もちつき大会、どんど焼き
福祉	ふれあい・いきいきサロン「すみれの会」、敬老祝賀会、地域支え合い活動 子育てサロン「さーどぶれいす」、コミュニティカフェ「珈琲サロンやよい」
環境	早朝地区内清掃、公園愛護会、シニアクラブ有志による地区内の公園清掃 クリーン作戦の実施(年2回/全35自治会連携活動)
防犯・防災	防災訓練の実施、防犯パトロールの実施、防犯灯の維持・管理・LED化、道路等の改善要望

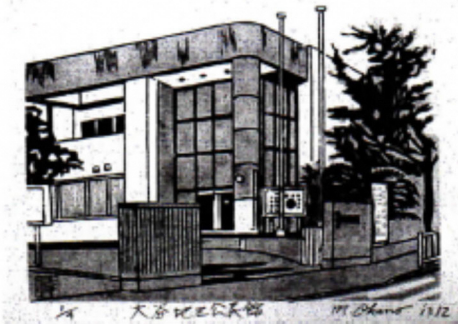
[地区の課題と今後の展望]

地区の課題	自治会加入率が低下してきている。また、いきいきサロンの参加者及び福祉活動の支え手も固定化している。
今後の展望	地区住民に自治会や公民館の活動・行事へとにかく出てきてもらいた。そして、様々な交流を通して地域を活性化していきたい。

2. 春日東中学校区

大谷地区自治会

大谷 4 丁目 7 番地 1 TEL092-574-5656、Fax092-574-5656



	世帯数	人口	年少人口割合 (15歳未満)	生産年齢人口割合 (15~65歳未満)	高齢化率 (65歳以上)
平成27年	1,513世帯	3,863人	14.6%	64.8%	20.6%
令和2年	1,603世帯	3,949人	16.9%	60.0%	23.1%

(各年3月末日現在)

[地域の特徴]

大谷地区自治会は、昭和58年に小倉地区から分かれ発足しました。平成に入り、大型マンション等の建設もあり、多くの住民が居住しています。春日市の中央に位置し、総合スポーツセンター、ふれあい文化センター、大谷小学校等の公共施設があり、文化・スポーツの中心となっています。大きな事業を開催する折には、普段自治会に協力することが難しい世代にも声かけを行い、こうしたきっかけから懇親を広げて人材確保に繋げています。

[地区の活動]

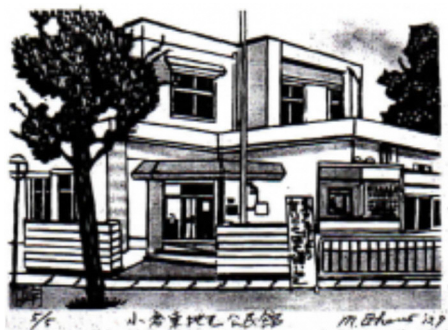
コミュニティ	夏祭り、大運動会、どんと焼き、文化祭、ニュースポーツ大会、ふれあい事業(ウォーキング会)
福祉	ふれあい・いきいきサロン(バスハイク等)、敬老の日祝賀会、地域支え合い活動、子育てサロン「大谷びよんびよん広場」、コミュニティカフェ「カフェおおたに」
環境	ごみの出し方の啓発、公園愛護活動、路上の美化、クリーン作戦の実施(年2回/全35自治会連携活動)、資源ごみの回収
防犯・防災	自主防災組織による消火訓練の実施、防犯パトロールの実施、防災、防犯意識向上のための「防災訓練」「防犯教室」の開催、防犯灯の維持・管理・LED化、道路等の改善要望

[地区の課題と今後の展望]

地区の課題	行事には多くの住民が参加している一方で、役員として自治会の運営に関わる人材の確保が難しい。特に、子が自立した後の親世代や元気な高齢者など、助けを必要としない人は、自治会への参加意識が薄い傾向にある。
今後の展望	地域の担い手として自分から積極的に自治会に参画し、地域を支える人材となるよう、行事や自治会の活動を通して参加意識の持続・向上を図っていききたい。

小倉東地区自治会

小倉東2丁目22番地 TEL092-571-0901、Fax092-571-0901



	世帯数	人口	年少人口割合 (15歳未満)	生産年齢人口割合 (15~65歳未満)	高齢化率 (65歳以上)
平成27年	493世帯	1,281人	13.9%	62.5%	23.6%
令和2年	563世帯	1,375人	14.7%	58.2%	27.1%

(各年3月末日現在)

[地域の特徴]

小倉東地区自治会は、昭和59年に小倉地区から分かれ発足しました。春日市のほぼ中央に位置し、総合スポーツセンター、ふれあい文化センター、図書館等の公共施設が徒歩範囲内にあるため、住民が自発的に文化活動や健康作りに励むことのできる環境にあります。

また、概ね3つの隣組からなるブロック毎に懇親会を開催しており、それぞれ工夫しながら、地域住民のコミュニティ意識の醸成に取り組んでいます。

[地区の活動]

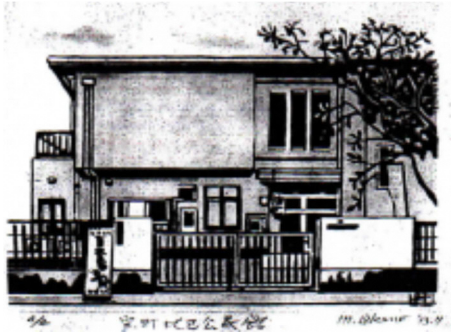
コミュニティ	夏祭り、小倉東スポーツフェスタ、餅つき大会、観桜会、新春交歓会、新成人のお祝い、新成人記念撮影
福祉	ふれあい・いきいきサロン(健康講座、バスハイク等)、敬老祝賀会、誕生日祝い花鉢贈呈、地域支え合い活動、子育てサロン、カフェ「和」、すこやか運動教室
環境	ごみの出し方の啓発、路上の美化、公園愛護活動、クリーン作戦の実施(年2回/全35自治会連携活動)、資源ごみの回収、違法広告撤去隊
防犯・防災	避難訓練、消火訓練の実施、「防犯教室」の開催、防犯パトロールの実施 防犯灯の管理、防犯灯の維持・管理・LED化、道路等の改善要望

[地区の課題と今後の展望]

地区の課題	高齢化が進んでおり、高齢者が高齢者の見守りを行うというケースが増えている。高齢者と若い単身世帯等が混在する共同住宅では、近隣との関わり合いが薄く、要支援者がいても支援者側の担い手がいらない。
今後の展望	自治会が地域の相談所としての役割を持つことから、今後も立ち寄りやすい・相談しやすい雰囲気を持っていきたい。また、今後は地域住民一人ひとりが支援者としての意識を持てるよう住民全体の意識の向上を図っていきたい。

宝町地区自治会

宝町4丁目15番地3 TEL092-582-9995、Fax092-582-9995



	世帯数	人口	年少人口割合 (15歳未満)	生産年齢人口割合 (15～65歳未満)	高齢化率 (65歳以上)
平成27年	1,176世帯	2,798人	18.3%	67.9%	13.8%
令和2年	1,265世帯	2,810人	16.9%	66.5%	16.6%

(各年3月末日現在)

[地域の特徴]

宝町地区自治会は、昭和40年に小倉地区の一区域から分離して発足しました。当地区は春日市の東北部あたりに位置し、町内は、碁盤の目のように整然と整備されております。JR南福岡駅、春日駅、西鉄春日原駅にも程近く、交通アクセスの良い立地条件です。

夜間の防犯パトロールには、世代を問わず希望者を募り、町内を巡回しています。揃いの制服を着て、拍子木を打ちながら巡回することで、自分たちが暮らす地域への愛情を育んでいます。

[地区の活動]

コミュニティ	夏祭り、ふれあい餅つき大会、世代間交流、翼会
福祉	ふれあい・いきいきサロン(バスハイク等)、敬老の日祝賀会、地域支え合い活動、子育てサロン、お誕生日訪問、コミュニティカフェ「あそびにこんね～」
環境	ごみの出し方の啓発、公園愛護活動、路上の美化、クリーン作戦の実施(年2回/全35自治会連携活動)、資源ごみの回収、古紙回収
防犯・防災	自主防災組織による防災訓練の実施、防犯パトロールの実施、防災、防犯意識向上のための「防災訓練」「防犯教室」の開催、防犯灯の維持・管理・LED化、道路等の改善要望

[地区の課題と今後の展望]

地区の課題	現役で働く世代や60～70歳の方は、自治会への関心が薄かったり、参加する時間が取れなかったりと、行事への参加が少なく、実態を把握しにくい。また、転出入が多く地域に関わっていない人も多い。
今後の展望	行事は多いので、転入者も地域の活動に参加しやすくなるよう啓発を行い、地域に関わる人を増やしていきたい。

ちくし台地区自治会

ちくし台3丁目 92番地2 TEL092-582-7254、Fax092-582-7254



	世帯数	人口	年少人口割合 (15歳未満)	生産年齢人口割合 (15~65歳未満)	高齢化率 (65歳以上)
平成27年	734世帯	1,731人	11.0%	55.8%	33.2%
令和2年	753世帯	1,716人	11.1%	54.4%	34.5%

(各年3月末日現在)

[地域の特徴]

ちくし台地区は、昭和43年に春日の丘陵地帯を宅地造成したところから始まりました。昭和47年に紅葉ヶ丘地区から独立し、その名称は、住民投票によって「ちくし台」となりました。

住環境は、ほとんどが戸建て住宅であり、閑静な住宅地となっています。開発から50年を経て、近年は世代交代が進んでおり、公民館を中心に、地域の人とのつながりを持つことで、誰もが安心・安全な生活を送ることができるまちづくりに取り組んでいます。

[地区の活動]

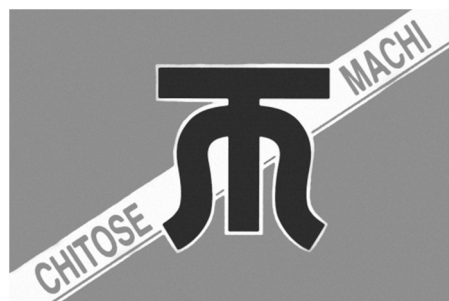
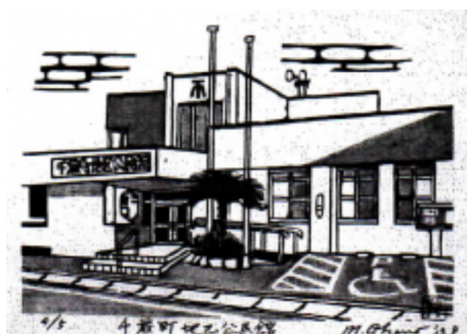
コミュニティ	夏祭り、運動会、文化祭、もちつき大会、どんと焼き、世代間ニュースポーツ大会
福祉	ふれあい・いきいきサロン(バスハイク等)、敬老の日祝賀会、地域支え合い活動、おうちカフェ(おうちおてつだい)、子育てサロン
環境	ごみの出し方の啓発、公園愛護活動、路上の美化、クリーン作戦の実施(年2回/全35自治会連携活動)、資源ごみの回収
防犯・防災	自主防災訓練(ふれあいウォーキング&防災訓練)、防犯パトロールの実施、小学校の登校時の見守り、防災、防犯意識向上のための「防災訓練」の開催、防犯灯の維持・管理・LED化、道路等の改善要望、空家対応

[地区の課題と今後の展望]

地区の課題	世代交代に伴い、今後は高齢者の見守りだけでなく、子育て世帯が地域とのつながりを持てるよう、交流の場を設ける必要がある。また、コロナの影響で行事や活動が制限されたことにより、住民同士の交流の機会や行事への参加意欲が失われてしまわないような取り組みが必要。
今後の展望	高齢化や定年延長によって地域の担い手が減っているため、現役で働いている人でも気軽に自治会の運営に参画できるような自治会の運営の仕方を検討したい。

千歳町地区自治会

千歳町3丁目32番地1 TEL092-581-3559、Fax092-581-3559



	世帯数	人口	年少人口割合 (15歳未満)	生産年齢人口割合 (15～65歳未満)	高齢化率 (65歳以上)
平成27年	1,063世帯	2,099人	10.4%	63.2%	26.4%
令和2年	1,098世帯	2,122人	11.5%	61.9%	26.6%

(各年3月末日現在)

[地域の特徴]

千歳町地区自治会は、昭和37年に二つの地区(春日荘・荒巻)が合併し発足しました。その後、春日市の急速な都市化により、町内に残されていた自然も宅地化が進み、住宅密集地の町となりました。

当地区では、防災訓練開催時、評議員が被害箇所を調べる被害確認訓練を行い、シニアクラブや中学生のメンバーが高齢者宅を訪問し安否確認訓練を行っています。安否確認訓練は、地域支え合い活動に繋がり、地域の高齢者の見守り活動の一環となっています。

[地区の活動]

コミュニティ	秋まつり、ちとせの会(文化祭)、餅つき大会、どんと焼き、門松作り、ボウリング大会
福祉	ふれあい・いきいきサロン、敬老会、地域支え合い活動による高齢者の見守り、サマー寺子屋、コミュニティカフェ「Cafe カフェ」
環境	ごみの出し方の啓発、公園愛護活動、路上の美化、資源ごみの回収、クリーン作戦の実施(年2回/全35自治会連携活動)
防犯・防災	地区防災訓練、防犯パトロールの実施、防災、防犯意識向上のための「防災訓練」「防犯教室」の開催、防犯灯の維持・管理・LED化、道路等の改善要望

[地区の課題と今後の展望]

地区の課題	地区の1, 2, 3丁目各丁目ごとの絆は深い。しかし、民生委員・児童委員の欠員により丁目ごとに配置が出来ていないため、民生委員・児童委員を中心にした丁目ごとの地域福祉推進体制が整っていない。
今後の展望	誰もが参加しやすい行事作りを通して地域住民の「参加」を増やし「つながり」をつけ千歳町の「一体化」を図っていく。また、「つながり」の中から民生委員・児童委員や自治会役員等を見つけていきたい。

光町地区自治会

光町2丁目180番地1 TEL092-581-9288、Fax092-581-9288



	世帯数	人口	年少人口割合 (15歳未満)	生産年齢人口割合 (15～65歳未満)	高齢化率 (65歳以上)
平成27年	921世帯	2,012人	18.6%	62.2%	19.2%
令和2年	947世帯	1,948人	15.5%	63.7%	20.8%

(各年3月末日現在)

[地域の特徴]

光町周辺は、戦時中に軍需工場の建設に伴い、その住家として、県営住宅や営団住宅が建設されました。その後、昭和32年に「春日原土地区画整理事業」が行なわれ、昭和40年には三つの地区(立石、永田、荒巻の一部)が合併し、光町地区が発足しました。また、昭和48年に原町3丁目(航空自衛隊原町庁舎)が編入し、現在の光町地区となっています。

当地区では、シニアクラブと子ども会の交流が盛んに行われており、大人と子ども、住民間の支え合いが、「人が光る、町がひかる」光町を住みよいまちにしています。

[地区の活動]

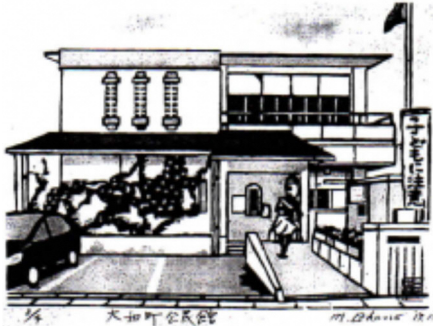
コミュニティ	地区夏祭り、文化祭、餅つき大会、どんど焼き、グラウンドゴルフ大会、世代間交流芋掘り大会、ソフトダーツ大会、サマー寺子屋
福祉	ふれあい・いきいきサロン、敬老祝賀会、誕生月訪問(80歳以上)、地域支え合い活動、支援者交流会、子育てサロン「ひかりっこ」、コミュニティカフェ「ひかりカフェ」
環境	ごみの出し方の啓発、公園愛護活動、路上の美化、資源ごみの回収、クリーン作戦の実施(年2回/全35自治会連携活動)
防犯・防災	公民館火災避難訓練、防犯パトロールの実施、防災、防犯意識向上のための「防災訓練」「防犯教室」の開催、防犯灯の維持・管理・LED化、道路等の改善要望

[地区の課題と今後の展望]

地区の課題	公民館に来られない高齢者をどう見守るか。また、福祉活動の支援者が固定化してきている。
今後の展望	誕生月訪問を通じて災害など緊急時にも対応出来るよう緊急連絡先等の把握をしていきたい。また、地域支え合い活動等の支援者の輪を広げ、「人が光る、町がひかる」住みよい光町にしていきたい。

大和町地区自治会

大和町 2 丁目 16 番地 2 TEL092-582-1140、Fax092-582-1140



	世帯数	人口	年少人口割合 (15 歳未満)	生産年齢人口割合 (15～65 歳未満)	高齢化率 (65 歳以上)
平成 27 年	555 世帯	1,139 人	14.0%	69.6%	16.4%
令和 2 年	588 世帯	1,152 人	13.7%	72.8%	13.5%

(各年 3 月末日現在)

[地域の特徴]

大和町地区自治会は、昭和 40 年に小倉地区の一部が分離して発足しました。春日市の北東部あたりに位置し、東側は福岡市博多区、北側は陸上自衛隊、西側は県道 31 号線、南側は春日横断通りに囲まれた地域です。JR南福岡駅にも程近く、交通アクセスの良い立地条件にあります。

当地区では、一人暮らし高齢者を対象に、月に1回の訪問や電話による安否確認を含めた見守り活動を行うなど、「ご近助が命を救う」をスローガンに交流や見守りを進めています。

[地区の活動]

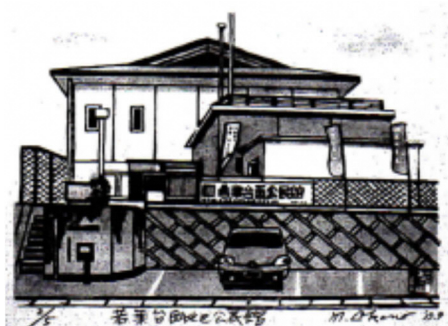
コミュニティ	夏まつり、餅つき大会、芋掘り体験、寺子屋、お楽しみ会、クリスマス会、新一年生歓迎会、社会科学見学
福祉	ふれあい・いきいきサロン(バスハイク等)、敬老祝賀会、一声運動、地域支え合い活動による高齢者の見守り、子育てサロン、コミュニティカフェ「大和町カフェ和」
環境	ごみの出し方の啓発、公園愛護活動、路上の美化、花いっぱい運動、クリーン作戦の実施(年 2 回/全 35 自治会連携活動)、資源ごみの回収、古紙回収
防犯・防災	防犯パトロールの実施、防災、防犯意識向上のための「防災訓練」「防犯教室」の開催、防犯灯の新設、修繕による LED 化、道路、河川、街路樹の改善要望、防犯カメラの設置

[地区の課題と今後の展望]

地区の課題	マンションなどの集合住宅が多いため、若い世代や単身者は隣近所への関心が薄く、また、つながりも弱いため、見守りの対象となる高齢者の把握も難しい。
今後の展望	世帯数や人口が少なく、土地がコンパクトであるからこそ、行事に参加したときお互いのことを覚えやすい。この特性を生かして、行事などへの参加をきっかけに、自治会を中心としたコミュニティの形成を図っていききたい

若葉台西地区自治会

若葉台西 3 丁目 4 番地 1 TEL092-571-4360、Fax092-571-4360



	世帯数	人口	年少人口割合 (15 歳未満)	生産年齢人口割合 (15~65 歳未満)	高齢化率 (65 歳以上)
平成 27 年	1,155 世帯	2,962 人	14.5%	64.0%	21.5%
令和 2 年	1,178 世帯	2,878 人	13.6%	62.0%	24.4%

(各年 3 月末日現在)

[地域の特徴]

若葉台西地区自治会は、昭和 59 年に若葉台地区を、春日中央通りを境として東西二つに分け、今の自治会が発足しました。市の文化スポーツの中心である、ふれあい文化センター、市民図書館、総合スポーツセンターに程近く、住みやすい環境となっています。

市長の出前トークには、多くの中学生が参加し、今の、また、将来の若葉台西を思い、積極的な発言を行い、地域に活気を生み出しています。

[地区の活動]

コミュニティ	夏祭り、餅つき大会、世代間交流七夕まつり、文化祭(2年に1回)、ニュースポーツ大会
福祉	ふれあい・いきいきサロン、敬老祝賀会、地域支え合い活動、子育てサロン
環境	ごみの出し方の啓発、公園愛護活動、路上の美化、資源ごみの回収、クリーン作戦の実施(年 2 回/全 35 自治会連携活動)
防犯・防災	自主防災組織による消火訓練の実施、防犯パトロールの実施、防災、防犯意識向上のための「防災訓練」「防犯教室」の開催、防犯灯の維持・管理・LED 化、道路等の改善要望

[地区の課題と今後の展望]

地区の課題	ふれあい・いきいきサロンの参加者が固定化しているとともに、地域支え合い活動が関係者のみの取組になっている。
今後の展望	自治会を始めシニアクラブや民生委員・児童委員その他関係団体との連携を密にし、サロンや様々な行事等の参加者を増やしていきたい。また、地区住民へ地域支え合い活動の周知徹底を図り見守り体制を強化していきたい。

若葉台東地区自治会

若葉台東 2 丁目 86 番地 2 TEL092-591-8979、Fax092-591-8979



	世帯数	人口	年少人口割合 (15 歳未満)	生産年齢人口割合 (15～65 歳未満)	高齢化率 (65 歳以上)
平成 27 年	709 世帯	1,884 人	17.1%	63.5%	19.4%
令和 2 年	772 世帯	2,018 人	17.8%	61.8%	20.4%

(各年 3 月末日現在)

[地域の特徴]

若葉台東地区自治会は、昭和 59 年に、若葉台地区を、春日中央通りを境として東西二つに分け、今の自治会が発足しました。

当地区は、春日市のほぼ中央の高台に位置し、ふれあい文化センター、市民図書館、総合スポーツセンター、県営春日公園に程近く、文化やスポーツに親しめる自然環境に恵まれた地区です。

また、春日東小学校、春日東中学校が地区内にあり、活気にあふれた文教地区です。

[地区の活動]

コミュニティ	地区夏まつり、若葉台東地区大運動会、町内主要道路6路線への愛称づくり、世代間交流事業、餅つき大会、ふれあいウォーキング、グラウンドゴルフ大会、ニュースポーツ大会(カローリング等)、音楽の玉手箱&文化講演会、男女共同参画のまちづくり講演会
福祉	ふれあい・いきいきサロン、敬老の日式典・祝賀会、地域支え合い活動(東中ボランティア部との合同訪問)、福祉活動研修、活動員と支援者による交流会、子育てサロン「わかばっこ」、認知症サポーター養成講座、コミュニティカフェ「ゆうゆう」
環境	ごみの出し方の啓発、資源ごみの回収、犬のふん対策、児童遊園愛護活動花いっぱい運動、自宅前庭先5メートル清掃運動、美しい通りづくり活動(春日東中学校部伍活動との合同町内清掃)、クリーン作戦の実施(年2回/全 35 自治会連携活動)
防犯・防災	自主防災訓練、防災・防犯意識向上のための学習会、防犯パトロールの実施、通学路における子どもの見守り活動、防犯灯の維持・管理・LED化、道路等の改善要望

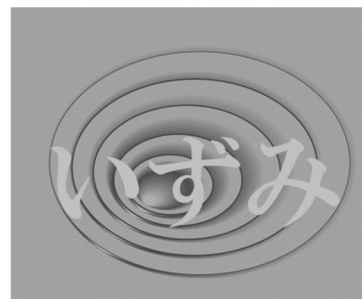
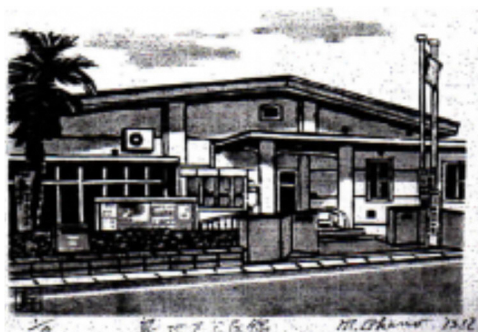
[地区の課題と今後の展望]

地区の課題	都市化や世帯構成員の低下並びに高齢化から地域活動の担い手不足が課題となっている。そこで、住民各世代間が一体となった交流を「まちづくり」に取り入れて「共助」していくこと。また、自治会活動を住民全体にこまなく周知することで、各種事業の参加意識をいかに高めていくか。
今後の展望	広報などを充実させ様々な行事等の参加者を増やしていき、将来像「“あいさつ”と“笑顔”の絆でつくる若葉台東」とキャッチフレーズ「若葉台東は心温か“大家族”」の基、地区全体を一つの家に例え、心温かな“大家族”のように笑顔のあいさつによる強い絆で結ばれた若葉台東を目指していきたい。

3. 春日西中学校区

泉地区自治会

泉 2 丁目 4 番地 TEL092-571-4415、Fax092-571-4415



	世帯数	人口	年少人口割合 (15歳未満)	生産年齢人口割合 (15～65歳未満)	高齢化率 (65歳以上)
平成27年	562世帯	1,284人	8.4%	48.5%	43.1%
令和2年	580世帯	1,257人	10.8%	47.3%	41.9%

(各年3月末日現在)

[地域の特徴]

泉地区自治会は、昭和43年に福岡市と当時の春日町をまたいで、福岡市住宅供給公社が分譲住宅を供給したところから始まります。今では、「福祉の泉」まちづくりを進め、高齢者が安心して暮らせる、共に支え合い見守りあう仕組みづくりに取り組んでいます。

当地区は、コミュニティ・スクールにも積極的に参加しており、子どもの安全を守ること、地域ぐるみで教育を行なうことを推進しています。

[地区の活動]

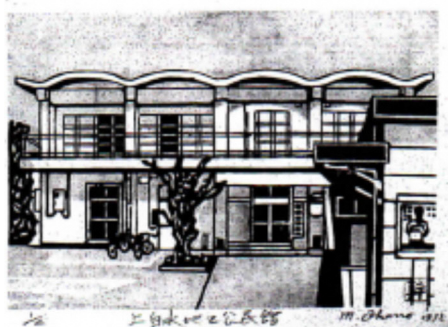
コミュニティ	花見会、夏まつり、文化祭・秋の交流会、餅つき大会、どんど焼き、芋ほり大会、クリスマス会、こいのぼりの掲揚、七夕会、生涯学習会
福祉	ふれあい・いきいきサロン「ふれあい泉サロン」、敬老祝賀会、地域支え合い活動、高齢者訪問(独居及び高齢者夫婦)、子育てサロン「いづみっ子」、コミュニティカフェ「カフェいづみ」
環境	ごみの出し方の啓発、町内、環境推進員の巡回による庁内・公園の美化活動、クリーン作戦の実施(年2回/全35自治会連携活動)
防犯・防災	自主防災避難訓練の実施、自治会役員及び組長などによる夜間パトロールの実施、防犯灯の維持・管理・LED化、道路等の改善要望

[地区の課題と今後の展望]

地区の課題	地域支え合い活動に力を入れており、見守りが必要な方の状況の把握や行事のお知らせ等を行っているが、一方で、自治会未加入者や支え合い活動に登録していない人たちが心配。対策が必要。
今後の展望	住民同士がつながりを持つことができるような行事やイベントの企画を行い、普段の見守りやいざというときの助け合いにつなげていきたい。また、若い世代も増えてきているため、世代間交流などを通して、子どもたちとの関わりも増やしていきたい。

上白水地区自治会

上白水6丁目77番地 TEL092-582-6879、Fax092-582-6879



	世帯数	人口	年少人口割合 (15歳未満)	生産年齢人口割合 (15～65歳未満)	高齢化率 (65歳以上)
平成27年	2,558世帯	6,462人	17.6%	66.8%	15.6%
令和2年	2,689世帯	6,262人	15.2%	64.9%	19.9%

(各年3月末日現在)

[地域の特徴]

上白水地区自治会は、昔から「上白水八幡宮」があり、農地等が点在するなど、風情豊かな地域です。明治22年に5か村の合併により「春日村」が誕生した時の1村(上白水村)でしたが、その後の発展により昭和59年に天神山地区、平成14年に白水ヶ丘地区へと分区を重ね、現在に至っています。

特に、「博多南駅」(平成2年開業)に近く、住環境の利便性等に優れ、幼稚園・郵便局も地域内にあり、春日西小、白水小や春日西中にも近く、多くの児童・生徒が通学しています。一方、高齢化率も年々増加しているため、地域のふれあい、支え合い活動が必要となってきています。

[地区の活動]

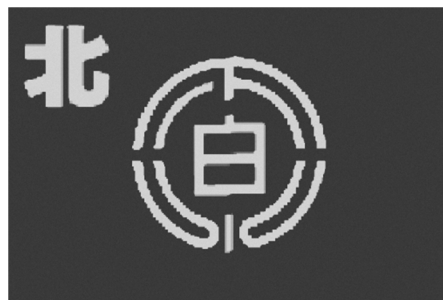
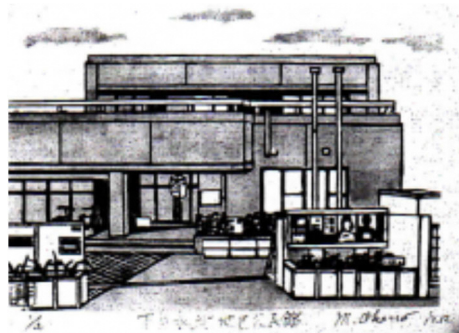
コミュニティ	夏祭り、子どもみこし、地区文化祭、地域ふれあい交流会、もちつき大会、しめ縄づくり、こども豆まき大会、地域の子ども達への行事等
福祉	ふれあい・いきいきサロン、地域支え合い活動、敬老祝賀会、お楽しみ倶楽部、子育てサロン「しゅっぽっぽ」、みそづくり、コミュニティカフェ「上白水カフェ」
環境	資源回収、美化活動、犬のフン・猫への不法餌やり禁止、ゴミの出し方等への周知、クリーン作戦の実施(年2回/全35自治会連携活動)
防犯・防災	防犯パトロール、避難訓練、小学校登下校見守り活動、防犯灯の維持・管理、道路等の改善要望

[地区の課題と今後の展望]

地区の課題	高齢者が増えているため、地域の協力体制の確立と地域支え合い活動の更なる充実が必要である。
今後の展望	ボランティア登録の組織である「上白水地区すみよか隊」を今後の地域支援のメンバーとして捉え、協力を得ながら「住みやすい上白水」を創っていききたい。

下白水北地区自治会

下白水北 4 丁目 19 番地 TEL092-571-4146、Fax092-571-4146



	世帯数	人口	年少人口割合 (15 歳未満)	生産年齢人口割合 (15～65 歳未満)	高齢化率 (65 歳以上)
平成 27 年	1,520 世帯	3,825 人	17.7%	64.4%	17.9%
令和 2 年	1,626 世帯	3,847 人	15.8%	64.5%	19.7%

(各年 3 月末日現在)

[地域の特徴]

下白水北地区は、かつては大字下白水全域を地区としていましたが、開発が進むにつれ、昇町、松ヶ丘、泉、下白水南地区が順次分離独立し、平成8年に今の形となっています。

当自治会では、生活環境・安全部、健康・福祉推進部等の各部が様々な事業を展開しており、住民自治の精神に則り、住民の相互協力によって、明るく住みよい環境を創り、維持し、住民の生命と暮らしを守ります。

[地区の活動]

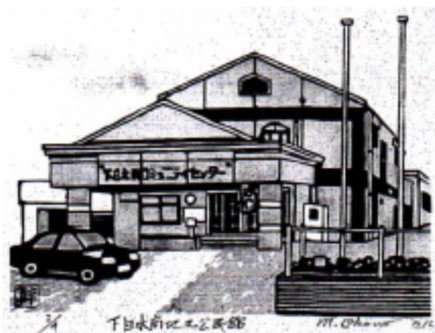
コミュニティ	下白水南北合同夏まつり、文化フェスティバル、親子ふれあい餅つき大会、下北大運動会、地区グラウンドゴルフ大会、世代間交流グラウンドゴルフ大会、カローリング大会、さつまいも植え、収穫
福祉	ふれあい・いきいきサロン、敬老会、福祉演芸会、さわやか運動教室、地域支え合い活動、77 歳以上の方への声掛け訪問、子育てサロン「北びよサロン」、地域支え合い活動、ふれあい・いきいきサロン及び子育てサロン合同交流行事
環境	ごみの出し方の啓発、町内、公園の巡回による美化活動、公園愛護会との連携による下白水第2公園の清掃、環境推進員による清掃、クリーン作戦の実施(年2回/全 35 自治会連携活動)
防犯・防災	自主防災避難訓練の実施、防犯パトロールの実施、防犯灯の維持・管理・LED 化、道路等の改善要望

[地区の課題と今後の展望]

地区の課題	声掛け訪問の対象者が増えてきているため、77 歳以上からの年齢引き上げを検討しなければならない。また、ふれあい・いきいきサロン等の参加者が少なくメンバーも固定化している。
今後の展望	地域支え合い活動やふれあい・いきいきサロン等、福祉活動の内容の見直しや工夫・充実を図り多くの方が参加出来るようにしていきたい。

下白水南地区自治会

下白水南 3 丁目 44 番地 TEL092-593-2311、Fax092-593-2311



	世帯数	人口	年少人口割合 (15 歳未満)	生産年齢人口割合 (15～65 歳未満)	高齢化率 (65 歳以上)
平成 27 年	1,612 世帯	4,252 人	17.0%	65.1%	17.9%
令和 2 年	1,713 世帯	4,215 人	17.1%	62.1%	20.8%

(各年 3 月末日現在)

[地域の特徴]

下白水南地区は、平成8年に人口世帯数の増加により下白水地区が南北に分区され発足しました。地域内には、国指定文化財である日拝塚古墳があります。近年では、家電量販店、スーパーマーケットが進出し、まちの様相も変貌してきています。

そういった中でも、運動会やグラウンドゴルフ大会、夏祭りを下白水北自治会と合同開催するなど、地域住民の絆づくりに努めています。

[地区の活動]

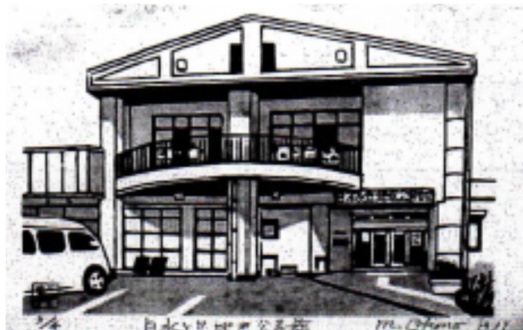
コミュニティ	南北合同夏まつり、文化サークル発表会、ふれあい餅つき大会、大運動会、グラウンドゴルフ大会、ニュースポーツ大会
福祉	ふれあい・いきいきサロン、ミニバスハイク、敬老会、地域支えあい活動、子育てサロン「育自サークル・モモ」、コミュニティカフェ「しもみなカフェ」
環境	ごみの出し方の啓発、クリーン作戦の実施(年 2 回/全 35 自治会連携活動)、隣組輪番制による公民館の清掃、資源回収
防犯・防災	防犯パトロールの実施、防犯灯の維持・管理・LED 化、道路等の改善要望

[地区の課題と今後の展望]

地区の課題	80 歳以上の高齢者が多く、今後数年でさらに急増することが予想される。高齢化が進んでも今までの活動や行事を継続していきたい。そのために自治会活動について若い世代にももっと知ってもらえるような取り組みや工夫が必要。
今後の展望	自治会活動やボランティアについて、住民に関心をもってもらえるよう広報紙を工夫したり、HP を充実させるなど、効果的な広報活動に取り組みたい。

白水ヶ丘地区自治会

白水ヶ丘3丁目46番地 TEL092-582-6885、Fax092-582-6885



	世帯数	人口	年少人口割合 (15歳未満)	生産年齢人口割合 (15～65歳未満)	高齢化率 (65歳以上)
平成27年	1,337世帯	3,503人	20.5%	66.6%	12.9%
令和2年	1,373世帯	3,377人	16.5%	66.5%	17.0%

(各年3月末日現在)

[地域の特徴]

白水ヶ丘地区自治会は、上白水地区自治会から平成14年に分区し、今に至っています。いまでは、世帯数も1,300世帯を超えるものとなりました。

当地区では、生涯学習としての地域いきいき生活講座や男の料理教室を開催するなど、住民間の交流を図り、地域とのつながりを深めるための様々な行事を計画し、活発な自治会活動を行っています。

[地区の活動]

コミュニティ	夏祭り、歳末餅つき大会、左義長、ふれあい文化祭、世代間交流ニュースポーツ大会、健康ウォークラリー大会、芋掘り&焼き芋大会
福祉	敬老祝賀会、ふれあいいきいきサロン、誕生日訪問(お誕生日カード、鉢花のお渡し)、地域支え合い活動、子育てサロン「のびっこ広場」、コミュニティカフェ「茶話やか広間」
環境	ごみの出し方の啓発、美化活動、美化推進委員による巡回、クリーン作戦の実施(年2回/全35自治会連携活動)
防犯・防災	自主防災組織による公民館避難訓練の実施、防犯パトロールの実施、ボランティアグループ「いっもの会」による町内パトロール、道路等の改善要望

[地区の課題と今後の展望]

地区の課題	誕生日訪問や見守りの件数が増えてきており、支援する体制が難しくなっている。また、行事の参加者が固定化してきている。
今後の展望	対象者の年齢引き上げや地区内の関係団体の支援も検討していきたい。また、地域支え合いメンバーも増やしていきたい。また、行事の更なるPRをしていくとともに行事の参加を増やし住民同士の更なる交流を図っていきたい。

4. 春日南中学校区

大土居地区自治会

大土居 3 丁目 148 番地 3 TEL092-596-4743、Fax092-596-4743



	世帯数	人口	年少人口割合 (15 歳未満)	生産年齢人口割合 (15～65 歳未満)	高齢化率 (65 歳以上)
平成 27 年	720 世帯	1,909 人	17.7%	65.8%	16.5%
令和 2 年	776 世帯	1,918 人	16.6%	62.7%	20.7%

(各年 3 月末日現在)

[地域の特徴]

大土居地区自治会は、平成 17 年 4 月に昇町地区から分区した最も新しい自治会です。西鉄春日原駅、JR 春日駅、JR 博多南駅(新幹線)のほぼ中間に位置し、交通の利便性、公園等の生活環境が良く近年は福岡市のベットタウンとして発展しています。大土居の地名は、国指定の特別史跡(水城跡)である「大きな土居」に由来しています。また、令和 2 年に日本遺産『古代日本の「西の都」』の広域型への変更が認定されました。地区内にクリーンエネパーク南部(ごみ処理場)を抱えており、自然環境に気を配り、地区住民の絆づくりの事業を行なっています

[地区の活動]

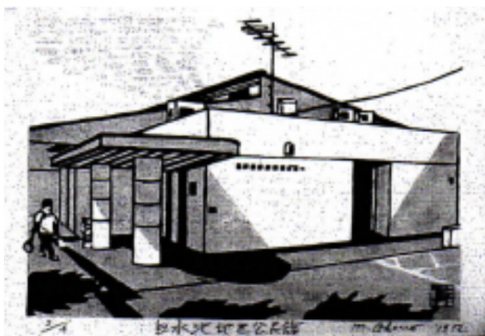
コミュニティ	夏祭り、文化祭、餅つき大会、どんど焼き、グラウンドゴルフ大会、成人祝い
福祉	ふれあい・いきいきサロン、敬老祝賀会、高齢者見廻り(誕生日訪問)、地域支え合い活動、子育てサロン「ひまわりサロン」
環境	ごみの出し方の啓発、廃品及び資源回収、路上の美化、公園愛護活動、クリーン作戦の実施(年 2 回/全 35 自治会連携活動)
防犯・防災	登下校の見守り活動、青パトによる地域防犯活動、自主防災組織による避難誘導、消火訓練の実施、年末防犯パトロールの実施、防災、防犯意識向上のための「防災訓練」「防犯教室」の開催、防犯灯の維持・管理・LED 化、道路等の改善要望

[地区の課題と今後の展望]

地区の課題	ふれあいサロンなどの参加者が少なく固定化している。また、福祉活動の世話役が高齢化して担い手不足となってきた。
今後の展望	地域カフェの実施や魅力ある行事を検討し公民館へ人が集まるようにしていきたい。

白水池地区自治会

白水池 2 丁目 48 番地 TEL092-502-9200、Fax092-502-9200



	世帯数	人口	年少人口割合 (15 歳未満)	生産年齢人口割合 (15～65 歳未満)	高齢化率 (65 歳以上)
平成 27 年	584 世帯	1,378 人	12.5%	57.2%	30.3%
令和 2 年	593 世帯	1,350 人	11.7%	54.4%	33.9%

(各年 3 月末日現在)

[地域の特徴]

白水池地区自治会は、高度成長期の昭和 40 年代の中ごろに、白水大池の西側に広がる広大な丘陵地に宅地開発されました。地域の特徴として、商店が無く、ほぼ全域が持家の居住区です。高齢化が進みつつも、一方では若い世代が家を建て転入するという側面も持っています。

開発当時のつながりは今も余韻を残しており、地区でおこなわれるイベントには多くの住民が参加し、住民同士の交流は盛んにおこなわれています。

[地区の活動]

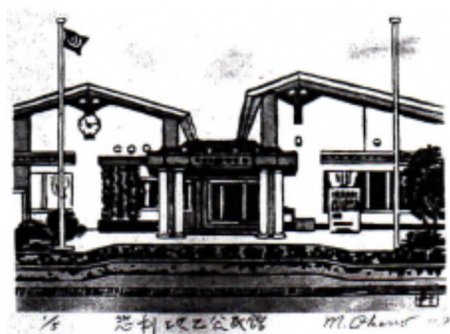
コミュニティ	地区夏祭り、白水池フェスタ、餅つき大会、どんど焼き、グラウンドゴルフ大会
福祉	ふれあい・いきいきサロン、敬老祝賀会、子育てサロン「なかよし広場」、地域支え合い活動、コミュニティカフェ「るんるんルーム」、土曜あそび隊
環境	ごみの出し方の啓発、路上の美化、公園愛護活動、クリーン作戦の実施(年2回/全 35 自治会連携活動)
防犯・防災	防災訓練の実施、防犯パトロールの実施、防犯灯の維持・管理・LED 化、道路等の改善要望

[地区の課題と今後の展望]

地区の課題	福祉部、絆部、シニアクラブがそれぞれ個々に活動しているため、活動内容や参加者の情報共有がされていない。また、地区は坂が多く公民館に歩いて来ることが困難な高齢者が多い。さらに、高齢者の買い物も難しく、やよいバスの運行本数が少なく乗り継ぎもあるため利用者は少ない。
今後の展望	自治会長を中心に福祉部、絆部、シニアクラブが集まり共通認識や情報共有を図っていききたい。また、自治会に車があれば買い物やサロンの送迎も可能であるが、人員の確保や保険等の問題があるため、市社会福祉協議会や市とも相談しながら必要な支援をしていきたい。

惣利地区自治会

惣利3丁目133番地1 TEL092-595-1705、Fax092-595-1705



	世帯数	人口	年少人口割合 (15歳未満)	生産年齢人口割合 (15～65歳未満)	高齢化率 (65歳以上)
平成27年	1,091世帯	2,911人	18.6%	61.6%	19.8%
令和2年	1,159世帯	2,954人	16.6%	61.7%	21.7%

(各年3月末日現在)

[地域の特徴]

惣利地区自治会は、昭和53年に春日地区から分区し発足しました。ため池の埋め立て等の宅地開発が進む中、住民有志により公民館建設委員会が組織され、公民館用地を確保することができました。

また、地区を愛する住民が行動を起こし、子ども達へは「ふるさと惣利」づくり、高齢者には「安心安全で温かいふれあい」のまちづくりを目指して自治会を中心に活動を展開しています。

[地区の活動]

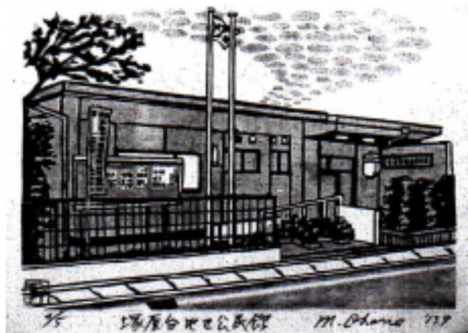
コミュニティ	まつり惣利、親子ふれあい餅つき大会、どんど焼き、惣利好いとう会、惣利平成龍保存会、桜まつり、げんきカイ、青年部、アンビシャス広場(放課後子ども教室)
福祉	ふれあいいきいきサロン、敬老祝賀会、地域支え合い活動、生活支援ボランティア
環境	ごみの出し方の啓発、路上の美化、公園愛護活動、資源回収、環境部推進委員による地区の環境美化活動、牛頸川清掃活動、クリーン作戦の実施(年2回/全35自治会連携活動)
防犯・防災	「犯罪抑止プロジェクト」による登下校時の見守り活動、自主防災組織による避難誘導、消火訓練の実施、防犯パトロールの実施、防災、防犯意識向上のための「防災訓練」「防犯教室」の開催、防犯灯の維持・管理・LED化、道路等の改善要望

[地区の課題と今後の展望]

地区の課題	高齢化が進み特に独居高齢者が増えている。また、地域行事への参加が少なくなってきており、隣組の関係が希薄化してきている。
今後の展望	地域支え合い活動やいきいきサロンなどの活動を地区内に広く周知し、担い手作りをしていきたい。また、「小さな手と大きな手 つないで作ろう そうりの輪」を地区の「まちづくり標語」として掲げ、隣組をはじめとした自治会活動を強化していきたい。

塚原台地区自治会

塚原台 1 丁目 76 番地 2 TEL092-595-0340、Fax092-595-0340



	世帯数	人口	年少人口割合 (15 歳未満)	生産年齢人口割合 (15~65 歳未満)	高齢化率 (65 歳以上)
平成 27 年	601 世帯	1,414 人	13.4%	58.0%	28.6%
令和 2 年	620 世帯	1,416 人	14.8%	52.3%	32.9%

(各年 3 月末日現在)

[地域の特徴]

塚原台地区自治会は、昭和 53 年に春日地区内の自治会として発足しました。その後、平成 12 年に独立し、32 番目の地区自治会となりました。地区内には戸建て住宅が多く、隣近所のつながりが強い地域です。

「輪と和で育つ塚原台」をテーマに活動しており、世代間別に「塚原台を語る会」、公民館を利用して「塚原台カフェ」、「勝手2サロン」などを行い、地域住民同士のコミュニケーションを図っています。

[地区の活動]

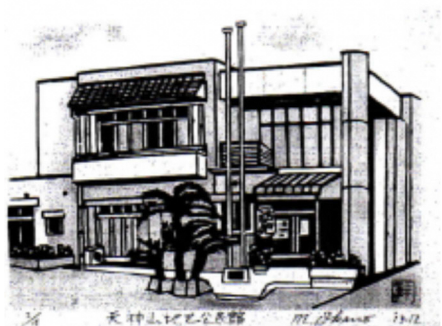
コミュニティ	夏まつり、しめ縄づくり、餅つき大会、どんど焼き&成人祝賀、七夕流しそうめん、バスハイク、グラウンドゴルフ大会、紅葉ウォーク、文化芸能祭、塚原台を語る会、アンビシャス広場(放課後子ども教室)
福祉	ふれあいいきいきサロン、子育てサロン「ニコニコ塚ちゃん広場」、コミュニティカフェ「塚原台カフェ」、勝手 2 サロン、地域支え合い活動、敬老祝賀会、塚原台地区自治会ボランティア部
環境	一斉清掃、花クラブによる町内花壇の苗植え、希望した世帯への苗の配布、ごみの出し方の啓発、路上の美化、公園愛護活動、牛頸川清掃活動、クリーン作戦の実施(年2回/全 35 自治会連携活動)
防犯・防災	全世帯参加による防犯パトロールの実施、青パト隊による下校時を中心としたパトロール、自主防災組織による避難誘導、消火訓練の実施、防災、防犯意識向上のための「防災訓練」「防犯教室」の開催、防犯灯の維持・管理・LED 化、道路等の改善要望

[地区の課題と今後の展望]

地区の課題	ふれあいサロンの参加者が固定化しており、掘り起こしも含めて公民館までの送迎を検討している。また、地域支え合い活動など地区の福祉の担い手が高齢化してきているため、今後の活動の継続性を心配している。
今後の展望	同じ住民だから助け合う。「支える」、「支えられる」お互い様の考えを持った地区にしていきたい。

天神山地区自治会

天神山 1 丁目 53 番地 TEL092-572-7323、Fax092-572-7323



	世帯数	人口	年少人口割合 (15 歳未満)	生産年齢人口割合 (15～65 歳未満)	高齢化率 (65 歳以上)
平成 27 年	1,444 世帯	3,520 人	14.3%	64.8%	20.9%
令和 2 年	1,558 世帯	3,572 人	15.2%	59.2%	25.6%

(各年 3 月末日現在)

[地域の特徴]

天神山地区自治会は、昭和 59 年に上白水地区から分区し発足しました。春日中央通りをはさんで閑静な住宅街となっています。目指すべき将来像を「天神山まるごと笑学校」とし、独自の計画である「まちづくり将来ビジョン(2016-2025)」を作成したり、地区での行事をまとめた「天神山行事カレンダー」を全世帯に配布し、地域行事への参加を促すなど、「向こう三軒両隣の声や顔がわかる地域づくり」を目指し、地域における住民同士の結びつきを大切にしながら多種多様な取組を行なっています。

[地区の活動]

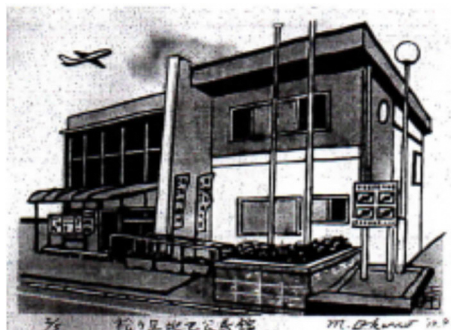
コミュニティ	ふれあい夏まつり、ふれあいもちつき大会、ふれあいフェスタ、世代間交流「七夕会」、しめ縄作り、八女市立花町松尾百笑村との交流
福祉	ふれあい・いきいきサロン、敬老の日祝賀会、子育てサロン「天てんひろば」、ふれあい公民館学習、子ども会との合同世代間交流
環境	ごみの出し方の啓発、路上の美化、公園愛護活動、クリーン作戦の実施(年 2 回/全 35 自治会連携活動)、一戸一美運動
防犯・防災	防災避難訓練の実施、防犯パトロールの実施、防災、防犯意識向上のための「防災訓練」「防犯教室」の開催、防犯灯の維持・管理・LED 化、道路等の改善要望、「ながら防犯」の啓発

[地区の課題と今後の展望]

地区の課題	自治会未加入者や退会者、自治会の取組に参加することが困難な中年層といった、普段の生活が“見えない人”の把握、情報共有が必要。
今後の展望	日常生活の中で、誰もが無理せず、気軽に参加できるような取組を展開し、顔と声のわかる関係を築くことで、見守りや支え合いの活動へ繋げていきたい。

松ヶ丘地区自治会

松ヶ丘5丁目35番地 TEL092-595-0686、Fax092-517-4478



	世帯数	人口	年少人口割合 (15歳未満)	生産年齢人口割合 (15~65歳未満)	高齢化率 (65歳以上)
平成27年	1,272世帯	3,516人	23.2%	57.9%	18.9%
令和2年	1,608世帯	4,432人	25.8%	56.1%	18.1%

(各年3月末日現在)

[地域の特徴]

松ヶ丘地区は、昭和48年頃から南春日台土地区画整理事業として整備が始まり、昭和53年に昇町区から分区し、松ヶ丘地区自治会となりました。平成19年にはフォレストシティ開発事業で住宅地が造成され、現在星見ヶ丘地区となり、人口が増加しました。

当地区では、地域での困りごとに対応するために、「暮らしサポート隊」をスタートし、高齢者等が暮らしの中で人手が必要などきに手助けをするボランティア支援の体制を整えています。

[地区の活動]

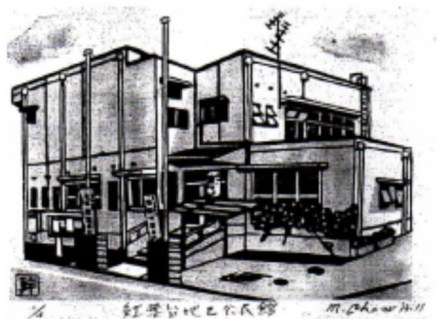
コミュニティ	夏まつり、世代間交流(七夕まつり、ソーメン流し、焼き芋会、餅つき大会、どんど焼き) アンビシャス広場(放課後子ども教室)
福祉	ふれあい・いきいきサロン、敬老祝賀会、高齢者見守り、高齢者のカフェ「憩いの家」、暮らしサポート隊、子育てサロン「げんきっこ」
環境	ごみの出し方の啓発、路上の美化、公園愛護活動、蚊成長制御剤配布による「蚊発生一斉防除」の実施、クリーン作戦の実施(年2回/全35自治会連携活動)
防犯・防災	自主防災組織による避難誘導訓練の実施、防犯パトロールの実施、「ゾーン30」指定による道路、標識の整備、防犯灯の維持・管理・LED化、道路等の改善要望

[地区の課題と今後の展望]

地区の課題	見守りや地域支え合い活動のスタッフが高齢化している。また、「行事等を手伝う」という人はいるが中心になる担い手がない。
今後の展望	見守りや地域支え合い活動の維持・継続と星見ヶ丘との融和を図り、みんなで助け合う松ヶ丘にしていきたい。

紅葉ヶ丘地区自治会

紅葉ヶ丘西4丁目1番地1 TEL092-581-9621、Fax092-581-9621



	世帯数	人口	年少人口割合 (15歳未満)	生産年齢人口割合 (15～65歳未満)	高齢化率 (65歳以上)
平成27年	1,945世帯	4,686人	12.6%	58.0%	29.4%
令和2年	2,020世帯	4,748人	14.0%	53.0%	33.0%

(各年3月末日現在)

[地域の特徴]

紅葉ヶ丘地区自治会は、昭和43年に若葉台区から分区し発足しました。当時のこの地は、秋には楓や榿などが見事に紅葉する小高い丘で、そこから紅葉ヶ丘という地名がつけられたとされています。また、現在は、春日市の中央を東西に貫く春日中央通りが地区を東西に分けており、バスも通っているため、住民にとっては交通の利便性の良い住環境となっています。

[地区の活動]

コミュニティ	夏祭り、屋内スポーツ大会、子ども餅つき会、どんど焼き、グラウンドゴルフ大会、ボウリング大会、カローリング大会、文化教室合同発表会
福祉	ふれあいいきいきサロン、敬老の日祝賀会、高齢者誕生日訪問、地域支え合い活動、子育てサロン「もみじっこ」、コミュニティカフェ「スマイルカフェ」
環境	ごみの出し方の啓発、路上の美化、公園愛護活動、クリーン作戦の実施(年2回/全35自治会連携活動)、公共用地清掃
防犯・防災	自主防災組織による避難誘導、消火訓練の実施、防犯パトロール、防犯ミーティングの実施、防災、防犯意識向上のための「防災講和」「防犯講和」の開催、防犯灯の維持・管理・LED化、道路等の改善要望

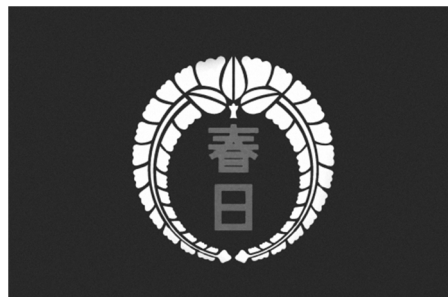
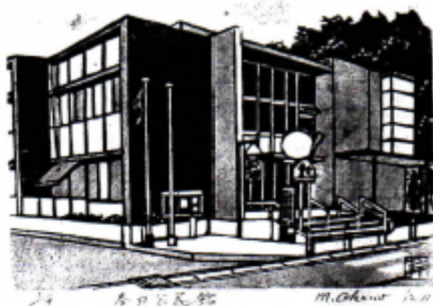
[地区の課題と今後の展望]

地区の課題	85歳以上の高齢者全員にお誕生日訪問をしているが、地域支え合い活動の登録者が少ない。
今後の展望	お誕生日訪問と地域支え合い活動を連動させるとともに、見守り活動に対する地域住民への理解と参加を促していきたい。

5. 春日野中学校区

春日地区自治会

春日 1 丁目 111 番地 TEL092-571-4149、Fax092-571-7921



	世帯数	人口	年少人口割合 (15 歳未満)	生産年齢人口割合 (15～65 歳未満)	高齢化率 (65 歳以上)
平成 27 年	1,637 世帯	4,554 人	19.9%	65.6%	14.5%
令和 2 年	1,732 世帯	4,495 人	17.6%	64.3%	18.1%

(各年 3 月末日現在)

[地域の特徴]

春日地区は、旧春日村の中心集落であり、度重なる宅地開発等を経て現在に至っています。

当地区の中央に鎮座する春日神社の起源は、神護景雲2年(768年)に大宰大貳藤原田麻呂の創建とされています。同神社の祭事、「春日の婿押し」は、国の重要無形民俗文化財の指定を受け、氏子をはじめ地区住民に連綿と受け継がれています。伝統文化を継承しつつ、地域住民の融和と大人と子どもたちがいつでも交流できるまちづくりをモットーに活動しています。

[地区の活動]

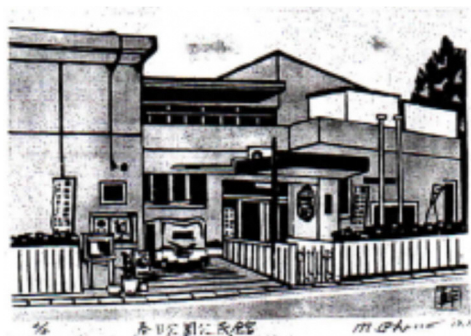
コミュニティ	かすが夏まつり、世代間交流福祉餅つき大会、牛頸川清掃及び子ども魚とり大会
福祉	ふれあい・いきいきサロン「いきいきサロン」、高齢者のカフェ「カフェサロン」、敬老の日祝賀会、地域支え合い活動、子育てサロン「どんぐり」、認知症サポーター養成講座
環境	牛頸川の整備、清掃、ごみの出し方の啓発、資源ごみ回収、公園、児童遊園、緑地の美化、啓発、春日地下歩道の環境整備、クリーン作戦の実施(年2回/全35自治会連携活動)
防犯・防災	自主防災訓練による防災教室、避難訓練、防犯パトロールの実施、登校時の見守り、防犯灯の維持・管理・LED化、道路等の改善要望

[地区の課題と今後の展望]

地区の課題	高齢化が進んでいるため、地域支え合い活動やふれあい・いきいきサロン等に必要と思われる人が参加していけるかどうか。
今後の展望	高齢者のサロンや子育てサロン「どんぐり」等の福祉活動及び地域行事を充実させ地域住民の融和と大人と子どもたちがいつでも交流できるまちづくりをしていきたい。

春日公園地区自治会

春日公園 1 丁目 47 番地 TEL092-582-8782、Fax092-592-5888



	世帯数	人口	年少人口割合 (15 歳未満)	生産年齢人口割合 (15~65 歳未満)	高齢化率 (65 歳以上)
平成 27 年	1,646 世帯	4,262 人	16.3%	70.0%	13.7%
令和 2 年	1,746 世帯	4,302 人	16.0%	64.6%	19.4%

(各年 3 月末日現在)

[地域の特徴]

春日公園地区がある一体は、以前は徳府地区、春日地区及び米軍基地でした。基地が昭和 47 年に全面返還されて以降、UR 住宅、春日高校、九州大学筑紫キャンパス、春日野小学校、春日野中学校と教育施設が多数建設され、春日公園にも程近い緑豊かな文教地区となっています。

[地区の活動]

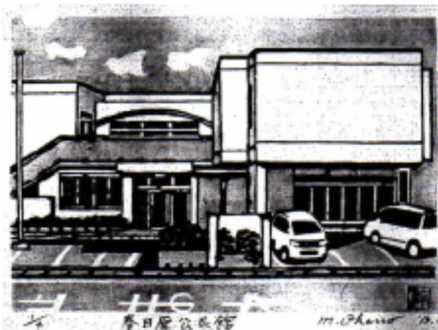
コミュニティ	夏祭り、文化祭、レクリエーション大会、芋ほり
福祉	ふれあい・いきいきサロン「ふれあいサロン」、高齢者のカフェ「ふれあいカフェ」、敬老祝賀会、敬老「桜の宴」(お花見)、地域支え合い活動、子育てサロン「ぼっけ」、子ども菓子教室
環境	ごみの出し方の啓発、路上の美化、資源ごみ回収、徳府地下歩道の清掃活動、クリーン作戦の実施(年2回/全 35 自治会連携活動)
防犯・防災	防犯パトロールの実施、朝夕の交通安全見守り、防犯灯の維持・管理・LED 化、道路等の改善要望

[地区の課題と今後の展望]

地区の課題	地域支え合い活動をはじめ、地区の活動のほとんどを自治会役員が担っているため、担い手の確保が課題。
今後の展望	地区住民一人一人に日頃から高齢者等を見守る意識を持ってもらい、地区全体の意識を高め、誰もが住みやすく安全・安心な春日公園地区にしていきたい。

春日原地区自治会

春日原南町4丁目37番地84 TEL092-591-6000、Fax092-591-6000



	世帯数	人口	年少人口割合 (15歳未満)	生産年齢人口割合 (15～65歳未満)	高齢化率 (65歳以上)
平成27年	2,638世帯	5,552人	16.7%	67.9%	15.4%
令和2年	2,830世帯	5,781人	15.3%	68.5%	16.2%

(各年3月末日現在)

[地域の特徴]

春日原地区一体は、「筑前三代広野」の一つとあげられるほどの原野でした。昭和28年の町制施行と共に土地区画整理事業を開始したことで、この地域は、一大住宅地となりました。

当地区は、非常に立地に恵まれており、西鉄大牟田線春日原駅とJR鹿児島本線春日駅の間に位置するなど、交通の便が良いことが特徴です。地区の世帯数は市内で最も多く、みんなが集まり、楽しむことで、住民相互のコミュニティの増進に取り組んでいます。

[地区の活動]

コミュニティ	夏祭り、みんなで遊ぼう春日原、文化祭、公民館 DE 桜まつり、ばるっこいもほり、春日原アンビシャス事業
福祉	ふれあい・いきいきサロン、敬老祝賀会、シルバー体操、地域支え合い活動、子育てサロン「ばるーんクラブ」
環境	花いっぱい運動(龍神池周辺)、公園清掃、ごみの出し方の啓発、路上の点検、資源ごみ回収、クリーン作戦の実施(年2回/全35自治会連携活動)
防犯・防災	防犯パトロールの実施、朝夕の交通安全見守り、防犯灯の維持・管理・LED化、道路等の改善要望

[地区の課題と今後の展望]

地区の課題	利便性の良い地域であるために集合住宅が多く、ご近所付き合いや地域との交流に対し消極的な方が一定数いる。防災、防犯の視点からも、日頃の地域住民のコミュニケーション、つながりが大切だと考えている。
今後の展望	住民が集い、憩うことができるような事業を引き続き実施していく。また、関係団体とも連携しながら、幅広い世代に参加していただけるような自治会を作っていく。

春日原南地区自治会

春日原南町 4 丁目 52 番地 2 TEL092-582-9169、Fax092-582-9169



	世帯数	人口	年少人口割合 (15 歳未満)	生産年齢人口割合 (15~65 歳未満)	高齢化率 (65 歳以上)
平成 27 年	912 世帯	2,321 人	17.2%	70.9%	11.9%
令和 2 年	969 世帯	2,311 人	14.7%	71.7%	13.6%

(各年 3 月末日現在)

[地域の特徴]

春日原南地区一体は、昭和 32 年に春日原区から分区しました。当初は、分譲住宅地でしたが、今では、戸建て住宅に加え、多くのマンションが建ち並び、多くの住民が暮らしています。若い住民が多く、市内では高齢化率が二番目に低い地区となっています。

地域の餅つき大会や子どもみこし、育成会ボウリング大会など、大人から子どもまで、みんなが楽しく暮らせる事業を行い、交流とコミュニケーションの場をつくっています。

[地区の活動]

コミュニティ	納涼夏祭り、餅つき大会、どんど焼き、観桜会、グラウンドゴルフ大会
福祉	ふれあい・いきいきサロン「いきいき倶楽部」、敬老祝賀会、地域支え合い活動、子育てサロン「こあらくらぶ」、バスハイク、コミュニティカフェ「みんなのカフェ」
環境	ごみの出し方の啓発、路上の美化、資源ごみ回収、公園清掃活動、クリーン作戦の実施(年 2 回 / 全 35 自治会連携活動)
防犯・防災	自主防災組織による防災訓練、防犯パトロールの実施、朝夕の交通安全見守り、防犯灯の維持管理、修繕による LED 化、道路の改善要望等

[地区の課題と今後の展望]

地区の課題	高齢化率が低く、現役で働いている世代が多いため、今後、自治会役員を確保し続けられるか、また、若い人たちを自治会の活動に引き込んでいけるかが課題。
今後の展望	転出入が少ないため、自分たちのまちという意識を比較的持ちやすい地域である。現在、公民館活動に関わりの少ない層を、行事等を通じて巻き込んでいき、自治会全体が活気づくようにしていきたい。

平田台地区自治会

平田台 4 丁目 32 番地 TEL092-595-0100、Fax092-577-7118



	世帯数	人口	年少人口割合 (15 歳未満)	生産年齢人口割合 (15~65 歳未満)	高齢化率 (65 歳以上)
平成 27 年	1,049 世帯	2,837 人	20.6%	61.6%	17.8%
令和 2 年	1,040 世帯	2,666 人	17.4%	60.3%	22.3%

(各年 3 月末日現在)

[地域の特徴]

平田台地区自治会は、春日区内の自治会として独自の運営をしてきましたが、春日土地区画整理事業などの宅地造成が進んだことにより、人口が急増しました。平成 2 年に春日地区から分区分し、現在に至っています。

当地区は、いち早く地域支え合い活動に取り組み、登録者(支えられる人)と支援者(支える人)との顔合わせ交流会を行っています。また、自治会活動では、夏祭り、運動会などの諸行事を行うことにより、住民の親睦を深め、コミュニティの充実を図っています。

[地区の活動]

コミュニティ	夏祭り、運動会、地区文化祭、自治会緑翠会子ども育成会合同餅つき大会、牛頸川清掃及び子ども魚とり大会、ニュースポーツ体験会
福祉	ふれあい・いきいきサロン、敬老祝賀会、バスハイク、地域支え合い活動、子育てサロン、コミュニティカフェ「ふらっとカフェ」
環境	牛頸川の整備、清掃、ごみの出し方の啓発、資源ごみ回収、路上の美化、クリーン作戦の実施(年 2 回/全 35 自治会連携活動)、公園美化活動(愛園会)
防犯・防災	自主防災訓練による防火訓練、防犯パトロールの実施、朝夕の交通安全見守り、防犯灯の維持管理、修繕による LED 化、道路の改善要望等

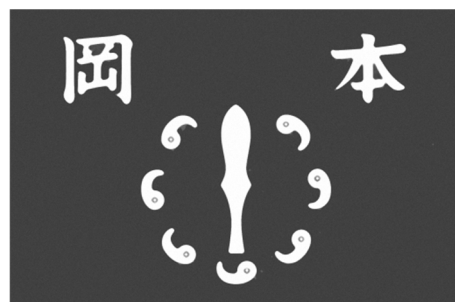
[地区の課題と今後の展望]

地区の課題	高齢化率が徐々に上がってきており、高齢者が安心して生活できるような地域の在り方について考える必要がある。
今後の展望	誰もが楽しめる活動を企画し、公民館での活動や交流を通じて、笑いど活気にあふれるまちにしていきたい。また、困ったときや何かあったときには受け入れる姿勢を持ち、安全・安心なまちづくりを今後も続けていきたい。

6. 春日北中学校区

岡本地区自治会

岡本3丁目 65番地 TEL092-571-4161、Fax092-571-4161



	世帯数	人口	年少人口割合 (15歳未満)	生産年齢人口割合 (15～65歳未満)	高齢化率 (65歳以上)
平成27年	930世帯	2,130人	16.7%	62.0%	21.3%
令和2年	960世帯	2,048人	14.6%	61.9%	23.5%

(各年3月末日現在)

[地域の特徴]

岡本地区は、緩やかな丘陵地に位置し、弥生時代の貴重な遺跡造物が出土しています。平成10年には奴国の丘歴史資料館が建ち、住宅地の中に大きな緑地公園が整備されました。公園や自然林が織り成す静けさを求めて地元住民のみならず、多くの人々が訪れ散策を楽しんでいます。熊野神社や上散田池公園の自然の森など、四季の移ろいとともにより変わる風景は、住民の憩いの場所となっています。

[地区の活動]

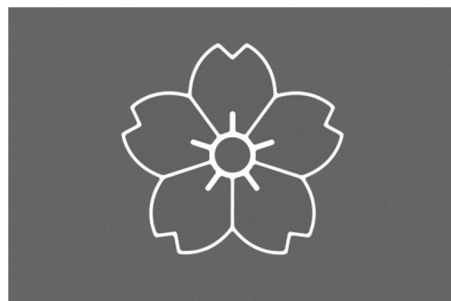
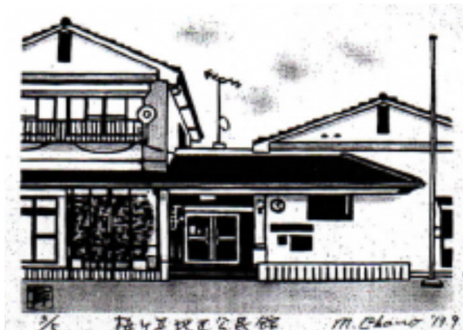
コミュニティ	地区夏祭り、スポーツ大会、ドンカン祭り、ほんげんぎょう、餅つき大会、地区文化祭、芋植え芋掘り大会
福祉	ふれあい・いきいきサロン「ひまわりサロン」、敬老祝賀会、地域支え合い活動、子育てサロン「おはなしのへや」
環境	ごみの出し方の啓発、路上の美化、資源ごみ回収、クリーン作戦の実施(年2回/全35自治会連携活動)
防犯・防災	自主防災訓練の開催 避難訓練、消火訓練等、防犯パトロールの実施、朝夕の交通安全見守り、防犯灯の維持・管理・LED化

[地区の課題と今後の展望]

地区の課題	日頃の買い物は近隣にスーパーはあるが、地形的に坂道が多いため、お米や水等重い物の購入は高齢者に負担がある。
今後の展望	品物を見て購入する楽しみがあるので、買い物支援を進めるとともに、地域支え合い活動の支援者を増やし、見守りを充実させたい。

桜ヶ丘地区自治会

桜ヶ丘7丁目1番地2 TEL092-592-5567、Fax092-592-5567



	世帯数	人口	年少人口割合 (15歳未満)	生産年齢人口割合 (15～65歳未満)	高齢化率 (65歳以上)
平成27年	1,627世帯	3,364人	12.2%	65.7%	22.1%
令和2年	1,655世帯	3,249人	11.5%	61.7%	26.8%

(各年3月末日現在)

[地域の特徴]

桜ヶ丘地区は、福岡市に隣接する本市の北端に位置し、西鉄天神大牟田線の井尻駅や、JR 鹿児島本線の笹原駅も近いこと、通勤、通学、買物などの生活に便利なところです。昭和60年代からマンション等の開発が進み、集合住宅が多い地区になっています。防災訓練や松寿会と小学生との芋植え・収穫祭といった世代間交流、地域内を流れる諸岡川の清掃に多くの住民が参加するなど、地域コミュニティの形成に力を入れています。

[地区の活動]

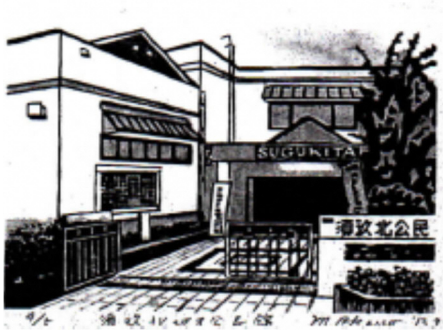
コミュニティ	地区夏祭り、魚とり大会、運動会、文化祭、ふれあい餅つき大会、ほんげんぎょう
福祉	ふれあい・いきいきサロン、敬老祝賀会、地域支え合い活動、子育てサロン「さくらっこ」、コミュニティカフェ「桜ヶ丘カフェ」
環境	ごみの出し方の啓発、路上の美化、資源ごみ回収、クリーン作戦の実施(年2回/全35自治会連携活動)、日の出町地区と共同で諸岡川の清掃、花いっぱい運動、広場公園花壇の整備
防犯・防災	自主防災訓練の開催、避難訓練、消火訓練、図上訓練、防犯パトロールの実施、朝夕の交通安全見守り、防犯灯の維持・管理・LED化

[地区の課題と今後の展望]

地区の課題	日常の見守り活動を進めているが、プライバシーの観点から情報の把握が難しいことがある。また、自治会役員をはじめとする活動の担い手、支援する側の人材確保が課題となっている。
今後の展望	行事を通して信頼関係を築き、地域への関心を高めてもらい、自治会運営への積極的な参画や、日常の支え合いに繋がるような雰囲気を作っていきたい。

須玖北地区自治会

須玖北 5 丁目 151 番地 TEL092-581-6624、Fax092-581-6819



	世帯数	人口	年少人口割合 (15 歳未満)	生産年齢人口割合 (15~65 歳未満)	高齢化率 (65 歳以上)
平成 27 年	2,069 世帯	4,460 人	14.4%	65.5%	20.1%
令和 2 年	2,108 世帯	4,428 人	13.5%	64.3%	22.2%

(各年 3 月末日現在)

[地域の特徴]

須玖北地区は、昭和 57 年に須玖区が南・北に分区して設立されました。分区前の須玖区は昔から老松神社(上の宮、中の宮)、住吉神社(下の宮)があり、古くから信仰を集め、人々が生活していた様子が偲ばれます。また、福岡市の南側に隣接する住宅街で、戸建や集合住宅が立ち並び、住民の転出入も多い地域です。活動を進めるにあたって、意見交換を活発に行い、共通認識の下に地域のために何ができるか、地域の一員としての自覚を感じ、双方向的な活動に取り組んでいます。

[地区の活動]

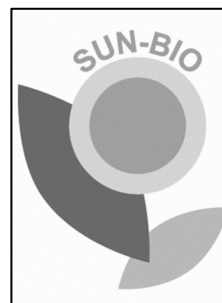
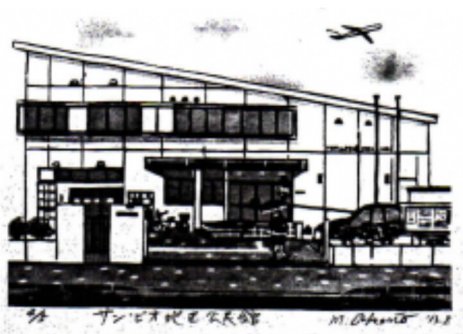
コミュニティ	地区祭り、精霊送り、地区運動会、文化祭、どんと焼き、餅つき
福祉	いきいきサロン会、敬老祝賀会、安心生活創造事業による一人暮らし高齢者等の支援、安心生活学習会、子ども交流事業
環境	ごみの出し方の啓発、路上の点検、資源ごみ回収、地区内3公園の巡回、クリーン作戦の実施(年2回/全35自治会連携活動)
防犯・防災	防災会議、自主防災訓練、防災学習会の開催、防犯パトロールの実施、朝夕の交通安全見守り活動、防犯灯の維持・管理・LED化、道路等の改善要望

[地区の課題と今後の展望]

地区の課題	地域自治を共に担う自治会役員等の人材をいかに発掘していくか。また、時代を担う子どもたちとの関わりを地域全体の関わりにしていくか。
今後の展望	地域に愛着を持ち自分に出来ることをし、地域と協働していく人づくりをしていきたい。

サン・バイオ地区自治会

大和町5丁目1番地4 TEL092-592-5554、Fax092-592-5554



	世帯数	人口	年少人口割合 (15歳未満)	生産年齢人口割合 (15～65歳未満)	高齢化率 (65歳以上)
平成27年	1,017世帯	2,505人	17.4%	69.3%	13.3%
令和2年	1,038世帯	2,426人	15.8%	66.1%	18.1%

(各年3月末日現在)

[地域の特徴]

サン・バイオ地区は、平成16年に日の出町地区から分区し形成された若い自治会です。「サンリヤンガーデン春日」と「アーバイン・バイオ春日」の2つの大型集合住宅で形成されており、JR鹿児島本線の南福岡駅も近く、交通の便がよいところです。

当地区では、中高年を対象に、趣味と地域コミュニケーションを向上することを目的とした「フレンズ会」が結成され、自治会の活動にも積極的に参加・支援をいただいています。

[地区の活動]

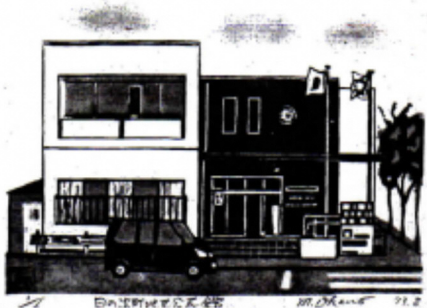
コミュニティ	夏祭り・盆踊り大会、ふれあい大運動会、餅つき大会、趣味を生かした同好会活動を行なうフレンズ会の結成(55歳以上の住民)
福祉	ふれあい・いきいきサロン、敬老祝賀会、地域支え合い活動、子育てサロン「サン・バイオキッズ」
環境	ごみの出し方の啓発、資源ごみ回収、クリーン作戦の実施(年2回/全35自治会連携活動)
防犯・防災	防犯パトロールの実施、交通安全指導、防犯のための自転車シール貼付促進、防犯灯の新設、修繕によるLED化

[地区の課題と今後の展望]

地区の課題	住民の入れ替わりが多いことや現役で働き続ける人が増えたことで、隣近所と日頃からコミュニケーションを取る人が少なくなっている。また、ここ数年で、一人暮らしの高齢者も増え、活動への参加が難しいからと、自治会を離れる方が増えている。
今後の展望	回りの状況が変化していく中でも、公民館の「コミュニティセンター」としての役割を大切にしたい。参加しやすい行事の企画や貸館利用の促進など、工夫を凝らしながら、人が集まり、交流できる公民館であり続けたい。

日の出町地区自治会

日の出町2丁目61番地12 TEL092-582-9998、Fax092-582-9998



	世帯数	人口	年少人口割合 (15歳未満)	生産年齢人口割合 (15～65歳未満)	高齢化率 (65歳以上)
平成27年	1,329世帯	2,705人	12.3%	66.7%	21.0%
令和2年	1,466世帯	2,950人	14.2%	63.5%	22.3%

(各年3月末日現在)

[地域の特徴]

日の出町地区は、福岡市に隣接し、西鉄天神大牟田線の雑餉隈駅や、JR 鹿児島本線の南福岡駅も近く、交通の便がよいところです。昭和 30 年に開発された県営日の出団地が始まりであり、昭和 58 年4月に桜ヶ丘、岡本の一部を編入し日の出町地区が誕生しました。

当地区では、近隣の精華女子短大と連携し、サロンの開催にあたって、高齢者向け、幼児向けとそれぞれのサロンに学生が参加し、専門性を発揮した活動を行っています。

[地区の活動]

コミュニティ	夏祭り・盆踊り大会、ふれあい大運動会、パソコン教室
福祉	ふれあい・いきいきサロン、健康体操ふらわー、敬老祝賀会、地域支え合い活動、子育てサロン
環境	ごみの出し方の啓発、路上の美化、資源ごみ回収、クリーン作戦の実施(年2回/全 35 自治会連携活動)、桜ヶ丘地区と共同で諸岡川の清掃、町内美化のためポスター掲示による啓発、違反広告物の撤去
防犯・防災	自主防災訓練の開催 避難訓練、消火訓練、救急救命、防犯パトロールの実施、朝夕の交通安全見守り、防犯灯の管理、修繕によるLED化

[地区の課題と今後の展望]

地区の課題	人間関係の希薄化や自治会離れが進んでおり、自治会に加入していても行事や活動に参加しない人が増えている。行事に参加してみると「良かった」という声はたくさんあがるため、できることから行事の充実を図っていく必要がある。
今後の展望	行事で交流した子どもたちやその親が、その後も自治会の活動に関わり、顔の見える関係が築かれ、お互い支え合っていけるような地域づくりを目指したい。

第6章 成年後見制度利用促進基本計画

第6章 成年後見制度利用促進基本計画

1. 計画策定の趣旨

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がい等により、財産管理や日常生活等に支障がある人たちを支えるための重要な手段ですが、これまで十分に活用されていませんでした。

このため、国は、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を平成28年4月15日に公布し、同年5月13日に施行しました。そして、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、「成年後見制度利用促進基本計画」が平成29年3月24日に閣議決定されました。

国の成年後見制度利用促進基本計画に係るKPI(重要業績評価指数)においては、すべての市町村において基本的な計画が策定されるという目標値が設定されています。本市においては、高齢者等の成年後見制度の利用促進に関する施策の推進を図るため、春日市地域しあわせプラン2021に内包する形で春日市成年後見制度利用促進基本計画を策定します。

2. 現状と課題

「第2章 統計からみる春日市の現状」に示したとおり、要介護等認定者や知的障がい者、精神障がい者等の要援護者が増加していることから、今後、成年後見制度の需要が高まることが予測されます。

一方で、下位計画である「春日市高齢者福祉計画 2021・第8期介護保険事業計画」及び「第6期春日市障がい福祉計画及び第2期春日市障がい児福祉計画」を策定するために実施したアンケート調査によると、成年後見の制度やその内容が広く認知されていないことが分かりました。また、介護保険サービス事業所や障害福祉サービス事業所に対して行ったアンケート調査においては、これからの社会に必要な制度であるにも関わらず、制度や手続きの複雑さ、相談できる窓口が少ないことが課題であるという声が多く聞かれました。

このため、成年後見制度を必要とする人が適切に制度利用につながるよう、制度の周知・広報活動を積極的に行うとともに、相談窓口をはじめとした利用促進のための体制整備を図ることが重要です。国のKPIにおいても令和3年度末までにすべての市町村で権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関が整備されることが目標とされていることを踏まえ、取組を進める必要があります。

第6章 成年後見制度利用促進基本計画

「あなたは「成年後見制度」を知っていますか？」

対象：高齢者（春日市在宅介護実態調査及び春日市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査より（令和2年3月実施））

	要介護（支援）認定者	左記以外の高齢者
アンケート回答者数（全体）	564 人	764 人
内容を知っている	30.1%	36.9%
聞いたことはあるが、内容は知らない	39.2%	37.0%
聞いたこともないし、わからない	20.4%	19.2%
本質問に無回答	10.3%	6.8%

対象：障がい者（春日市障がい福祉に関するアンケート調査より（令和2年6月実施））

	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者
アンケート回答者数（全体）	1,508 人	302 人	314 人
知っている	49.0%	35.4%	36.3%
知らない	36.7%	56.6%	54.5%
本質問に無回答	14.3%	7.9%	9.2%

「成年後見制度に対する要望や期待することを教えてください。」

対象：介護保険サービス事業所、障害福祉サービス事業所（成年後見制度利用に関するニーズ調査より（令和2年6月実施））

【自由意見を一部抜粋】

- 成年後見制度は敷居が高いような気がします。気軽に相談できる窓口などがあり、それを周知できていればいいのではないかと感じます。
- 高齢化、独居高齢者の増加に伴い、必要性が高い方も増えると思う。いよいよ必要となった時ではなく、前もって準備ができるような任意後見制度や手続きの周知が必要ではないか。
- 成年後見制度に関わる年齢は高齢になってからが多いため、その頃に対象者がこの複雑な制度の説明をされても理解が困難と思われる。高齢になり認知症を発症し判断能力が低下するリスクは、財産の多い少ないに関係なく誰にでも起こり得ることであり、成年後見制度の啓発活動は現に困っている方を対象にすることも必要だが、中年～壮年期の年代に制度に触れられる取組が必要と思われる。
- 身寄りのない独居老人や家族と音信不通の方が介護が必要となっている状況が増えているが、もっと簡単に利用できる方法がないと、すぐ対応できず、長く困った状況のままとなってしまうことが心配。また、認知症の方は意思表示が難しく、まわりが必要と気が付いた時には手続きが難しい状況になっていたりする。制度についてもっと早くから広く周知してもらう必要があると思う。
- 本人の権利擁護はもちろんですが、形式だけに捉われず本人の思いや暮らしに寄り添ってほしいです。もう少し利用しやすい制度になることを希望します。

3. 基本方針

成年後見制度は、ノーマライゼーション(基本的人権を享有する個人としての尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障すること)や自己決定権の尊重等の理念と、本人保護の理念との調和の観点から、契約等の法律行為における意思決定が困難な人について、成年後見人、保佐人、補助人(以下、「後見人等」という。)がその判断能力を補うことによって、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護するという点に制度趣旨があります。

そこで、春日市成年後見制度利用促進基本計画では、誰もが住みなれた地域で、地域の人々と支え合いながら、尊厳をもってその人らしい生活を継続することができることを目的とし、成年後見制度の利用が必要な人が、その人らしい生活を守るための制度として利用できるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築することを目標に取組を進めます。

4. 具体的な取組

親族、福祉・医療・地域等の関係者等が一体となり、「権利擁護支援の必要な人(以下、「本人」という。)の発見や支援」、「早期の段階からの相談や対応体制の整備」、「意思決定支援や身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」を目指します。

(1)地域連携ネットワークの構築

本人の支援体制を構築するため、保健・医療・福祉の連携に司法も含めた仕組みとして、「チーム」「協議会」「中核機関」を構成要素とした、地域連携ネットワークの構築に向け協議を進めます。

① 本人を中心としたチームの形成

- 本人の状況に応じ、後見等開始前においては本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が、後見等開始後はこれに後見人等が加わる形で「チーム」として関わるようチーム会議等の開催を通じた体制づくりを進めます。また、法定な権限を持つ後見人等と地域の関係者が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し対応する仕組みづくりを進めます。

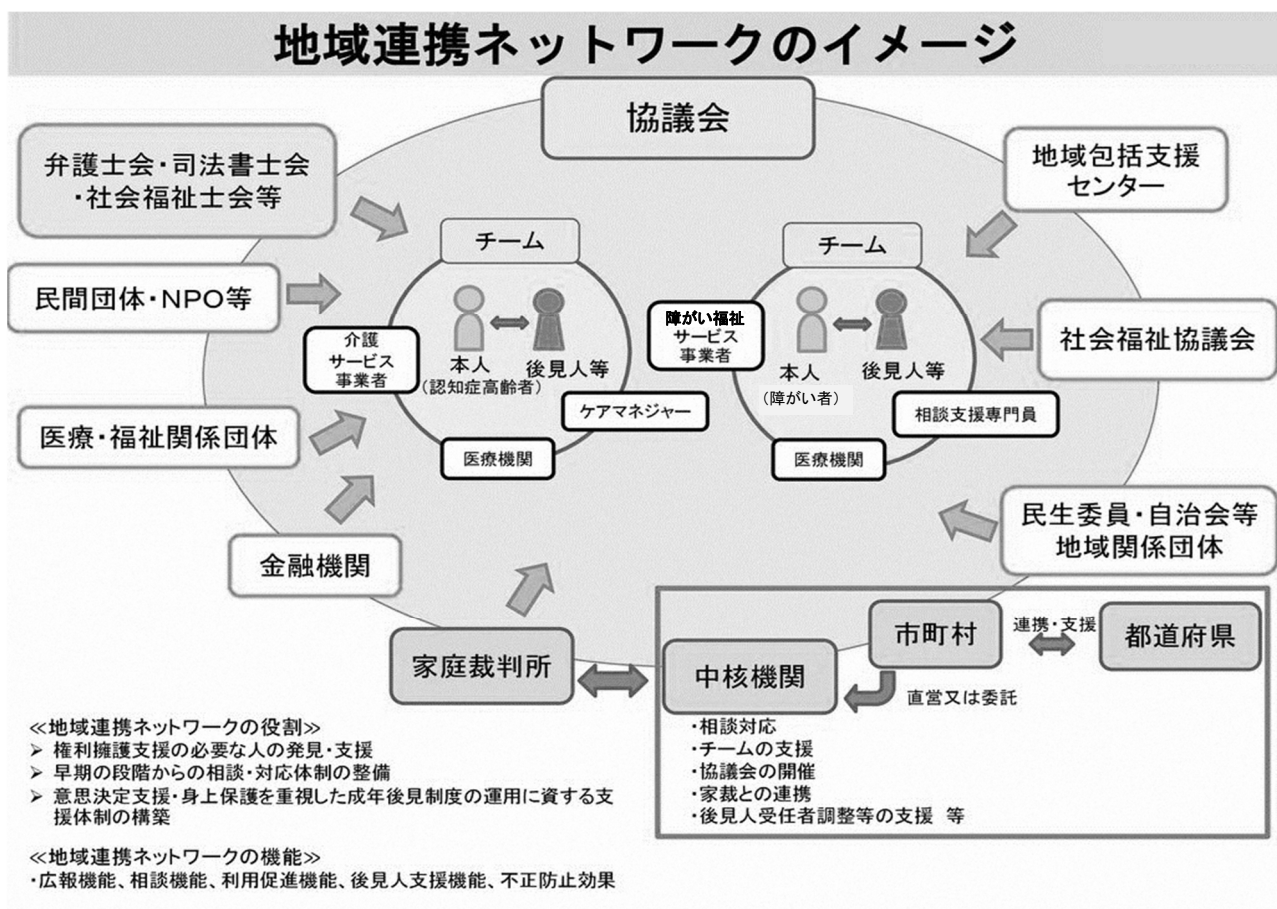
② 協議会の整備

- 既存の組織を活用し、各種専門職団体や関係機関の協力・連携強化を協議する協議会等の設置を進め、個別の協力活動の実施やケース会議の開催等を通し、多職種間での更なる連携及び課題整理等を図ります。

③ 地域連携ネットワークの中核となる機関の設置・運営

- 権利擁護支援の地域連携ネットワークを整備し、協議会等を適切に運営していくためには、その中核となる機関が必要となります。中核機関は、様々なケースに対応できる法律や福祉等の専門知識を蓄積していくとともに、地域の専門職や各関係機関との関係構築により円滑な運営を図りながら、地域における連携・対応強化の推進役を担うことが期待されています。中核機関の設置にあたって、既存の組織を活用した設置を検討し整備を進めます。

図表 31 地域連携ネットワークのイメージ図



資料：内閣府「地域連携ネットワークのイメージ」を改変

(2) 成年後見制度の利用促進

中核機関を中心に、成年後見制度の認知度を高める取組を進めるとともに、本来、制度を必要としている人が、適切に安心して利用できるよう、相談支援体制やフォロー体制、利用支援事業等の充実に努めます。

① 成年後見制度の広報・啓発活動

- 成年後見制度が、本人の生活を守り、権利を擁護する重要な手段であることなど、制度の特長や留意点に関する啓発に努め、制度の理解促進を図ります。本人、家族だけでなく、その人たちの生活の関係者(医療、介護、福祉、その他社会資源等)への啓発をすることにより、個人に応じた制度の利用を推進します。また、地域において権利擁護に関する支援の必要な人の発見に努め、速やかに必要な支援につなげます。

② 相談窓口の明確化と早期支援

- 成年後見制度の利用について、早期の段階から身近な地域で相談できるよう、窓口等の体制を整備します。また、相談内容により、成年後見制度の利用以外の方法で支援が可能と判断した場合は、適切に他の機関につなげます。

③ 意思決定支援・後見人等の担い手の確保

- 本人の意向を確認するとともに必要な支援内容を把握し、本人にとって望ましい後見人等が選任されるような体制のあり方について、専門職団体等と連携及び協議を行い、状況に応じた適切な受任者調整(マッチング)への取組を進めます。また、成年後見制度の利用促進を踏まえた需要に対応していくために、支援の担い手となる市民後見人の候補者の養成が求められていることから、養成研修の実施に関しては、今後、調査研究を行います。
- 日常生活自立支援事業(福祉あんしんサービス事業)等からの成年後見制度利用へのスムーズな移行に向けて、権利擁護に関する本人への方針や支援方法について予め提案し、適切かつ効果的な成年後見制度の活用を図ります。

④ 身上保護の充実・後見人等支援

- 後見人等が本人の意思を尊重した身上保護を円滑に行うことができるよう、「チーム」による支援を推進します。
- 親族後見人等が安心して後見業務に取り組むことができるような相談体制のあり方や、意思決定支援や身上保護を重視した後見等活動が円滑に行われるための後見人支援のあり方について、中核機関を中心に協議を進めます。

⑤ 成年後見市長申立てと成年後見制度利用支援事業

- 本人の生命や財産等が脅かされている状況にあるにも関わらず、本人や配偶者、四親等内の親族から家庭裁判所に後見等開始の申立てができない人を見つけだした場合は、速やかに関係機関と連携し、市長申立てを行います。
- 市長申立てを行う場合に必要な費用を負担することが困難な人に対して、審判の請求費用及び後見人等への報酬を助成するための事業の実施を継続します。事業の対象者及び助成額については、成年後見制度の需要を十分に調査した上で、随時、見直していきます。

【過去5年間の市長申立件数】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
高齢者	1	2	2	3	4
障がい者	0	0	1	2	1

第7章 計画の実現のために

第7章 計画の実現のために

1. 関係機関等との連携・協働

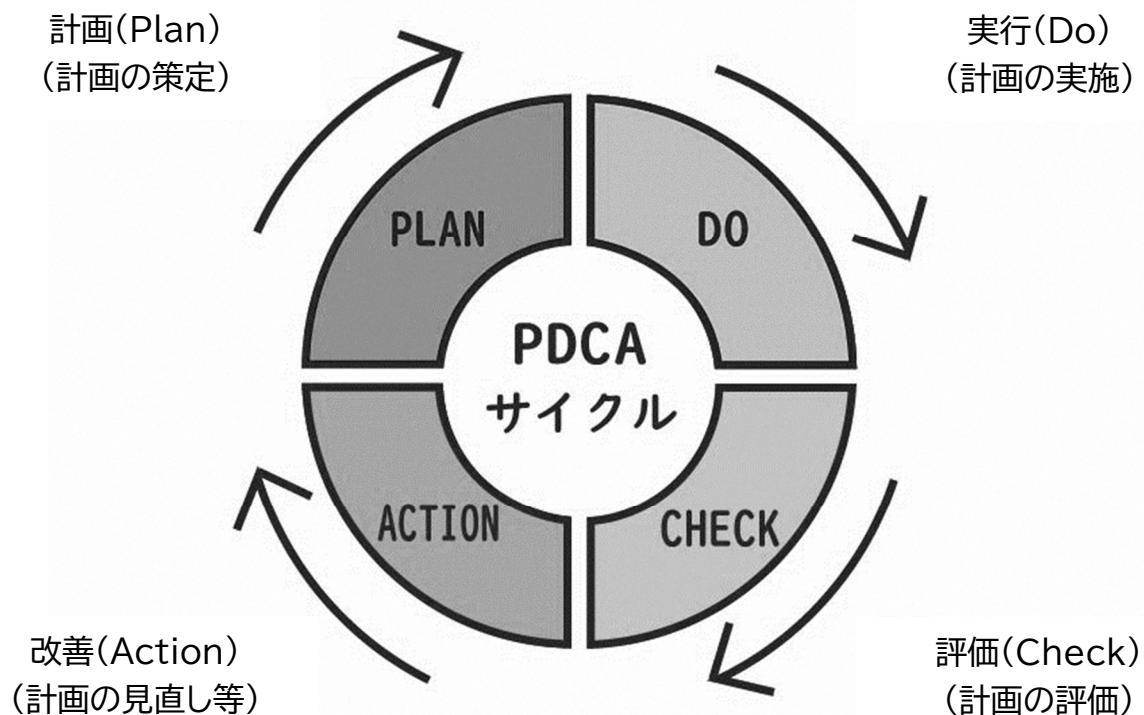
地域福祉に関わる施策分野は、福祉・保健・医療のみならず、教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくりなど多岐にわたっているため、民生委員児童委員連合協議会、自治会、シニアクラブ、福祉事業者、医師会、歯科医師会、薬剤師会、学校、PTA、NPO、ボランティア団体その他各種団体も地域福祉の重要な担い手となります。

本計画を推進していくにあたって、市・市社会福祉協議会・地域住民等が連携を取り、それぞれの役割を果たしながら協働していきます。

2. 計画の進捗管理

本計画は、「春日市地域福祉推進会議」において、国の社会福祉制度改革の動向も十分に見極め、福祉分野の個別計画などとも連携を図りながら、「Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(改善)」を行い、必要に応じて計画の見直し、改善を行います。

また、住民参画による計画の推進を図るため、各自治会や福祉団体等連絡協議会に進捗状況を確認し、意見交換を行います。



資料編

資料編

1. 春日市地域福祉計画等策定検討会委員名簿

選出区分	氏名	所属団体等
学識経験者	山崎 安則	筑紫女学園大学教授
市民	市耒 睦子	市民公募
地域福祉の推進 に関係する者	西堀 玲子	春日市民生委員児童委員連合協議会
	有馬 茂信	春日市自治会連合会
	篠原 比呂志	春日市身体障害者福祉協会
	福田 忠三	春日市シニアクラブ連合会
	太田 隆	春日市福祉ボランティア連絡協議会
	井口 謙氏	春日市商工会
	大内田 智子	春日市地域包括支援センター
	矢野 稔	春日市校長会
	時枝 輝明	春日市私立保育園連絡協議会

2. 春日市地域福祉計画等策定検討会設置要綱

(平成 22 年 3 月 3 日告示第 23 号)

改正 平成 28 年 3 月 15 日告示第 32 号 令和 2 年 4 月 1 日告示第 118 号

(設置)

第 1 条 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 107 条に規定する地域福祉計画の策定に当たり、必要な検討を行うため、春日市地域福祉計画等策定検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

(組織)

第 2 条 検討会は、11 人以内の委員をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから、市長が依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地域福祉の推進に関係する者
- (3) 市民(前 2 号に掲げる者を除く。)

2 委員は、市の非常勤特別職職員としての身分を有しないものとする。

(依頼期間)

第 3 条 委員の依頼期間は、1 年以内とする。ただし、依頼期間中であっても、必要があるときは、市長は依頼を解くことができるものとする。

(会長及び副会長)

第 4 条 検討会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、検討会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 検討会の会議は、会長が招集する。

2 検討会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第 6 条 検討会の庶務は、福祉支援部福祉支援課において処理する。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 15 日告示第 32 号)

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年 4 月 1 日告示第 118 号)

この告示は、公布の日から施行する。

3. 用語集

[あ行]

アウトリーチ

支援が必要な状態であるにもかかわらず、自発的に申し出をしない人々に対して、公共機関などが積極的に地域や家庭に出向いて相談を受けたり支援の実現を目指すこと。

NPO

Not-for-Profit Organization の略で、民間非営利組織のこと。ボランティア活動などの社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体の総称で、さまざまな分野において社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されている。

[か行]

高齢者・要援護者等台帳

住民基本台帳に記録されている高齢者又は要援護者等で、災害等の緊急時等に支援を必要とする人の台帳のこと。

コミュニティソーシャルワーカー

地域に出向く中で、制度の対象にならない人を含め様々な困りごとをキャッチし、地域住民や関係機関と課題を共有する中で解決方法を考えていきます。住民と共に仕組みづくりを進めて行く福祉の相談員のこと。

[さ行]

住民参加型在宅福祉サービス

「住民」たちが「参加」して、地域で援助を必要とする人に対して、「在宅福祉サービス」を行う地域福祉活動のこと。既存の制度やサービスでは補いきれない多様なニーズに対応するために、住民同士で助けあう仕組み。多様な運営主体によって活動が行われている。

生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、そのサービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす人のこと。

生活支援サポーター(おたすけサービス)

サポーター養成講座を受講し、住民相互の助け合い活動を理解した上で、家事支援など日常生活のちょっとした困りごとへの協力をしてくれる人のこと。

資料編

成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分ではない人について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法的に支援する制度のこと。なお、本人の判断能力の程度に応じて、後見、補佐、補助の類型がある。

ソーシャルインクルージョン

全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念のこと。

[た行]

WHO

保健事業の指導、衛生条約の提案、情報・援助の交換などを行う国際連合の専門機関。1948年に設立。本部はジュネーブにある。

[な行]

日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などのうち、判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助などを行う事業のこと。春日市社会福祉協議会では、「福祉あんしんサービス事業」として実施している。

ネットワーク

社会福祉の領域では、人間関係のつながりの意味で用いることが多く、具体的には、地域における住民同士の情報交換や交流、団体との連携など複数のつながりを指すもの。

ノーマライゼーション

障がいのある、なしに関わらず、一般社会の中で同じように生活することが正常なことであり、本来の望ましい姿であるという考え方のこと。

[は行]

パブリックコメント

行政機関が政策や規則等を制定するにあたって、その制定しようとする政策などの趣旨、目的、内容等の必要な事項を公表し、広く市民から意見や情報、改善案などを募集する手続きのこと。

バリアフリー

障壁(バリア)となるものを取り除くことをいう。床の段差を解消したり、手すりを設置したりするなどといったハード面だけではなく、近年では、すべての人の社会生活を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的なさまざまな障壁を除去するという意味で用いられてきている考え方のこと。

避難行動要支援者

災害時に配慮を要する人(高齢者、障がい者、子ども、幼児、妊産婦、日本語が十分に理解できない外国人など)のうち、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人のこと。

福祉教育

社会福祉問題を学習テーマにしたり、福祉の活動体験などを行ったりすることで、お互いが共感できる心を育み、また、人と人との関わりについて考えるきっかけとなることを目指した教育のこと。

福祉避難所

災害が発生した時に、高齢者や障がい者、妊婦など、一般の避難所では生活に支障があり、特別な配慮を必要とする人を受け入れる指定避難所のこと。

ボランティア

自発的な意志に基づき、金銭的な見返りを求めることなく、地域社会を住みよくしたり、他者を支えたりするなどの社会的活動やそれに携わる人のこと。

[ま行]

民生委員・児童委員

地域における身近な相談相手として各地区ごとに置かれ、住民が生活上の悩みを抱え、誰かに相談したいときや、社会福祉の制度を利用したいときなど、常に住民の立場に立って相談を受ける人のこと。また、必要に応じて関係機関等へ「つなぐ」役割を担っている。民生委員法、児童福祉法に基づき各市町村に設置され、厚生労働大臣より委嘱が行われる。

[や行]

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、障がいの有無や能力の差、言語の差等を問わず、誰もがわかりやすく利用しやすいデザインのこと。

春日市地域しあわせプラン 2021

(春日市地域福祉計画・地域福祉活動計画)

令和 3年 3月

【企画・編集・発行】

春日市

福岡県春日市原町3丁目1番地5
TEL(092)584-1111(代) FAX(092)584-1142
<http://www.city.kasuga.fukuoka.jp/>

春日市社会福祉協議会

福岡県春日市昇町3丁目101番地
TEL(092)581-7225(代) FAX(092)581-7258
<http://www.kasuga-shakyo.or.jp/>



みんなで春をつくろう



春日市社会福祉協議会
イメージキャラクター
「ランティ」